

平成20年度 文部科学省新規・拡充事業

	事業名	事業の概要	必要性	有効性	効率性	20年度 予算要求額
【1】	社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム（拡充）	社会人の「学び直し」ニーズに対応するため、大学・短期大学・高等専門学校等の教育研究資源を活用した、社会人の再就職やキャリアアップ等に資する優れた実践的教育への取組を行う大学等に対して委託事業として支援を行うとともに、支援件数を拡大（新規支援110件 300件）することにより、一層、再チャレンジに向けた良質な教育プログラムの普及を図り、再チャレンジを可能にする柔軟で多様な社会の実現を目指す。	<p>社会人の学び直しについては、「成長力加速プログラム」や「成長力底上げ戦略」では、『希望者（フリーター、子育て終了後の女性など）に対し、大学等が教育プログラムを開発・開放する』、「イノベーション25」や「再チャレンジ支援総合プラン」では、『大学等と地域の産業界等関係者が連携し、社会人等が地域で実践的な学び直しができる実践的教育プログラム等の提供による機会の充実』、さらには、「経済財政改革の基本方針2007」でも『大学等の教育プログラムの提供や社会人の学び直しの機会の拡大』と示されており、まさに本事業において実施する取組支援の重要性が指摘されているところである。また、学校教育法の改正により、社会人等を対象とした特別の課程（教育プログラム）を履修した者に対して大学等が証明書を交付できることとし、本事業が履修証明制度の先導的な役割を果たすことが期待されている。</p> <p>資源に乏しいわが国の将来を支える人材の育成や学び直しの機会提供は重要であり、フリーター、子育て終了後の女性などの活力を活用するためには、地域社会のニーズを踏まえつつ、再チャレンジを支援する取組の展開を推進する大学等を支援し、より多くの社会人等に機会を提供していくことが必要不可欠である。</p>	<p>（施策目標） 施策目標1-1 生涯を通じた学習機会の拡大 施策目標3-1 大学などにおける教育研究の質の向上</p> <p>本事業を実施することにより、選定された大学・短期大学・高等専門学校における多様な教育プログラムが展開され、その取組が牽引力となり、大学自らあるいは地域社会からの要望を受け、他大学等においても社会人の学び直しのための実践的教育の実施に向けた検討が行われ、応募に向けて大学等が産業界等と連携を図るなど社会ニーズの把握に努め、組織的かつ体系的な教育プログラムの開発などに取り組むことが想定される。</p> <p>また、学修成果が再就職やキャリアアップの動機につながるなどの社会的な通用性を持つことが期待される。</p>	<p>本事業を実施することにより、北海道から沖縄までの全国各地で410件（うち新規分300件）の社会人等を対象とした再就職やキャリアアップに資する多様な教育プログラムが展開され、全国のどこにいても多くの社会人が学び直しの機会を得られることができる。</p> <p>また、当該教育プログラムが履修証明制度のモデルケースとなり、当該情報を広く大学等に提供することにより、選定された大学のみならず、全国各地の大学等で類似又は新たな教育プログラムの開発・実施の促進が期待される。</p> <p>本事業は、社会人の学び直しの機会の拡大について、国が率先的かつ重点的にその教育プログラムの開発・実施を支援することにより、再チャレンジ可能な社会の実現を図ることが可能となる。</p>	5,400 百万円
【2】	放課後子ども教室推進事業（拡充）	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の大人の協力を得て、スポーツや文化活動などの様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等	子どもたちにかかわる重大事件の続発等を踏まえ、文部科学省では平成16年度から3年間の緊急対策として「地域子ども教室推進事業」（委託事業）を実施し、平成18年度には全国約8千カ所で事業が展開された	<p>（施策目標） 施策目標1-2 地域の教育力の向上</p> <p>（得ようとする効果及びその達成見込み）</p>	（事業アウトプット（直接的効果）） 平成20年度における本事業の実施により、約1万5千カ所の小学校区において子どもの居場所が設けられ、各地域で交流活動、学習活動などの取り組みが実施される。	9,924 百万円

	<p>の取組を推進する。</p> <p>この取組は、厚生労働省の留守家庭児童を対象とする「放課後児童健全育成事業」と連携した、総合的な放課後対策として平成19年度から実施しており、実施主体である市町村の事業に必要な経費について国1/3、都道府県1/3、市町村1/3を、それぞれ負担する補助事業である。</p> <p>20年度概算要求においては、地方がより取り組みやすくなるよう、力所数の増、協力者への謝金単価の増等の必要な措置を講ずることとする。</p>	<p>が、同事業の継続を求める声が多く、また、平成18年5月に猪口少子化担当大臣（当時。以下同じ。）・小坂文部科学大臣・川崎厚生労働大臣の3大臣が、総合的な放課後対策事業として「放課後子どもプラン」の創設を合意したことから、平成19年度より厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」と連携した「放課後子どもプラン」を実施。</p> <p>国の重要な政策課題に対応する支援策として位置づけられている本事業は、犯罪から子ども守るための対策等子どもの安全・安心の観点、少子化対策の観点、地域の教育力向上の観点、さらには学習機会の提供等再チャレンジの観点からも、その推進を図ることが必要であり、地域社会全体で子どもの豊かな人間性を養っていくための重要な事業である。</p>	<p>本事業は、全国の小学校区において、安全で健やかに子どもが育まれる環境を整備することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの社会性、公共心、規範意識、自主性、創造性等を育む ・多くの大人の参画を得ることで、子どもたちを地域で見守り育むといった地域の教育力の向上を図ることを目的とするもの。 <p>本事業に先行して実施した「地域子ども教室推進事業」（16年度～18年度）においては、18年度は全国約8千カ所において子どもの居場所が整備され、延べ約2,110万人の子どもと、延べ約383万人の地域の大人が参加した。</p> <p>18年度においては、事業運営に協力する地域の大人の参加人数が16年度に比べて約200万人増加し、量的拡充も図られた。この運営に協力した地域の大人の参加者数のうち、無償ボランティアの数は、事業期間全体を通じて約4割であることから、自らの地域に対する関心の高さが伺えた。</p> <p>また、「地域子ども教室推進事業実施状況調査」（平成18年3月）によると、この活動が、子どもにとって家庭・学校・地域で積極的な態度を見せるきっかけとなっているとともに、保護者もこの活動を通して子どもの成長を感じているといった結果等が出ており、子ども・保護者・校長・地域住民のいずれからも高い評価を受けている。</p> <p>これらのことから、本事業の得ようとする効果は十分達成することが可能であると判断</p> <p>（事業開始時に想定した効果）</p>	<p>（事業アウトカム（波及効果））</p> <p>各地域で交流活動、学習活動などの取組が促進されることにより、子どもの社会性、公共心、規範意識、自主性、創造性等が育まれることが期待される。また本事業は、地域の多様な方々の参画を想定していることから、子どもたちを地域で見守り育むといった、地域の教育力の向上が期待される。</p> <p>さらに、厚生労働省の放課後児童健全育成事業と連携して実施することにより、各地域で総合的な放課後対策が行われ、安全で健やかに子どもが育まれる環境が整備されることが期待される。</p>	
--	---	--	--	---	--

				全国の小学校区（22,607校（平成18年5月1日現在））のうち、平成19年度は1万カ所が本事業が実施され、各地域で交流活動や学習活動などの取り組みが推進される。		
【3】	団塊世代等社会参加促進のための調査研究（拡充）	高齢者や団塊世代が、これまで職業や学習を通じて培った経験を活かして、学校、地域社会で活躍（再チャレンジ）できるよう、全国規模での「教育サポーター」制度の創設に向けた検討等を行う。平成20年度は、平成19年度の実態調査及び検討の結果を踏まえ、全国の教育委員会等で当該制度が導入されるよう普及を図る。	「再チャレンジ可能な仕組みの構築（中間とりまとめ）」（平成18年5月）では、高齢者・団塊世代の再チャレンジ支援のための簡易な資格制度を創設・拡充し、高齢者・退職者の活躍の場を拡大するとしている。 また、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（中間報告）では、高齢者に対する支援策、かつ地域社会全体で学習活動を支援する方策として、高齢者や団塊世代が活躍する場である社会教育施設や学校等へ派遣する教育サポーター制度を創設するとされている。	（施策目標） 施策目標1-2 地域の教育力の向上 （上位目的のために必要な効果が得られるか） 省内に設置する教育サポーター制度創設検討委員会で、標準的な教育サポーター制度を提示するとともに、トライアル事業委託先で試行し、全国にその取組が展開してゆけば、団塊世代や高齢者が、職業や学習を通じて培った経験を活かし、学校や地域で活躍する機会が拡大し、地域の教育力の向上が図られる。	（事業アウトプット） 教育サポーター制度の活性化を図るための調査研究の結果や、教育サポーター制度創設検討委員会におけるトライアル事業委託先への助言を活かしつつ、全国で、教育サポーター制度を創設するための取組が推進される。また、教育サポーター制度PR用パンフレット等を作成し、関係機関等に配布する。 （事業アウトカム） 選定されたトライアル事業を実施して成果を普及するとともに、広報資料を作成・配布することにより、全国的に同様の取組が促進されることが期待される。	291百万円
【4】	学校支援地域本部（仮称）事業（新規）	教育委員会、PTA、地元企業等の支援団体の協力を得て、全国の中学校区単位（10,000校区）に学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。 運営協議会の設置（64地域） 都道府県・政令指定都市に、行政関係者、学校教育関係者、PTA関係者、自治会等関係者などで構成する運営協議会を設置し、域内市町村における事業内容の検討、広報活動、事業実施後の検証等を行う。 実行委員会の設置（1,800市町村） 市町村に、行政関係者、学校教育関係者、PTA関係者、自治会等関係者などで構成する実行委員会を設置し、域内の中学校区で学校支援地域本部の設置するにあたり地域コーディネーター及び学校支援ボランテ	施策目標1-2の目的を達成するためには、特に成果のあがっていない地域を対象に地域の連帯感を形成させることが必要不可欠であるが、本事業の効果をあげることにより、これらの地域の連帯感の形成に寄与すると考えられる。このことから本事業の施策目標の達成に対する貢献度は高く、本事業を実施することが妥当と考えられる。 また、文部科学省が行った「地域の教育力に関する実態調査」（平成18年2月）において「地域教育力が低下している」と認識している人が過半数を占めており、各地域における地域教育力に差があることから、国が事業として実施し、普及・啓発していくことが必要不可欠である。	（施策目標） 施策目標1-2 地域の教育力の向上 （上記目的達成のために必要な効果が得られるか） 本事業では、実施する2,500学校区において、学校支援を通じた地域の連帯感の形成、地域の教育力が再生される効果を見込んでいる。 「学校支援地域本部（仮称）事業」に先行して実施する地域住民の意識調査と、実施後における意識調査を比較分析することで、当該地域の連帯感の形成、地域の教育力の再生についての確に把握することができる。	【事業に投入されるインプット（資源量）】 本事業の予算（要求）規模は9,981百万円である。 【事業から得られるアウトプット（活動量）】 本事業を、2,500学校区で実施し、普及・啓発することにより、各地域において学校支援を通じた地域の連帯感形成への取組が見込まれる。	9,981百万円

		<p>ィアを養成、域内の学校支援地域本部(仮称)事業の事業評価等を行う。</p> <p>学校支援地域本部(仮称)の設置 (2,500学校区)(3年間継続) 学校と地域との連携体制を構築するため、学校支援地域本部(仮称)を設置し、学校支援ボランティアが支援する事業(学習支援活動、部活動指導、環境整備、登下校安全確保、学校・地域との合同行事の開催)を実施する。</p> <p>学校支援地域本部(仮称)には、学校長、教職員、PTA関係者、公民館館長、自治会等関係者で構成する地域教育協議会を置き、人材バンクの作成、学校支援事業の企画立案をするとともに、地域コーディネーターが学校と学校支援ボランティアのコーディネートを行う。</p>				
【5】	<p>地域ボランティア活動支援センターの在り方に関する特別調査研究(新規)</p>	<p>3年計画で、各都道府県に調査研究会議を設置し、都道府県レベルの支援センター及び市町村レベルの支援センターにおけるボランティア活動の効果的なマッチング方法や情報提供等の活動支援、関係機関・団体等との連携・協力の在り方等、支援センターの体制整備について調査研究を行う。(47か所に委託)</p> <p>また、文部科学省に有識者等による調査研究協力者会議を設置し、ボランティア活動の推進に係る課題について検討を行う。合わせて各地域の支援センターの実態や諸外国における支援体制等について実態調査を行うとともに、各地域での調査研究成果について分析・検討を行う。</p> <p>さらに、文部科学省において研究協議会(年1回)を開催し、各都道府県における調査研究により明らかになった課題や実践内容等について研</p>	<p>「教育基本法」における「教育の目標(第2条)」に「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が規定されたことをはじめ、「教育再生会議報告(第二次報告)」においても、高等学校や大学におけるボランティア活動の推進が提言されるなど、主体的な国民の育成やボランティア活動の必要性が指摘されているところである。</p> <p>その一方で、「生涯学習に関する世論調査(内閣府)」等で、ボランティアへの関心を持ちながら、実際の活動へつながらないという調査結果が示されており、こうした現状に対して、ボランティア活動支援センターにおける効果的なマッチングや情報提供等の支援機能の充実が求められている。</p>	<p>(施策目標) 施策目標1-2 地域の教育力の向上</p> <p>(上位目的のために必要な効果が得られるか) 本調査研究で得られた成果を全国に普及し、全国のボランティア活動支援センターにおけるボランティア活動を支援する機能が充実することにより、青少年から高齢者まであらゆる世代がボランティア活動を通じて地域社会へ参加する機会が拡大し、ひいては、地域住民の地域に対する責任感や主体的に社会に関わる機運が高まり、地域の教育力の向上が図られる。</p>	<p>(事業アウトプット) 本事業の実施により、地域ボランティア活動支援センターにおける効果的なマッチングや情報提供等の活動支援の在り方、及び、国内外のボランティア活動支援センター体制等の実態について、調査研究の成果を得ることができる。</p> <p>(事業アウトカム) 調査研究の成果を、研究協議会において共有することにより、全国のボランティア活動支援センターにおいて、活動希望者と活動の受け入れ先との効果的なマッチングや情報提供といったボランティア活動に対する支援体制の充実が図られることが期待される。</p>	265百万円

		<p>究協議を行い、相互の情報の共有化と調査研究成果の普及を図る。</p> <p>都道府県等に行政関係者、学校教育関係者、NPO等民間団体関係者などで構成する運営協議会を設置（64か所）し、ボランティア活動などの様々な活動や学習機会の提供、住民が主体的に地域課題等を解決する取組を行うなどの地域活性化推進事業を委託により実施する。（1,864か所）</p> <p>また、文部科学省に地域教育力再生推進委員会を設置し、委託先の選定や事業成果の評価、先進事例の収集・分析等を行う。</p> <p>各地域における取組は、文部科学省において事例集等を作成・配布し、事業成果の普及を図り、地域の取組の向上と促進を図る。</p>	<p>中央教育審議会「今後の生涯学習の振興方策について（審議経過報告）」で、生涯学習を振興していく上で、今後重点的に取り組むべき分野として、「地域の教育力の向上」「地域課題の解決」が挙げられるなど、社会全体で子どもを育てることの重要性や、個性豊かな活力ある地域社会の育成が求められているところである。</p> <p>そうした中、内閣府が行った「安全・安心に関する特別世論調査」では、「人間関係が難しくなった」と答える者が63.9%を占め、その要因として「地域のつながりの希薄化」や「人間関係をつくる力の低下」との回答が多く見られるなど、地域の連帯感や人間関係の希薄化が課題となっている。</p> <p>こうした現状に対して、本事業を実施し、地域課題を解決する様々な学習や活動を通じた地域のきずなづくりを推進することは重要である。</p>	<p>（施策目標） 施策目標 1 - 2 地域の教育力の向上</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか） 本事業で得られた成果を全国に普及し、各地域でボランティア活動や地域課題等を解決する活動などが活発になることで、地域のきずなが深まり、地域の教育力の向上が図られる。</p>	<p>（事業アウトプット） 本事業の実施により、各地域で住民によるボランティア活動や、主体的に地域課題等を解決する活動など、様々な取組が実践されることが見込まれる。</p> <p>（事業アウトカム） 事例集等を作成・配布することなどを通して各地域の取組の成果を普及し、全国で地域教育力活性化に向けた同様の取組が推進されることが期待される。</p>	1,192 百万円
【7】	家庭教育支援指導者養成標準カリキュラム開発事業（新規）	<p>地域における家庭教育や子育て支援のための中核的な人材として、子育てサポーターリーダーの社会的通用性の向上、学校や行政機関等との連携促進を図り、より活発に活動することが可能となるよう、必要な資質・能力を提示するとともに、標準的な研修カリキュラムやテキスト等を開発・提供する。</p>	<p>（事業の背景等） これまで、各教育委員会や地域の子育て支援団体などを中心に地域の実情に応じた人材の養成を推進してきたが、地域により養成課程に差があることから、その資質に地域差があった。</p> <p>そこで、これまでの各地域における実績を踏まえつつ、家庭教育支援について全国的に一定の水準を満たし、社会的通用性を備え、より広い知見を有する人材を養成し、学校や首長部局の保健・福祉担当との連携を促進するための標準的な研修カリキュラムやテキストを開発・提供する必要がある。</p>	<p>（施策目標） 施策目標 1 - 3 家庭の教育力の向上</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか） 家庭教育支援について一定の資質を有し、社会的通用性のある人材が全国的に養成され、信頼性が増すことにより、活動が活発化し、より多くの親の悩み等の解消を図ることができると期待される。</p>	<p>（事業のアウトプット） 本事業の実施により、全国的に活用することのできる参考カリキュラムが作成される。</p> <p>（事業のアウトカム） 開発された標準カリキュラムが多くの行政機関及び子育て支援団体等で活用されることにより、全国で、一定の資質を有し、社会的通用性のある人材の養成が図られる。</p>	31 百万円

<p>【 8 】</p>	<p>地域における家庭教育支援基盤形成事業（新規） ～すべての親へのきめ細かな支援手法の開発～</p>	<p>すべての親へのきめ細かな家庭教育支援の充実を図るため、地域における家庭教育支援基盤の形成をモデル的に実施する。具体的には、地域に設置された家庭教育支援を推進する協議会等に委託し、次の取組を展開する。</p> <p>（支援基盤の形成）子育てサポーターリーダーを中心に、小学校区程度を活動範囲とする子育てサポーター、保健師、臨床心理士、民生委員等から構成する「家庭教育支援チーム」を創設し、家庭教育に関する情報提供や相談対応、学習機会のコーディネート等を実施する</p> <p>（学習機会の提供）小学校入学時の説明会や就学時健診等、多くの親が集まる機会を活用し、家庭教育支援のための学習機会を提供する</p> <p>（人材養成）これまで養成してきた「子育てサポーター」について、その資質の向上を図り、地域における家庭教育支援の中核人材とするため「子育てサポーターリーダー」を養成する</p> <p>（調査研究）地域の取組の更なる充実を図るため、国として家庭教育支援の基本となる学習内容を体系的に整理し、ガイドライン的なものの作成を図るとともに、地域SNSの利用を前提としたITを活用する手法の開発を図る</p>	<p>（事業の背景等）近年の都市化や核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、家庭の教育力の低下が指摘される中、文部科学省においては「家庭教育支援総合推進事業」などの展開により、人材養成や学習機会の提供を行ってきた。また、各地域でも地方自治体や子育て団体等が主体となってさまざまな家庭教育・子育て支援のための取組を行い、それぞれで効果を上げてきたところである。</p> <p>こうした中、改正教育基本法第10条で家庭教育支援が規定されたことや、中央教育審議会、教育再生会議等の政府レベルの会議での提言において家庭教育支援の重要性が盛り込まれたことなど、社会全体での家庭教育支援の必要性がさらに高まっている。</p> <p>このため、地域におけるこれまでの取組を活性化させ、すべての親へのきめ細かな家庭教育支援の充実を図っていく必要がある。</p>	<p>（施策目標） 施策目標 1 - 3 家庭の教育力の向上</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか） 地域における家庭教育支援の中核となる「家庭教育支援チーム」を設置することにより、域内において取組まれている学習機会の有機的な結合など、総合的な調整が可能となる。</p> <p>また、家庭教育支援の基本となる学習内容を体系的に整理したガイドラインの作成やITを活用したアプローチ手法の開発も行われ、きめ細かな支援が可能となり、家庭教育力の向上につながる。</p>	<p>（事業のアウトプット） 地域におけるきめ細かで総合的な家庭教育支援のモデル手法が開発される。</p> <p>（事業のアウトカム） 本事業の成果を全国的に情報提供し、普及啓発を行うことにより、地域における家庭教育支援基盤の形成が促進され、きめ細かな家庭教育支援の充実が図られることにより、子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える親が減少する。</p>	<p>2,214 百万円</p>
<p>【 9 】</p>	<p>学校教育情報化推進総合プラン（拡充）</p>	<p>学校における教育の情報化の推進を図ることを目的とし、教員の授業におけるコンテンツ活用のための調査研究事業等を実施してきたところ。</p> <p>平成20年度においては、各授業におけるICT活用を更に促進するため、教育の情報化に関する先導的かつ</p>	<p>学習指導要領の目的である「分かる授業」を行い「確かな学力」の育成を図るには、授業においてICTを効果的に活用することは不可欠である。</p> <p>また、平成18年1月の「IT新改革戦略」でも、教員のICT活用指導力の</p>	<p>（施策目標） 施策目標 1 - 5 ITに関する教育・学習の振興とITを活用した教育・学校の振興</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られているか） これらの施策において、先導的なI</p>	<p>（事業アウトプット） ・ICT教育に関する先導的かつ効果的な研究調査を公募で選ばれた団体で実施する。 ・情報モラル教育に関する子ども達を中心としたフォーラムを開催する。 ・全国の公立学校における教育の情</p>	<p>1,097 百万円</p>

		<p>つ効果的な調査研究を拡充の上実施するほか、情報モラル教育の推進に資する事業等を実施する。</p> <p>また、学校における教育の情報化に関し、効果的な支援体制の確立を図るための調査研究や新学習指導要領への対応を見据えた事業を新たに実施する。</p>	<p>一層の向上、優良な教育用コンテンツの整備及び情報モラル教育の一層の充実が求められている。こうしたことから、学校におけるICT活用活性化のための総合的なサポート体制のモデル事業の展開、新学習指導要領上における情報教育の課題等に関する調査研究、教員のICT活用指導力に資する事業や情報モラル教育に関する事業を展開することは、情報教育の一層の推進を図る上で必要である。</p>	<p>CT教育に関することや学校における教育の情報化のサポート体制が明確になること、新学習指導要領の実施上の課題等を明らかにすること、教員のICT指導力の向上を図るための有効な施策及び情報モラル教育の効果的な指導方法の普及を図ること、各地における情報教育一層の推進が図られ、目指す効果が達成できると判断した。</p>	<p>報化の実態を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国20箇所を指定し、学校CIOやICT支援員を配置する等し、情報教育のサポート体制を実現する。 <p>(事業アウトカム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先導的かつ効果的な調査研究で得られた結果を広く普及させることで、更なる教育の情報化の推進が期待できる。 ・効果的な情報モラルに関する指導方法の全国への普及が期待できる。 ・公立学校における教育の情報化の実態を把握することで、情報化の進んでいない地域への促進や情報化の全国的な問題点や傾向が明らかになり、更なる情報化の促進のための施策に反映することができる。 ・ICT支援員等外部人材の活用方法のモデルが策定され、学校における教育の情報化が更に推進される。 	
【10】	義務教育費国庫負担金(拡充)	<p>義務教育費国庫負担制度においては、公立の小・中学校(中等教育学校の前期過程を含む)及び特別支援学校の小・中学部の教職員の給与費について都道府県が負担した経費の3分の1を国が負担している。</p> <p>教育再生のため、教員の子どもと向き合う時間を拡充し、学力の向上と規範意識の育成を目指す教職員配置(平成20年度から22年度の3年間で総数21,362人の定数改善)を実施し、平成20年度は初年度分として7,121人の定数改善を要求する。</p>	<p>(事業の背景等)</p> <p>安倍総理は、内閣として取り組む最重要事項に教育再生を掲げており、教育基本法の改正やこれに伴う教育関連三法の成立が図られた。</p> <p>特に、教育関連三法案の審議過程では、新たに主幹教諭が設けられることなどへの対応として、与野党通じて定数改善が必要との議論がなされ、また附帯決議もなされている。</p> <p>教育再生会議の第二次報告や基本方針2007において「発達障害児など特別な支援の必要な子どものための教員(中略)の適正配置」「副校長・主幹等の教職員の適正配置」、「習熟度別指導・少人数指導の教員(中略)の適正配置、定数の適正化」などとされており、国としてこれらの喫緊の課題に取り組む必要がある。</p>	<p>(施策目標)</p> <p>施策目標2-1 確かな学力の育成</p> <p>(上位目標のために必要な効果が得られるか)</p> <p>本事業は、教員の子どもと向き合う時間を拡充し、学力の向上と規範意識の育成を図るものであり、上位目標と合致しており、必要な効果が得られると考える。</p>	<p>本事業を実施することにより、3年間で21,362人の定数改善が実施され、教員の子どもと向き合う時間を拡充し、学力の向上と規範意識の育成が図られる。</p>	1,695,744 百万円
【11】	外部人材の活用(新規)	<p>小学校高学年における専科教員による教育の充実やいわゆる小1問題・</p>	<p>(事業の背景等)</p> <p>安倍総理は、内閣として取り組む最</p>	<p>(施策目標)</p> <p>施策目標2-1</p>	<p>本事業を実施することにより、3年間で15,000校に非常勤講師が</p>	7,721 百万円

	教員の子どもと向き合う時間拡充のための外部人材活用事業	不登校等への対応のため、学校に非常勤講師を配置し、効果的な活用方法の実践的研究を行う（平成20年度から22年度の3年間で実施。）。	重要事項に教育再生を掲げており、教育基本法の改正やこれに伴う教育関連三法の成立が図られた。 この教育関連三法案の審議附帯決議では、「教員の多忙化を解消し子どもと向き合う時間を増やすなど教育の充実のため、小学校高学年での専科教員の増（中略）に努める」とされている。 また、教育再生会議の第二次報告や基本方針2007においても「小学校高学年での専科教員（中略）など、学力向上のため、教職員の加配措置や重点的な予算措置を行う。」とされており、国としてこれらの喫緊の課題に取り組む必要がある。	確かな学力の育成 （上位目標のために必要な効果が得られるか） 本事業は、教員の子どもと向き合う時間を拡充し、学力の向上と規範意識の育成を図るものであり、上位目標と合致しており、必要な効果が得られると考える。	配置され、全国的に各地域における小学校の専科教員による教育の充実やいじめ・不登校等への対応が進み、教員の子どもと向き合う時間が拡充するとともに、非常勤講師の効果的な活用について実践的な研究が行われ、国の教職員配置の在り方の検討に資するものである。	
【12】	全国的な学力調査の実施（拡充）	義務教育における機会均等や全国的な教育水準の維持向上の観点から、すべての児童生徒の学力や学習状況を把握するための全国学力・学習状況調査を実施する。また、調査結果を検証・活用し、課題が見られる学校の改善への支援を行うとともに、優れた改善策の普及を図るための取組を進める。 全国学力・学習状況調査の実施 全国学力・学習状況調査等を活用した学校改善推進事業	国の責務として果たすべき義務教育の機会均等や教育水準が確保されているかどうかをきめ細かく把握・分析するとともに、国における教育の成果と課題などの結果を検証し、その改善につなげるため、全国学力・学習状況調査を引き続き実施する必要がある。 また、調査結果の効果的な活用を促すため、結果等を検証・活用し、課題の見られる学校改善への取組の実践的な研究を行うことにより、地域や学校の実情に応じた優れた改善策を全国に普及する必要がある。	（施策目標） 施策目標2 - 1 確かな学力の育成 （上位目標のために必要な効果が得られるか） 円滑かつ確実に全国学力・学習状況調査を実施し、義務教育の機会均等や一定以上の教育水準が各地域において確保されているかどうかを把握・検証し、教育委員会及び学校への教育指導の改善充実を図る機会を提供することで「確かな学力の育成」に資すると見込んでいる。 あわせて、学校改善推進事業を実施するとともにその成果を全国へ普及させることにより、教育委員会や学校における教育施策や教育指導の改善・充実が図られ、「確かな学力の育成」に資することを見込んでいる。 したがって、上位目標と合致しており、必要な効果が得られると考える。	（事業のアウトプット） ・国の責務として果たすべき義務教育の機会均等や教育水準が確保されているかについて、きめ細かく把握・分析する。 ・各教育委員会、学校等に、全国的な状況との関係において自らの教育の結果を把握し、教育指導の改善を図る機会を提供する。 ・学校改善推進事業により、地域や学校の実情に応じた優れた改善策が蓄積される。 （事業のアウトカム） ・国の他、各教育委員会・学校等において調査結果の検証・活用が行われ、また、学校改善推進事業により得られた優れた改善策の普及が行われることで、全国において教育施策や教育指導の改善・充実が図られる。 ・各教育委員会、学校等において全国学力・学習状況調査の結果を活かした学力・学習状況の現状把握・分析・評価・改善・検証という一連の流れの定着が図られる。	7,401 百万円
【13】	学力向上プロ	新しい学習指導要領の趣旨や理念を	資源の乏しい我が国が国際社会の中	（施策目標）	本事業を通じ、都道府県・政令指定	390 百万円

	<p>グラム推進事業（新規）</p>	<p>踏まえた先行的実践研究や新しい内容に即した指導法に取り組むなど、新学習指導要領の円滑な実施を目指すための研究協力校を設ける。</p> <p>また、こうした研究協力校における実践研究の成果や課題をもとに各都道府県教育委員会等において学力向上に取り組むためのプログラムを作成し、他の学校に推進・普及することにより、新学習指導要領の目指す学力の向上を図る。</p>	<p>で生き抜くには人材に期待するところが大きく、基礎学力と規範意識を持った優れた人材を育成することは必要不可欠な国家戦略である。</p> <p>しかし、我が国の子どもたちの学力は、全体として国際的にみて上位にあるが、読解力などに低下傾向が見られるなど、世界トップレベルとは言えない状況である。</p> <p>また、学ぶ意欲や学習習慣が必ずしも十分でないなど課題もある。こうした課題に対応するため、今後、学習指導要領を改訂することとしているが、この改訂の目的を十全に達成するためには、新学習指導要領の趣旨や理念を踏まえ、移行期間中に先行的な実践研究を行う学校を設定し、その成果や課題を他の学校へ推進・普及することにより、新学習指導要領の円滑な実施を図る必要がある。</p>	<p>施策目標 2 - 1 確かな学力の育成</p> <p>（上位目標のために必要な効果が得られるか） 新しい学習指導要領は、基礎的な知識・技能の定着と、思考力、判断力など育成を目指している。本事業は、新しい学習指導要領の先行的実践研究等を行うことにより、新学習指導要領が円滑かつ効果的に実施され、その下での確かな学力の向上が図られることを目指しているものである。</p> <p>したがって、上位目標と合致しており、必要な効果が得られると考える。</p>	<p>都市全 6 4 地域において、1 地域あたり小学校 1 0 校、中学校 5 校程度の研究協力校において実践研究が実施される。また、研究協力校における成果や課題をもとに、新しい学習指導要領に基づく指導方法や評価方法、教材開発、教員の指導力向上などを含むプログラムを各教育委員会において作成することとしている。</p> <p>こうした先行的実践研究の蓄積により、各地域とも新学習指導要領の実施を初年度から効果的かつ効率的に実施することが可能となる。</p> <p>また、本事業は、各教育委員会が作成した学力向上プログラムを普及させる連絡会議を全国 3 ブロックで開催することとしており、ブロック内及び全国にその成果や課題を効率的に普及することとしている。</p>	
【14】	<p>小学校における英語活動等国際理解活動推進プラン（拡充）</p>	<p>小学校における英語活動等国際理解活動の推進について、学習指導要領の見直しにおいて小学校段階における英語の充実が求められていることを踏まえ、教材の開発・配布、ALTや地域人材の効果的な活用を含む拠点校を中心とした取組への支援の拡充、指導者研修等を行う。</p>	<p>現在、総合的な学習の時間などを活用した小学校段階での英語活動は、9 割以上の公立学校で実施されているが、活動の内容や授業時数には相当のばらつきがある。また教科として英語教育を実施する学校が増加している。</p> <p>このような状況の中で、国としては、平成 1 9 年度中の学習指導要領改訂を目指して審議が行われている中央教育審議会において、小学校段階における英語の充実が求められていることを踏まえ、小学校における英語活動等国際理解活動の充実に向けて具体的な取組を進めていく必要がある。</p>	<p>（施策目標） 施策目標 2 - 1 確かな学力の育成</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか） 「小学校の英語教育に関する意識調査」では、教員から、小学校英語の実施上の課題として、「ALTや英語に堪能な民間人など外部人材の確保」「教材・教具等の開発や準備」「小学校教員の英語力や指導力の向上」「教員研修の充実」など、条件整備の確保を求める意見が多く挙げられている。</p> <p>本事業により、指導者、教材・教具などの条件整備の確保を図ること、小学校で英語活動等国際理解活動を行う基盤ができるものと考えている。</p>	<p>現在、総合的な学習の時間などを活用した小学校段階での英語活動は、9 割以上の公立学校で実施されているが、活動の内容や授業時数には相当のばらつきがある。このように既に各学校において取組が進められている小学校における英語活動について、全国的に一定の水準の確保を図るためには、国において、教材の配布、指導者研修等を行うことが効率的である。</p> <p>また、全国で 1 1 0 0 校を拠点校として指定し、小学校における英語活動等国際理解活動推進のための取組を行うことにより、当該小学校が地域のモデル校となるとともに、拠点校の実践を通じて地域の他の小学校にも普及する。</p> <p>仮に地方自治体の一般財源で実施す</p>	2,012 百万円

					ることとした場合、相当の地域間格差が生じ、全国均一の水準の条件整備の実施が困難になると予想される。	
【15】	帰国・外国人児童生徒受入促進事業（拡充）	教育委員会に相談員等を配置し、関係機関等と連携した就学支援や就学前の外国人児童生徒への初期指導教室（プレクラス）の実施、外国人児童生徒教育の拠点となるセンター校の設置などの地域・学校での受入体制の整備を行う実践研究等を行う。	（事業の背景等） 達成目標 2 - 1 - 3 の目的を達成するためには、地域において、外国人の子どもに対する日本語指導、適応指導などの教育支援が不可欠であり、本事業により、そのような支援の体制の整備を図ることとしている。	（施策目標） 施策目標 2 - 1 確かな学力の育成 （上位目的のために必要な効果が得られるか） 本事業を実施することにより、学校における帰国・外国人児童生徒への日本語指導等の支援体制の整備が図られるため、上位目的を達成することができる。	（事業アウトプット） 本事業の実施により、全国 50 地域において、帰国・外国人児童生徒の受入体制の整備や不就学の外国人の子どもに対する就学促進が図られる。 （事業アウトカム） 本事業の実施により、全国的に外国人児童生徒の教育の充実が図られ、確かな学力の向上や信頼される学校づくりにも資する。	332 百万円
【16】	「専門家」による学校支援体制の整備（外国人児童生徒支援）（新規）	小・中・高等学校等に日本語指導の際の補助や学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な外国語の分かる人材を配置し、学校における外国人児童生徒の指導体制の充実を図る。（平成 20 年度 1,600 人配置）	（事業の背景等） 達成目標 2 - 1 - 3 の目的を達成するためには、地域において、外国人の子どもに対する日本語指導、適応指導などの教育支援が不可欠であり、本事業により、そのような支援の体制の整備を図ることとしている。	（施策目標） 施策目標 2 - 1 確かな学力の育成 （上位目的のために必要な効果が得られるか） 本事業を実施することにより、学校における外国人児童生徒の指導体制の整備が図られるため、上位目的を達成することができる。	（事業アウトプット） 本事業の実施により、外国人児童生徒を受け入れる各学校における外国人児童生徒の指導体制が充実する。 （事業アウトカム） 本事業の実施により、全国的に外国人児童生徒の教育の充実が図られ、確かな学力の向上や信頼される学校づくりにも資する。	1,960 百万円
【17】	幼児教育の改善・充実調査研究（新規）	教育基本法に新たに規定された「幼児期の教育」の振興を図るため、現在、幼児教育を巡る様々な課題に対して、幼稚園における教育課程上の諸課題に対応した実践的な調査研究と、幼稚園における幼児教育支援方策に関する調査研究を教育委員会や学校法人などの教育機関に委託することにより、幼児教育の現場における実践を通じて得られた研究成果を全国各地域に対して広く普及を図るとともに、国として必要な支援策を検討する。	平成 18 年 12 月に改正された教育基本法において「幼児期の教育」がはじめて規定され、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健全な成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない旨規定されたところである。 このように、近年「幼児期の教育」の重要性が見直されている中、幼児期から「生きる力の基礎」の育成を図るためには、質の高い幼児教育が提供されることが不可欠である。 このため、この幼児教育の質の向上	（施策目標） 施策目標 2 - 1 確かな学力の育成 （得ようとする効果及びその達成見込み） 本事業により、幼児教育に係わる様々な今日的な諸課題に対して、教育現場における実践を通じた調査研究成果を得ることが可能となり、それらの成果を全国の幼児教育関係者に普及することにより、我が国全体の幼児教育の質の向上を図ることができる。	（事業のアウトプット） ・各幼稚園がそれぞれに抱える今日諸課題について、様々な観点から調査研究成果を得ることができる。 ・調査研究成果を踏まえ、全国フォーラムの開催及び事例集の作成配布することができる。 （事業のアウトカム） ・全国の幼稚園が各課題に取り組む際に参考とすることができる。 ・幼児教育支援方策検討会議からの意見・提言を踏まえ、必要な幼児教育支援策を検討することができる。	283 百万円

			に向けて、幼稚園が抱える今日的な諸課題について調査研究を行い、その成果を全国各地域に普及を図るとともに、国として行うべき幼児教育の支援策の検討に活用する必要がある。			
【18】	幼稚園における学校評価推進モデル事業（新規）	平成19年度中に作成する予定の「幼稚園における学校評価ガイドライン（案）」をモデル幼稚園に提示して、実際に公立、私立幼稚園においてガイドラインに沿った学校評価を実施することにより、評価内容、方法の改善・充実を図る。	<p>現在、幼稚園における学校評価の実施率について、自己評価は公立幼稚園で85.9%（全公立学校：97.9%）、私立幼稚園で51.1%（全私立学校52.4%）、また、外部評価は公立幼稚園で31.9%（全公立学校：51.5%）、私立幼稚園で11.9%（全私立学校：13.2%）と、いずれの項目においても幼稚園での実施率は、全学校の割合と比較して低くなっている。</p> <p>一方、平成19年6月に改正された学校教育法第42条に基づき、幼稚園においても、文部科学大臣の定めるところにより当該幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない旨規定されるなど、学校評価の重要性が法令上明らかにされたところでもある。</p> <p>また、幼児教育の重要性にかんがみ、幼児期から「生きる力」の育成を図るためには、質の高い幼児教育が提供されることが不可欠であり、「教育内容等の質」を高めるとともに、その質の「評価」を充実することにより、教育内容等の継続的な点検・改善を行う必要がある。</p>	<p>（施策目標） 施策目標2-1 確かな学力の育成</p> <p>（得ようとする効果及びその達成見込み） 本事業により、策定された「幼稚園における学校評価ガイドライン」と、実際の運用成果を記した事例集と併せて各地域に配布することで、今まで学校評価を実施していなかった／不十分な取組みしかできていなかった幼稚園に対して、モデル的な学校評価の進め方を提示することで、従来、他の学校種と比較して低かった幼稚園における学校評価の実施率を高めることができると考える。</p>	<p>（事業のアウトプット） ・公立幼稚園、私立幼稚園において、それぞれの園の教育方針等に応じた学校評価を行うことができる。 ・各幼稚園からの成果報告を受けることにより、ガイドライン(案)の問題点を洗い出すことができる。</p> <p>（事業のアウトカム） ・全国の幼稚園において、国が示したガイドライン(案)に沿った学校評価の先行事例を得ることができる。 ・成果報告及び学校評価推進会議からの意見・提言を踏まえ、ガイドライン(案)の見直しをすることができる。</p>	95百万円
【19】	発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業（新規）	平成19年度まで実施してきた「特別支援教育体制推進事業」は、教育支援体制整備状況調査により一定の成果を上げたことが裏付けられている。	教育支援体制整備状況調査（調査基準日：平成18年9月1日）では、公立小・中学校における校内委員会の設置率や特別支援教育コーディネーターの指名率が90%を超えており、	<p>（施策目標） 施策目標2-1 確かな学力の育成</p> <p>（得ようとする効果及びその達成見込み）</p>	<p>【アウトプット】 本事業の実施により、47都道府県で、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を対象とした教員等研修、推進地域を中心とした外部専門家による学</p>	1,386百万円

		<p>ただし、幼稚園や高等学校における教育支援体制整備は始まったばかりであり、遅れも見られる。</p> <p>こうしたことから、「特別支援教育体制推進事業」で得られた成果を踏まえ、本事業を発展的に見直し、発達障害のある幼児児童生徒への支援を強力に進める等、特別支援教育のさらなる体制整備を総合的に推進する。</p> <p>発達障害を含め障害のある幼児児童生徒の支援のため、各種教員研修、外部専門家の巡回等を拡充する。また、新たにグランドモデル推進地域を指定することにより、文部科学省と厚生労働省の複数の事業を連携・協力して同時に実施し、障害のある幼児児童生徒に対し様々なレベルにおいて一貫した支援を図る。</p> <p>さらに、体制整備が遅れている幼稚園・高等学校を含む学校の支援体制を強化することができるよう、特別支援学校による助言援助等のための教員派遣費用を計上する等、所要の措置を講じる。</p> <p>こうした取組を通じて、特別支援教育に関する体制整備を総合的に推進する。</p>	<p>小・中学校における教育支援体制整備に関し、成果が上がっている。</p> <p>一方で、公立幼稚園や高等学校において、校内委員会の設置率や特別支援教育コーディネーターの指名率が20～30%前後と低いことが明らかになった。</p> <p>また、幼・小・中・高の学校段階を問わず、個別的教育支援計画の作成や専門家チームの活用に関しては、達成割合が低く、支援の質の向上が望まれる。</p> <p>さらに、教育支援体制整備のためには教職員の専門性向上が不可欠であり、特別支援教育に関する教員研修の実施・受講率向上を一層目指す必要がある。</p> <p>他に、教育再生会議第二次報告や経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～（いわゆる、「骨太の方針」）等でも、上記の事情を踏まえ、具体的な対応策の必要性が言及されている。（報告等における言及は、備考参照。）</p> <p>なお、発達障害者支援法が平成17年4月1日から施行されている。その中で、国の責務として、発達障害のある者への早期からの支援や、関係機関の連携による支援の充実等に関し、必要な措置を講じるものとされている。</p> <p>これらの必要性に応えるために、関連諸施策の中でも基幹事業として位置付けられる本事業を実施することが必要である。</p>	<p>込み)</p> <p>平成19年度まで実施してきた「特別支援教育体制推進事業」については、教育支援体制整備状況調査により、公立小・中学校における特別支援教育の体制整備に関して所要の効果が得られた一方で、幼稚園や高等学校における体制整備に遅れがあることが明らかになった。</p> <p>平成20年度から実施する本事業では、各種学校等における支援体制整備の一層の推進を図りつつ、特に幼稚園や高等学校における体制整備の推進のために必要な措置を実施することにより、所期の効果が得られると期待される。</p> <p>なお、本事業の効果については、教育支援体制整備状況調査により毎年度確認していく。</p>	<p>校への巡回相談等が実施される。</p> <p>【アウトカム】</p> <p>全国の学校における特別支援教育の総合的な体制整備が推進される。</p>	
【20】	発達障害教育情報センター事業（新規）	国として発達障害に関する教育面の情報を一括して提供できるようにするとともに、発達障害に関する調査	平成19年度から「特別支援教育」が法令上に位置付けられて本格的に実施されている。その中で、各学校に	（施策目標） 施策目標2 1 確かな学力の育成	【アウトプット】 発達障害に関する情報の収集やそのインターネットを通じた提供、及び	105百万円

		<p>研究を行うセンターを整備する。具体的には、「発達障害教育情報センター」の運営を発達障害支援に関する専門スタッフを有し、国内外に情報発信できる能力のある団体に公募の上で委託する。</p> <p>この際に、発達障害支援に関する研究成果等を有する大学等の機関と連携を図りつつ、本センターが中核機関として機能することを目指す。</p> <p>事業内容としては、発達障害に関する現状把握を十分に行うために、研究者による総合的かつ本格的な調査を組織する。</p> <p>さらに、発達障害のある幼児児童生徒を支援する機器に関する情報について、それらの機器の有効性等を学校や保護者、市民等に提供できるようにする。</p> <p>他にも、教員研修用コンテンツの提供等、発達障害に関する情報収集・提供及び調査研究体制を充実させる。</p>	<p>において発達障害のある幼児児童生徒の支援や指導等に取組んでいるところであるが、未だ学校関係者や保護者等が得られる発達障害に関する情報は十分とは言えず、特に学校現場では有効な支援や指導等を行うために発達障害に関する情報が求められている。</p> <p>また、発達障害のある幼児児童生徒への対応を含む特別支援教育に関する教員研修についても、教育支援体制整備状況調査によれば、研修の参加率は4割程度に留まっている。</p> <p>他にも、発達障害のある幼児児童生徒を支援する機器に関する情報が海外の先進国に比べて不足している現状において、そうした不足が幼児児童生徒の進学や就職に負の影響を与えている可能性も指摘されている。</p> <p>これらの問題点を解決していくために、本事業の実施が必要である。</p>	<p>(得ようとする効果及びその達成見込み) 発達障害に関する情報の取得等を容易にすることで、障害のある幼児児童生徒について、学校においてきめ細やかな支援や指導等を一層行いやすくする。</p> <p>例えば、教員研修の参加率向上について、教育支援体制整備状況調査により、その向上率を確認することができ、教員研修の機会を拡大することで特別支援教育の充実を図ることができる。</p>	<p>調査研究体制を充実させることで、教育関係者及び国民により多くニーズの高い情報等を提供する。</p> <p>発達障害に関する教員研修コンテンツを提供することで、特別支援教育に関する教員研修の受講率が高まる。(平成18年度の調査では、教員研修受講率が全体で40%弱であり、今後5年間で少なくとも50%を上回る受講率を達成する。)</p> <p>【アウトカム】 総合的かつ本格的な調査が着手されることで、発達障害に関するより効果の高い支援法の探求やそうした支援法の各自自治体における共有が可能となり、支援体制の充実が図られる。</p> <p>国民が発達障害に関する教育面の情報を一括して取得できるようになり、発達障害についての国民の理解が深まる。</p>	
【21】	P T、O T、S T等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業(新規)	<p>特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した適切な教育を行うため、P T(理学療法士)、O T(作業療法士)、S T(言語聴覚士)等の外部専門家を活用し、医学、心理学の視点も含めた指導方法等の改善について、全国10都道府県に委託して実践研究を行うものである。</p>	<p>(本事業の必要性) 特別支援学校の小・中学部では、平成18年度において、42.8%(肢体不自由者を教育する特別支援学校では75.4%)の児童生徒が重複障害学級に在籍しており、さらに、三つ以上の障害を併せ有する者や、障害の状態が極めて重度の者も在籍しているなど、障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。</p> <p>これらの児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな指導を行うためには、医学や心理学の視点からの専門的な知識・技術が必要であり、教員だけでなく、P T、O T、S T等の外部の専門家の活用を図ること</p>	<p>(施策目標) 施策目標2-1 確かな学力の育成</p> <p>(得ようとする効果及びその達成見込み) P T、O T、S T等の外部専門家を活用し、医学、心理学の視点も含めた指導方法等の改善を図ることにより、障害の重度・重複化、多様化等に対応した指導を推進する。</p> <p>事業を実施する10都道府県において、外部専門家を活用した指導方法等の改善についての研究を行い、その成果を全国に普及することで、特別支援学校における指導充実の促進</p>	<p>【アウトプット】 ・全国10都道府県において、それぞれ特別支援学校を3校程度指定し、外部の専門家を派遣して医学、心理学の視点も含めた指導方法等の改善を行うことにより、障害の重度・重複化、多様化に対応した指導の充実が期待できる。</p> <p>【アウトカム】 ・本事業の成果を全国に普及させることで、各都道府県においてより効率的な取組を行うことが期待できる。</p>	75百万円

			<p>が求められている。</p> <p>(国として行う必要性) 平成17年12月の中央教育審議会答申において、今後検討する必要のある課題として、学校内外の人材の活用と関係機関との連携協力を取り上げ、「総合的な支援体制整備に当たっては、(略)学校内の人材はもとより、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の外部の専門家の総合的な活用を図ること」が必要であると提言されており、さらに、教育再生会議の第二次報告及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007」においても、外部専門家を活用した指導の充実が指摘されたところである。</p> <p>このため、国として、外部の専門家を活用した指導方法等の改善について実践研究を行い、その成果を全国に普及させることが必要不可欠である。</p>	<p>が期待できる。</p> <p>それにより、達成目標2-1-8にある「きめ細かな指導等を行う特別支援教育を推進する」という成果に結びつくものと考えられる。</p>		
【22】	地域産業の担い手育成プロジェクト(拡充)	<p>「2007年問題」、若手の職業意識の希薄化等が社会問題化する中で、技術の継承や若手の専門的職業人の育成が急務となっていることから、関係省庁と共同で、専門高校と地域産業界が連携(協働)し地域産業の担い手を育成するための取組を実施する。具体的には、連携方策等について地域ぐるみで検討する人材育成連携推進委員会(仮称)を設けた上で、生徒の企業実習や企業技術者による学校での実践的指導、教員の高度技術習得、専門高校と企業の共同研究等を盛り込んだ、地域産業の担い手の育成プログラムを開発する事業である。</p> <p>平成20年度より、ものづくり人材育成のための専門高校・地域産業連携事業(19年度予算:358百万円)と</p>	<p>(事業の背景) <u>ものづくりを支える専門的職業人育成</u> いわゆる「2007年問題」、若手の職業意識の希薄化、若者のものづくり離れ等が社会問題化する中で、技術の継承や若手のものづくりの育成が急務となっており、平成19年度より、経済産業省と共同で、専門高校と地域産業界が連携(協働)して若手ものづくり人材を育成するための取組を開始したところであり、今後も引き続き推進することが不可欠。</p> <p>加えて、建設関連については、教育現場においては、実践的な建設技術・技能(測量技術、製図、設計方法を含む)の習得が求められているとともに就業者の高齢化(50歳以</p>	<p>(施策目標) 施策目標2-1 確かな学力の育成</p> <p>(上位目的のために必要な効果が得られるか) 本事業を実施することにより、産業界ニーズを踏まえた人材育成プログラムを通して、実践的な職業に関する知識や技術・技能の育成及び勤労観・職業観の育成が一層図られるようになり、上位目的の達成に資すると判断。</p>	<p>(事業アウトプット) ・本事業の実施により、地域産業界ニーズを踏まえた人材育成プログラムが開発される。 ・地域において、専門高校と地域産業界の連携体制が構築される。</p> <p>(事業アウトカム) ・開発された人材育成プログラムや専門高校と地域産業界の連携体制に関する情報を他の地域等に提供することにより、全国で、それぞれの地域に応じた人材育成プログラムの開発・実施の取組がなされる。 ・将来の専門的職業人及び地域産業界ニーズに応じた職業人材の育成が図られる。 ・地域産業界への就職や卒業後の生徒の地域の定着が図られる。 ・我が国の国際競争力の強化及び地</p>	1,122百万円

		<p>して、経済産業省に加え国土交通省と共同して実施する。</p> <p>また、農林水産省や水産庁と共同して、農業、水産業など食・くらしを支える人材育成に新たに取り組む。</p>	<p>上が42.6%)や若年就業者の減少(20歳以下が0.9%)という状況下で、技術の継承や次代を担う人材の育成が急務となっており、地域産業界と連携した実践教育の充実が不可欠である。</p> <p><u>食・くらしを支える専門的職業人育成</u>農業については、教育現場においても農業の先進的な技術や経営管理手法の一層の高度化が求められており地域と連携した実践的教育が強く求められている。</p> <p>一方、農業界においては、農業就業者の高齢化が進行しており(65歳以上が約60%)今後、高年齢の従事者の引退が進行するとともに、他産業以上に少子化にともなう就農者の減少が懸念されるため、多様な就農形態を期待できる若い農業の担い手育成は緊急を要する。</p> <p>さらに、世界の食料需給が、中長期的にはひっ迫する可能性が指摘される中、我が国の食料自給率の向上と食料の安定供給が国家的課題となっており、これらを実現するためには、就農を含めた農業関連分野の担い手の育成が極めて重要である。農業高校は極めて重要な農業関連分野の担い手として期待されているものの、学校で学んだことを生かした就職が低調であることから、地域産業界と連携した実践教育の充実が不可欠である。</p> <p>水産業についても、教育現場においても水産技術の一層の高度化、経営的な視点が求められており地域と連携した実践的教育が強く求められている。一方、水産業界においては、漁業就業者は10年間で約3割減少していると同時に、3割以上が65</p>		<p>域経済活性化が期待される。</p>	
--	--	---	---	--	----------------------	--

			歳と高齢化が進展しており、今後との漁業従業者及び漁業経営体数は減少する見通しとなっており、国民に対する水産物の安定供給を担う効率的かつ安定的な経営体の育成・確保、すなわち、専門的技術・専門的知識を有する若い就業者の育成・確保が不可欠である。水産高校は極めて重要な水産関連分野の担い手として期待されているものの、学校で学んだことを生かした就職が低調であることから、地域産業界と連携した実践教育の充実が不可欠である。			
【23】	ものづくり教育支援員配置事業（新規）	団塊の世代が大量に退職する状況を踏まえ、退職した熟練技術者等を学校のニーズに応じて中学校や高等学校等に支援員として派遣する事業を実施することにより、実践的なものづくり教育の一層の充実を図り、生徒にものづくりへの興味・関心を向上させるとともに知識や技術・技能の習得を推進し、ひいては「ものづくり立国」を支える若手のものづくり人材育成を図る。	<p>（事業の背景） 若者のものづくり離れ、若手の職業意識の希薄化等が社会問題化する中で、技術の継承や若手のものづくりの育成が急務となっているため、学校教育において、ものづくり体験を通じた「生きたものづくり教育」の充実が必要不可欠であり、外部人材の活用といった、地域社会一体となった取組が重要である。</p> <p>一方、団塊の世代が大量退職時期を迎えるいわゆる「2007年問題」が指摘される中、熟練技術者等の活躍の場を拡大することも重要である。</p> <p>このため、退職した者も含め、熟練技術者等を学校のニーズに応じて中学校や高等学校等に支援員として派遣する事業を実施することにより、ものづくり教育の一層の充実を図る。</p>	<p>（施策目標） 施策目標 2 1 確かな学力の育成</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか） 本事業を実施することにより、ものづくりに関する授業における熟練技術者等外部人材の活用が進み、実践的な授業が展開されるとともに、生徒のものづくりへの興味・関心の向上や知識や技術・技能の習得が一層図られるようになり、上位目的の達成に資すると判断。</p>	<p>（事業アウトプット） ・ものづくりに関する授業における熟練技術者等外部人材の活用が進み、実践的な授業が展開される。 ・ものづくりに興味・関心があるとともに、知識や技術・技能を習得する生徒が増える。</p> <p>（事業アウトカム） ・若手のものづくり人材育成が図られる。</p>	234 百万円
【24】	「未来を拓く心」を育てる支援活動の充実（心のノート）（拡充）	本事業では、教育基本法及び学校教育法の改正、「経済財政改革の基本方針2007」等を踏まえ、道徳教育の抜本的充実を行うため、すべての子どもたちに高い規範意識を身につけさせることを目指し、学習指導要領の改訂に伴い「心のノート」の全面改訂等を行う。	<p>（事業の背景等） 中央教育審議会において、現在の児童生徒については、生命尊重の精神、自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱まっているとの指摘がなされている。</p>	<p>（施策目標） 施策目標 2 - 2 豊かな心の育成</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか） 中央教育審議会等では、道徳教育に</p>	<p>本事業は、道徳教育の一層の改善・充実を図る観点から、平成14年度より作成・配布している「心のノート」の全面改訂等を行うものである。「心のノート」については、文部科学省で平成15年度に実施した「道徳教育推進状況調査」においては、小中学校ともに9割以上（小学校：</p>	401 百万円

			<p>このため、生命を尊ぶとともに、いじめを許さないといった規範意識等の確立の根底となる道徳教育の抜本的な見直し・充実が求められている。</p> <p>このような状況を踏まえつつ、現在、本年度中の学習指導要領の改訂に向け、道徳教育の内容・形式両面にわたる見直しを中央教育審議会において検討している。</p> <p>本事業は、改訂後の学習指導要領の趣旨やねらいを実現する観点から、道徳教育の充実に資する教材開発等を行うことを目的とするものであり、「経済財政改革の基本方針2007」に示された「多様な教科書・教材を作成する」を具体化する施策の一つである。</p>	<p>ついて、指導が形式化して、実効が上がっていないこと 学年が上がるにつれ児童生徒の受け止めが良くなること等の課題から、重点や体系を明確にした道徳教育の内容の改善や 発達に即した適切な指導が行われるよう改善を図ることが求められている。</p> <p>本事業では、児童生徒が身に付ける道徳の内容をわかりやすく表した「心のノート」に一層の工夫改善を加えることとしており、本教材の活用を通じて、上記課題を克服し、児童生徒に対し、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義観や公正さを重んじる心などの豊かな心の育成の実現に資するものと判断する。</p>	<p>97.1%、中学校：90.4%）の学校で「道徳の時間」の指導において、教材として使用されるなど、過去の実績からも高い活用状況が見込まれ、施策としての効率性は確保されると判断する。</p>	
【25】	<p>豊かな体験活動推進事業（拡充）</p>	<p>児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むためには、成長段階に応じて、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動を行うことが極めて有意義である。</p> <p>本事業においては、事業を開始した平成14年度から指定校数を拡充するとともに、指定校において、他の学校のモデルとなる様々な体験活動を実施し、ブロック交流会等を通じてその成果を全国に普及してきたところである。</p> <p>19年度においては「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」、「仲間と学ぶ宿泊体験教室」に取り組んでいるところであるが、20年度においては、「仲間と学ぶ宿泊体験教室」を引き続き実施するとともに、各指定校において、命の大切さを学ばせる体験活動や高校生の社会奉仕活動、農林水産省と連携した農山漁村における宿泊体験活動</p>	<p>近年高度情報化や都市化、少子化といった社会の変化に伴い、子どもについて社会性の不足、生命の尊重や基本的な倫理観が不十分であるといった指摘があり、各学校においては豊かな人間性や社会性を養うのに効果的とされる体験活動に取り組んでいるところである。</p> <p>また、さらに子どもの意欲や協調性の欠如が指摘されており、生活や学習における意欲や、知識やノウハウを実践に結びつける力などの「人間力」、「社会人基礎力」等社会人としての基礎的な能力の養成・強化を図るためにも体験活動を推進する必要がある。</p> <p>学校教育において体験活動に取り組むことにより、規範意識や社会性等を養う機会を確保するとともに、平時とは異なる児童生徒の様子を見取ることによって児童生徒の新たな一面を発見し、平時の学級経営のいっそうの</p>	<p>（施策目標） 施策目標2-2 豊かな心の育成</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか） 本事業の実施により、平成18年度には、小・中・高等学校全学校種において年間7日間以上の体験活動の実施が達成されており、子どもの意欲や積極性が養われ、豊かな人間性や社会性がはぐくまれることが期待され、本事業の得ようとする効果は達成できると判断した。</p>	<p>（事業のアウトプット） 本事業の実施により、モデル的な体験活動が実施され、調査研究の成果に関するブロック交流会の開催や事例集の作成を行う。</p> <p>（事業のアウトカム） ブロック交流会の開催や事例集の作成により、事業の成果が全国に普及し、学校教育においてより効果的に体験活動が実施される。</p>	3,549 百万円

		を実施する。	<p>向上につなげる等のことが可能である。</p> <p>これらは、通常の学校生活とは違う集団において様々な体験活動に取り組む社会教育での体験活動とは異なり、児童生徒の「豊かな心」を組織的・系統的に育む学校教育をより充実させるものである。</p> <p>体験活動の推進に関しては、「社会総がかりで教育再生・第2次報告」において、「全ての子供が自然体験（小学校で1週間）、社会体験（中学校で1週間）、奉仕活動（高等学校で必修化）を経験、そのための指導者の活動支援」との記載があり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007」にも同様の記載がある。また、都市と農山漁村の共生・対流副大臣プロジェクトチームにおいても、府省連携の今後の対応方針として、児童生徒が農山漁村に宿泊して行う体験活動を一層推進することとされている。</p>			
【26】	目指せスペシャリスト事業（拡充）	<p>特色ある取組を行う専門高校を支援し、将来の専門的職業人の育成と専門高校の活性化を図る。</p> <p>特に、ニート・フリーター問題などの若年者の雇用問題や専門高校から大学等への進学者（進学希望者）の増加、少子化による高校の統廃合など、専門高校を取り巻く社会状況が大きく変化してきており、このような社会における専門高校の新たな役割・在り方を研究する。平成20年度においては、以下のようなテーマに重点化し、目的指向型の事業とする。</p> <p>（募集テーマ例） 学びの連続性を考慮した高大連携による職業教育プログラムの開発</p>	<p>平成18年1月の若者自立・挑戦戦略会議における7大臣合意「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」において地域社会と連携した特色ある取組を行う専門高校等への支援を行い、将来の専門的職業人の育成を目指す本事業の推進が記載されていることをはじめ、教育再生会議の第2次提言においては専門高校が地域社会と連携して行う特色ある職業教育の取組の積極的支援が、キャリア教育等推進会議による「キャリア教育等推進プラン」においては専門高校における実践的な職業教育及び近隣の小中学校や高等学校普通科との連携による専門高校の資源の活用などが求められている。</p> <p>現代の社会では、若者の高い失業率</p>	<p>（施策目標） 施策目標2-2 豊かな心の育成</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られているか） 社会が大きく変化する中、専門高校は、地域社会の求める専門的職業人の育成をどのように進めればいいのか、今後の専門教育・職業教育の在り方について模索している。</p> <p>このような状況において、各専門高校が、本事業を活用し、各地域の実情にあった教育を展開していくことにより、地域のニーズにあった専門的職業人を効率的に育成することができる。</p>	<p>（事業アウトプット） 本事業の実施により、専門的職業人育成のための高大連携プログラムの策定と全国で専門高校を中心とした産業教育拠点作りが見込まれる。</p> <p>（事業アウトカム） 策定された高大連携プログラムの周知により、全国で高大連携が進み、高校から大学の7年間で効率的な人材育成が期待される。</p> <p>また、産業教育の拠点作りが全国で行われることにより、ニート・フリーター問題といった若年者の雇用問題の解決につながると期待される。</p>	293 百万円

		<p>複数の学科を連携させた産業教育拠点への支援 専門高校と総合学科や普通科等の連携の支援</p>	<p>やニート・フリーター問題などの若年者の雇用問題及び団塊の世代の一斉退職により人材が不足するという2007年問題等が解決すべき喫緊の課題と考えられている。</p> <p>このような社会においては、各学校段階におけるキャリア教育により確かな職業観・勤労観を身につけた上で、自らの進路に応じ、社会のニーズにあった職業教育を受けることがこれまで以上に重要となってきた。</p> <p>このようなキャリア教育・職業教育を行うにあたり、専門高校は、これまで以上に自校生徒に対する職業教育を充実するとともに、近隣地域の各学校におけるキャリア教育の拠点として活躍することが求められている。</p> <p>また、大学全入学時代を迎えようとしている現代社会において、専門高校から大学へ進学する者も増加してきている。専門高校において各分野の専門的知識・技能を身につけた生徒により高い知識・技能を身につけさせることが、より高度な専門的職業人の育成のために必要であり、専門高校が大学等との協働によるカリキュラムの開発、支援体制を含めた教育プログラムの開発を促進することが必要と考えられる。</p>	<p>また、職業教育に関する教育指導面で高いポテンシャルを有する専門高校が小・中・高等学校におけるキャリア教育の拠点となることで、各地域のキャリア教育を今まで以上に推進することができる。</p> <p>義務教育段階の早い時期から職業観・勤労観を醸成することは、現代社会の大きな問題である若年労働者の雇用問題の解決にもつながると期待される。</p> <p>このように、本事業の実施により、専門的職業人として必要な知識・技能の育成とともに、社会全体の職業観・勤労観の醸成が図られ、目指す効果が達成できると判断した。</p>		
【27】	いじめ対策緊急支援総合事業（新規）	<p>（1）学校問題解決支援事業 学校だけでは解決困難ないじめ等の問題行動等に対応するため、外部の専門家等からなるチームの設置・派遣の在り方についてモデル地域を選定し、調査研究を委託、成果の普及を図る。児童生徒の問題行動等への対応に際し、学校が、組織として生徒指導を実施できるよう、専門家の協力を得つつ、学校のチーム力の向上を図る。</p>	<p>昨年よりいじめ問題が社会問題化し、いじめは決して許されないことであり、またどの子どもにもどの学校でも起こり得る問題であることを学校教育に携わるすべての者が認識するとともに、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応する必要がある。</p> <p>また、問題行動が生じた際には、必要に応じて外部の専門家等協力を得</p>	<p>（施策目標） 施策目標2 - 3 児童生徒の問題行動等への適切な対応</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか） 本事業において、外部の専門家等のチームを活用した、いじめ等問題行動に対応する学校内の体制整備を調査研究することにより、学校におい</p>	<p>（事業のアウトプット） 本事業の実施により、いじめ等の生徒指導上の諸問題に対応するための、専門家等を活用した、学校内の組織体制が整備される。</p> <p>また、適切な人間関係の構築方法や子どもたちの主体的な活動など、いじめ等問題行動の未然防止に資する取組が実施される。</p>	605 百万円

		<p>(2) いじめ未然防止に向けた社会性育成事業 特に小学生期における適切な人間関係の構築方法(構成的GE、ピア・サポート、ソーシャルスキルトレーニング等)等に係る教育実践についてモデル地域において調査研究し、いじめ等問題行動の未然防止や中1プロブレム対応に資する。</p> <p>(3) 子どもたちによる「いじめ根絶運動」支援事業 中・高校生によるいじめをなくすための組織づくりやその活動を支援し、いじめ撲滅に向けた主体性ある取組を促進する。</p>	<p>て、学校全体で組織的に対応することが重要である。</p> <p>この点に関しては、「社会総がかりで教育再生を・第二次報告」においても、学校が抱える課題への機動的な対処ということで、学校の危機管理体制の整備、学校問題解決支援チームの創設等の必要性が指摘されている。</p> <p>また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007」にも同様の趣旨が記載されている。</p> <p>なお、教育委員会の生徒指導担当主事を対象としたアンケートにおいても、このような取組への関心は非常に高い。</p>	<p>ていじめ等の問題行動への早期対応が可能となる。</p> <p>また、子どもたちの適切な人間関係構築方法や問題行動に対する子どもたちの主体的取組について調査研究することにより、問題行動の未然防止にも資する。</p> <p>これらの調査研究成果を全国に普及することにより、上位目的の達成に資する。</p>	<p>(事業のアウトカム) 本事業におけるモデル地域での取組を全国フォーラムやブロック協議会の開催や普及啓発資料の作成により全国に普及することにより、全国でいじめ等の問題行動解決に向けた取組の充実が図られる。</p>	
【28】	<p>スクールカウンセラー活用事業費補助金(拡充)</p>	<p>児童生徒の不登校や問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあり、また、昨今、少年の凶悪犯罪が続いて発生し、大きな社会問題になっている。</p> <p>最近の問題行動等の特徴として、子どもたちが内面にストレスや不満を抱え込み、抑制ができなくなって衝動的に問題行動等を起こしたと思われる事例が多く見られる。</p> <p>こうした不登校や問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決のためには、子どもたちの心の相談に当たることが大切であり、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを活用する際の諸問題についての調査研究事業を行う。</p> <p>また、平成19年7月の教育相談等に関する調査研究協力者会議の報告を踏まえ、平成20年度概算要求においては、小学校へのスクールカウンセラーの配置、都道府県等へのス</p>	<p>児童生徒の問題行動等の状況は、平成17年度において、不登校児童生徒数は約12万2千人、暴力行為の発生件数は約3万4千件、いじめの発生件数は約2万件に上るなど、憂慮すべき状況にある。</p> <p>こうした、児童生徒の問題行動等に対応するためには、子どもたちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることが大切であり、従来の「指導的」側面のアプローチだけでは不十分あることから、外部の専門家の協力を得て、学校における教育相談体制の充実を図ることが、国として喫緊の課題となっている。</p> <p>また、昨今のいじめ問題の対応策のひとつとして、子どもたちが全国どこからでも夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みを簡単に相談できることが必要である。</p>	<p>これまでの調査研究を通じて、児童生徒の問題行動等の状況は依然として憂慮すべき状況にあることから、生徒の悩みや不安を受け止め、心のケアにあたるスクールカウンセラー等を学校に配置し、教育相談体制の充実を図ってきたところである。</p> <p>文部科学省としては、平成19年度までに約1万校に配置し、公立中学校のすべての生徒がスクールカウンセラーに相談できる体制が整備されるよう、その配置の充実に努めていくこととしている。</p> <p>スクールカウンセラーは、臨床心理に高度な「専門性」を有していることが必要で、児童生徒が気兼ねなく相談できるために、学校の教員以外の者であるという「外部性」を確保することが必要である。</p> <p>また、いじめ相談にあたっては、24時間体制で対応することで、児童生徒が全国どこからでも、いつでも</p>	<p>文部科学省では、平成7年度から、臨床心理士などの児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験等を有する者をスクールカウンセラーとして配置してきたところである。</p> <p>平成18年度においては、公立中学校7,692校(全公立中学校10,119校の76%)にスクールカウンセラーの配置が進んでいるところである。</p> <p>また、いじめ相談に関して、全国統一の電話番号(0570-078310)を設置して、平成19年2月から実施しているが、統一番号を用いること、また、教育委員会を通じて相談窓口紹介カードを作成して配布することにより周知が図られた。</p> <p>平成20年度概算要求においては、引き続き、24時間いじめ相談ダイヤルを実施し、教育相談体制の充実を図る。</p>	6,277 百万円

		<p>クールカウンセラーの配置に係る経費を要求し、支援体制の充実を図る。この他、24時間いじめ相談ダイヤルを引き続き実施し、教育相談体制の充実を図る。</p>		<p>相談することが可能となり、また、FAX、メール、留守番電話等に比べ、速やかで双方向的な対応が図られる。</p> <p>なお、24時間いじめ相談ダイヤルの総利用回数は、運用開始から5ヶ月間の7月6日現在で、42,593件であった。</p> <p>また、このダイヤルへの問い合わせ後、相談員が学校を通じて適切な対応をとったことにより、不登校等の解決につながった事例も報告されている。</p>		
【29】	<p>子どもの読書応援プロジェクト（拡充）</p>	<p>「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく政府の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組を推進するとともに、諸条件の整備・充実によって環境の整備を図る。</p>	<p>【事業の背景】 読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものである。</p> <p>また、子どもたちが、社会を構成する一員として、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付けるとともに、真理を求める態度を養う礎となるものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要である。</p> <p>平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年8月の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定から5年が経過し、今年中にも本計画の改定が予定されている。</p> <p>第一次計画期間においては、学校中心の環境整備は進展したものの、中高生の読書活動が十分に進展しなかったこと、地域間における取組に差があることなどが課題であった。</p> <p>このように第一次計画期間における</p>	<p>【施策目標】 施策目標2 - 4 青少年の健全育成</p> <p>【得ようとする効果及びその達成見込み】 子どもの読書活動に関する社会的機運の醸成を図るとともに、地域における子どもの読書活動体制の整備を推進する。</p>	<p>【事業インプット】 子ども読書応援プロジェクト 子ども読書地域フロンティア事業 子ども読書情報ステーション事業</p> <p>【事業アウトプット】 上記～の事業を総合的・体系的に実施することにより、子どもの自主的な読書活動を促していく。 子ども読書応援団の派遣、読書に関する指導的ボランティアの育成、オーサー・ビジットの実施等 読書活動を推進する機運を醸成するためのフェスティバルの開催等 子どもの読書活動を応援する全国的な情報サイトの開設</p> <p>【事業アウトカム】 子どもたちが、自主的に読書に親しむ習慣を身に付ける。</p>	300百万円

			<p>成果と課題、第一次計画策定後の情勢の変化を踏まえ、今後は、子どもの発達段階に応じて、読書活動への理解や関心を深めるために指導・助言できる人材を養成・育成し、地域における読書活動推進体制を整備する。</p> <p>また、子どもの読書活動を応援する全国的な情報サイトの開設・運営によって普及・啓発を図る。</p>			
【30】	青少年を取り巻く有害環境対策の推進（拡充）	青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対応するため、全国的な有害環境対策の推進体制を整備するとともに、有害情報に係る犯罪・被害、トラブルの事例に関する映像資料の作成や所要の調査研究を行う。	<p>【事業の背景】 青少年と情報メディアとの関わりについては、近年特に、携帯電話の普及並びにそれに伴う違法・有害情報サイトを通じた犯罪等、情報メディアを悪用した犯罪等に巻き込まれる青少年が増えている。</p> <p>また、情報メディアへの長時間接触と生活習慣の乱れとの関係が懸念されるとともに、テレビ番組や家庭用テレビゲームにおける暴力表現が青少年の暴力への志向性を高め暴力を肯定する行動様式に陥る可能性などが指摘されている。</p> <p>このような中、「経済財政改革の基本方針2007」では、子どもたちの心と体の調和の取れた人間形成を図るために、親の学びと子育てを応援する社会を構築する手段として、「保護者に対する啓発活動による有害情報対策」を推進するよう提言している。</p> <p>また、今年1月に取りまとめられた中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」においても、情報メディアの急速な普及に伴う青少年を取り巻く課題に対して、大人の責任として対応すべきことと提言している。</p>	<p>【施策目標】 施策目標2 - 4 青少年の健全育成</p> <p>【得ようとする効果及びその達成見込み】 子どもを取り巻く情報メディアに係る問題や注意事項等についての啓発、地域で有害環境から青少年を守る推進体制を引き続き構築し、青少年を取り巻く有害環境対策を推進する</p>	<p>【事業インプット】 有害環境から子どもを守るための推進体制の構築 有害情報に関する意識向上のための映像資料等の作成（新規） 携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関する調査研究（新規） 青少年とメディアに関する調査研究 等</p> <p>【事業アウトプット】 以下 ～ の事業を総合的・体系的に実施することにより、青少年を取り巻く有害情報をめぐる深刻な問題に対応する。 社会全体への啓発活動を目指し、全国規模の協議会の設置と地域コンソーシアムの構築 有害情報アクセス疑似体験や、出会い系サイト・誹謗中傷等に係る犯罪被害に関する映像資料を作成・配布 携帯電話の利用に関して親子間の約束事についての実態を調査し、その成果を周知 青少年のメディアの問題に関する意識や利用実態に関する調査研究</p> <p>【事業アウトカム】 メディア上の有害情報をめぐる問題に、保護者を核として地域・社会全体で取り組む体制を構築する。</p>	93 百万円

			<p>このように、有害情報に係る対策としては、青少年自身の情報活用能力の育成はもちろんのことながら、急速な情報メディア分野における技術発展と、それへの対応能力の高度化も踏まえて、保護者、情報発信者、情報メディア事業者等も含めた大人社会全体の取組が不可欠である。</p> <p>まずは、青少年に最も近い存在である保護者が、子どもを取り巻く情報メディアの現状やその利用実態、有害情報の実態を知るとともに、その問題を理解し、対応・解決する術を把握する必要がある。このため、平成19年度まで行っていた「青少年を取り巻く有害環境対策の推進（事業名）」に、インターネット上の違法・有害情報を効果的に知ってもらうためには、映像による情報供与が効果的であることから、新規に、「有害情報に関する意識向上のための映像資料の作成」および「携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関する調査研究」について盛り込むこととした。</p>			
【31】	<p>非行等問題を抱える青少年の立ち直りの立ち直り支援推進事業（新規）</p>	<p>非行等問題を抱える青少年の立ち直りを支援するため、新たな社会活動の場を開拓する取組や地域社会全体で立ち直りを支援する体制づくりに関する調査研究を実施し、その成果を全国に普及する。</p>	<p>【事業の背景】 刑法犯少年の検挙人員が高水準で推移、不良行為少年の補導人員は、143万人（前年比4.4%増）と増加し、様態別では、4年連続で深夜はいかいが最も多くなった。</p> <p>さらに、岐阜県での女子中学生殺人事件、奈良県での家族に対する放火殺人事件、北海道での実母殺人事件等、少年による社会の球児を集める重大な事件は後を絶たず、少年の非行防止において、余談を許さない状況にある。</p> <p>このような現状を踏まえ、「経済財政改革の基本方針2007」では、「地域と連携しつつ非行や犯罪から</p>	<p>【施策目標】 施策目標2 - 4 青少年の健全育成</p> <p>【得ようとする効果及びその達成見込み】 非行等問題を抱える青少年の立ち直りを支援するための取組や、地域社会全体で立ち直りを支援する体制づくりを推進する。</p>	<p>【事業インプット】 地域における立ち直り支援体制に関する実践調査研究 社会への一歩を踏み出すための活動の場に関する実践調査研究 全国研究会の開催</p> <p>【事業アウトプット】 上記～の事業を総合的・体系的に実施することにより、非行等青少年のための立ち直りを支援していく。 非行等問題を抱える青少年の立ち直りを支援する人材の資質、活動拠点の在り方についての実践的調査研究の成果 青少年が社会の一員として社会に参画していくために必要な体験およ</p>	57 百万円

		<p>子どもを守る取組」の充実を図ること、また、「少年院からの出所者の再犯を防止する観点」から、出所後の支援を充実強化するとしている。また、平成18年には、子どもの非行防止・犯罪被害防止等のために、非行少年の補導活動や立ち直り支援、子どもの安全確保のための取組など、地域社会が一体となった取組が重要であり、地域における取組を強化する観点から、犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部において「子ども安全・安心加速化プラン」がとりまとめられた。</p> <p>この中では、問題を抱える青少年の立ち直りを支援するための継続的な場づくりの推進が提言されている。</p> <p>他方、少年の非行対策について、これまで関係行政機関が実施してきた各種施策について、全体的な評価をし、今後の施策の在り方を示した「少年の非行対策に関する政策評価書」（平成19年1月総務省）においては、今後、不良行為に対しては「スポーツや音楽、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動等にうちこめる機会の提供など少年の居場所の確保などにより、逸脱行為・不良行為までの段階において的確に対応」することが、また、再非行の防止に向けては、学習就労等の機会の提供など地域社会における立ち直り支援を的確に行うことが課題とされている。</p> <p>平成16～19年度まで進めてきた「問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり事業」においては、居場所づくりのモデルが広がらないなどの課題が見出された。これまでの提言の趣旨やモデル事業の課題を踏まえ、平成20年度より「非行等青少</p>		<p>びその実施についての実践的調査研究の成果</p> <p>における成果を普及するための全国規模の連絡協議会、フォーラム</p> <p>【事業アウトカム】</p> <p>地域レベルで非行等問題を抱える青少年の立ち直りを支援する体制が整備されるとともに、活動の場が拡充される。</p>	
--	--	--	--	---	--

			年のための立ち直り支援推進事業」を新規に取り組もうというもの。			
【32】	青少年元気サ ポート事業 (新規)	青少年教育活動の活性化を図るため、青少年団体の青少年教育活動の新たな場の構築と教育プログラムの開発を推進する。	<p>【事業の背景】 学校教育の重要性が叫ばれる一方、学校外における青少年教育活動は低迷し、地域の教育力の低下や地域の大人による青少年と関わる機会の減少等が見られることから、青少年教育活動の活性化が求められている。</p> <p>また、「経済財政改革の基本方針2007」では、「『青少年育成施策大綱』に基づき、次代を担う青少年の健全育成を図るための施策を推進すること、社会総がかり・地域ぐるみの教育再生を図ること、そのための拠点づくりを提言している。</p> <p>他方、今年1月に取りまとめられた中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」においては、青少年団体とその活動の重要性を示し、青少年団体に対しては青少年の参加の促進・魅力ある活動の提供・教育効果の高いプログラム開発を行うことを提言している。</p> <p>このように、現代的課題に対応した青少年団体による新たな活動プログラムの開発を推進することにより、青少年教育活動を活性化を図ることが不可欠である。</p>	<p>【施策目標】 施策目標2 - 4 青少年の健全育成</p> <p>【得ようとする効果及びその達成見込み】 青少年教育活動の活性化を図り、社会全体の青少年教育力の向上を図る。</p>	<p>【事業インプット】 青少年団体が青少年の現代的課題に対応した活動プログラムを企画し、その中から個性・特色ある活動プログラムを選定・実践し、その成果の普及を図る。</p> <p>【事業アウトプット】 青少年団体間において、よりよい教育活動に向けた競い合いが生じるとともに、優れた取組が全国に普及する。</p> <p>【事業アウトカム】 青少年団体の教育力の向上と青少年教育活動の活性化</p>	179 百万円
【33】	青少年体験活 動総合プラン (拡充)	<p>基本方針2007や教育再生会議報告書等により、子どもたちの体験活動の充実が提言されている。</p> <p>この実施のためには体験活動プログラムの開発や体験活動を指導する人材の養成等が必要であり、当該事業を通じて必要な諸条件の整備を図る。</p> <p>これまで、体験活動プログラムの開発やモデル事業の展開を中心に取り</p>	<p>【事業の背景】 青少年の成長段階においては、多くの人や社会、自然などと直接触れ合う体験を通じて、善悪の判断などの規範意識や倫理観、社会性や、命の大切さ、他人を思いやる心といった豊かな人間性を育むとともに、実際生活上の課題の解決といった体験的な学習を通じて、知識・技能を活用し、自ら考え行動する力を育成し、社会的自立の基礎を培うことが必要である。</p>	<p>【施策目標】 施策目標2 - 4 青少年の健全育成</p> <p>【得ようとする効果及びその達成見込み】 子どもたちが心と体の相伴った成長を果たすことができるよう、生活圏内において青少年が効果的な体験活動の機会を得るための条件の整備を図る。</p>	<p>【事業インプット】 自然体験活動指導者養成事業(新規) 自然体験活動プログラム開発事業(新規) 意欲を育む自然体験推進事業(統合・拡充) 多様な場を活用した生活体験推進事業(統合・拡充) 等</p> <p>【事業アウトプット】 以下 ~ の事業を総合的・体系的</p>	714 百万円

		<p>組んでいるところであるが、より上記提言の趣旨に即するように見直すとともに、平成20年度からは指導者の育成と青少年教育施設の活用にも重点的に取り組むこととする。</p>	<p>このような観点から、「経済財政改革の基本方針2007」では、すべての子どもが自然体験（小学校で1週間）を経験するよう、またそのための指導者の活動を支援するよう提言している。</p> <p>また、教育再生会議第二次報告書では、より具体的に、小学校で1週間の集団宿泊体験や自然体験・農林漁業体験活動を実施するよう提言している。さらに今年1月に取りまとめられた中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」においては、「すべての青少年の生活に体験を根付かせ体験を通じた試行錯誤・切磋琢磨」を支援することが重要だと提言している。</p> <p>これらを実現するためには、学社連携の理念のもと、前提となる効果的な体験活動プログラムの開発、体験活動指導者の養成・育成、体験活動の場の開発が求められるところである。とりわけ、各小学校に体験活動指導者を配置できるように、今後指導者養成を官民一体となって目指すことが必要である。</p> <p>このため、これらの条件整備に係る事業を総合的に推進するため、従来個別に行っていた事業を見直し、整理・統合・拡充した。</p>		<p>に実施することにより、子どもたちに効果的な体験活動の機会を提供する環境が整備される。</p> <p>小学校で実施する1週間の自然体験活動のための指導者を育成する</p> <p>小学校で実施する1週間の自然体験活動のためのプログラム開発を青少年教育施設など全国48箇所で行う。</p> <p>青少年の発達段階に応じた自然体験活動などについての調査研究を全国35箇所で行う。</p> <p>都市と農山漁村の共生・対流に資する青少年の体験活動などのモデル事業を全国35箇所で行う。</p> <p>【事業アウトカム】 すべての青少年が生活圏内において多様な体験活動を経験し、試行錯誤・切磋琢磨することができる。</p>	
【34】	学校すこやかプランの充実（新規）	<p>近年、社会環境や生活様式の急激な変化により、児童生徒の心身に様々な健康課題が生じている。</p> <p>こうした現状を踏まえ、喫煙、薬物乱用、アレルギー疾患、各種の感染症、生活習慣病、メンタルヘルスなど、児童生徒の心身の健康課題に適切に対応するため、児童生徒が、自らの心と体を守ることができるよう</p>	<p>【事業の背景】 近年、社会環境や生活様式の急激な変化により、喫煙、飲酒、薬物乱用、アレルギー疾患、各種の感染症、生活習慣病、メンタルヘルスなど、児童生徒の心身に様々な健康課題が生じており、学校における児童生徒の保健管理については極めて重要となっている。</p>	<p>（施策目標） 施策目標2 - 5 健やかな体の育成</p> <p>（得ようとする効果及びその達成見込み） 児童生徒が心身の健康課題に関する正しい知識と望ましい生活習慣を身につけるとともに、各都道府県教育委員会を通じて、児童生徒の心身の</p>	<p>【事業に投入されるインプット】 ・子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業（新規） ・スクールヘルスリーダー派遣事業（新規） ・心のケア対策推進事業（新規）等</p> <p>【事業から得られるアウトプット】 ・本事業の実施により、各学校にお</p>	959 百万円

		<p>、飲酒、喫煙、薬物乱用等の問題について、総合的に解説する啓発教材の作成、薬物乱用防止教室のほか専門医による児童生徒等の健康相談等を行うとともに、保護者への啓発活動等を専門医や市町村の保健部局と連携しながら実践することなどにより学校における保健管理の取組を推進する。</p>	<p>また、児童生徒の心身の健康課題は学校のみでは十分な対応ができないものも少なくないことから、地域の専門家や関係機関の知見や能力を最大限に活用し、かつ、子どもの健やかな発達について大きな責任を有する保護者との連携を強化する取組や体制を一層整備・充実していくことが求められている。</p> <p>さらに、児童生徒の健康対策については、「新健康フロンティア戦略」においてもその重要性が指摘されていることから、学校保健の取組が推進されるよう、様々な施策を講じる必要がある。</p>	<p>健康課題に対応する学校と地域保健の連携体制の整備がなされる。</p>	<p>いて、派遣された専門医等による教職員に対する指導・助言、児童生徒の心身の健康相談や健康教育が行われるほか、地域における子どもの健康管理の充実のための学校、保護者、地域の保健部局、地域の医療機関等との連携体制が整備される。</p> <p>さらに、学校における個別の対応が求められる子どもへの取り組みを推進することにより児童生徒の様々な心身の健康課題に対応する体制が推進される。</p> <p>【事業から得られるアウトカム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施により、児童生徒が心身の健康課題に関する正しい知識と望ましい生活習慣を身につけるとともに、児童生徒の心身の健康課題に対応する学校と地域保健の連携体制が全国的に整備される。 	
【35】	<p>食育推進プランの充実（拡充）</p>	<p>近年、子どもを取り巻く生活環境が変化し、朝食欠食、偏食、孤食といった課題が生じている。</p> <p>子どもたちがすやかに育つ上で大切な生活リズムを育み、メタボリックシンドローム等の生活習慣病を予防するためにも、食生活学習教材の作成・配布、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業等の実施により、児童生徒が正しい知識を身に付け、自らの食生活を考え、望ましい食習慣の実践ができるようにする。</p>	<p>【事業の背景】</p> <p>近年、子どもを取り巻く生活環境が変化し、朝食欠食、偏食、孤食といった課題が生じている。</p> <p>子どもたちがすやかに育つ上で大切な生活リズムを育み、メタボリックシンドローム等の生活習慣病を予防するためにも、子どもの発達段階に応じて、各教科の内容や学校給食を関連付けながら効果的な食育を推進していくことが求められている。</p> <p>さらに、現在進められている学校における食育を更に充実する観点から、これまで各地域において実施されてきた食育の推進のための取組の中から先進的な事例を紹介するなど、食育に関する知見を全国に広めていく必要があるとともに、「食育推進基本計画」を踏まえ、学校給食における地場産物の活用を一層促進する必要がある。</p>	<p>【施策目標】</p> <p>施策目標 2 - 5 健やかな体の育成</p> <p>【得ようとする効果及びその達成見込み】</p> <p>学校において栄養教諭を中核とした食育が推進されることにより、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることが期待される。</p> <p>【事業開始時に想定した効果及び18年度までに得られた効果】</p> <p>栄養教諭の配置数が増加するとともに、地場産物を活用した学校給食が実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭の配置数（平成17年度 34人 平成18年度 359人） ・学校給食における地場産物の活用割合（平成17年度実績 237%） 	<p>【事業に投入されるインプット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康を育む総合食育推進事業（新規） ・学校給食における新たな地場産物の活用方法等に関する調査研究（新規） ・郷土料理等を活用した学校給食情報化推進事業（新規） ・学校における食育実践事例集の作成・配布（新規） 等 <p>【事業から得られるアウトプット】</p> <p>本事業の実施により、栄養教諭を中核とした家庭や地域の団体との連携協力や、地場産物を活用した学校給食の実施など、学校における食育の推進を行う体制が整備される。</p> <p>さらに、学校における先進的な事例を踏まえた食育の取組が全国的に促進されることにより、食に関する指導と学校給食の管理を一体として担う栄養教諭の役割の必要性が高ま</p>	643 百万円

				18年度については調査中	り、全国的な配置が促進される。	
【36】	子どもの体力向上国民運動の推進(拡充)	<p>昭和60年頃から長期的に低下傾向にある子どもの体力を向上させるため、これまで、親子でスポーツに親しむ機会の提供や、保護者をはじめとした国民に子どもの体力の重要性について正しい認識を持たせるためのフォーラムの開催等を行ってきた。</p> <p>平成20年度においては、体力向上のための取組を推進している学校や総合型地域スポーツクラブにトップアスリートを派遣し、子どもたちに生活習慣やスポーツの重要性を伝えることにより、子どもの体力向上のための自主的な取組を促すとともに、各地域で行われている新体力テスト結果の収集・分析や、子どもたちが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得するためのプログラムの開発を行い、その普及を行うための調査研究を実施する。</p>	<p>(事業実施の背景) 子どもの体力については「教育再生会議第一次報告」において「学校は、優れたスポーツ選手やスポーツ指導者の協力も得て、学力向上の基礎となる体力を子供に身につけさせる努力を行う。」とされた他、「新健康フロンティア戦略」においても「外遊びやスポーツを通じた子どもの体力の向上」の重要性が指摘されている。</p> <p>また「経済財政改革の基本方針2007」においては「子どもが外遊びやスポーツに親しむ習慣や意欲の育成、環境の整備などを通じ、著しく低下している児童生徒の運動能力や体力の向上を図る。」とされており、子どもの体力向上に関する社会的機運が徐々に醸成されつつある。</p> <p>そのような中、文部科学省においては、スポーツ振興基本計画を改定し「スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上」を政策目標の第一の柱として掲げ、各種施策に取り組んでおり、各学校においても、子どもの体力向上のために、独自の取組を推進しているものの、「何をやってよいのか分からない」「今行っている取組について本当に効果があるのか分からない」等の声もある。</p> <p>また、平成16年度から3年間にわたり実施した「子どもの体力向上実践事業」においては、各学校が子どもの体力向上に向けた独自の取組を行うことにより、体力の向上や生活</p>	<p>(施策目標) 施策目標2-5 健やかな体の育成</p> <p>(上位目的のために必要な効果が得られるか) トップアスリートとのふれあいが、子どもたちに夢や希望を与え、スポーツへの興味・関心が高まることにつながるについては、スポーツ振興基本計画等をはじめとして各所において指摘されているところである。</p> <p>また、「体力・運動能力調査」結果によれば、運動・スポーツの実施頻度が高いほど体力水準が高い傾向にあるため、今後も当該事業の更なる拡充によって、子どもの体力の向上が図られ、以って健やかな体の育成が図られると判断した</p>	<p>【事業から得られるアウトカム】 本事業の実施により、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい生活習慣を身につけることができる。</p> <p>各学校や総合型地域スポーツクラブ(全国320箇所予定)にトップアスリートを派遣するとともに、それを契機とした子どもの体力向上のための自主的な取組を、これまでの事業で得られた実践的取組事例の普及や新体力テスト結果の収集・分析、プログラム開発等を通じて支援することにより、子どもの体力向上に向けた社会的機運の醸成を図ることができるため、効率性の観点からも妥当である。</p> <p>(事業インプット) トップアスリート派遣指導事業(仮称) 子どもの体力向上地域連携強化事業(仮称) 子どもの発達段階に応じた体力向上プログラムの開発(仮称) 児童生徒の体力・運動能力向上に向けた調査分析(仮称) 等</p> <p>(事業アウトプット) トップアスリートの派遣や望ましい運動プログラムの開発等により、各主体による子どもの体力向上のための自主的な取組が促進されるとともに、子どもたちが外遊びやスポーツに親しむ習慣や意欲が培われる。</p> <p>(事業アウトカム) 各種機会を通じ、子どもの体力向上の取組の成果や開発されたプログラムを全国に普及することで、子どもの体力向上に向けた社会的機運が醸成され、子どもの体力向上につながる事が期待される。</p>	1,281百万円

			<p>習慣の改善が見られる等の一定の成果が得られたものの、取組の定着や保護者の意識改革のためには、地域社会や家庭との更なる連携が必要という指摘もあった。</p> <p>このような状況を鑑みれば、これまで実施してきた事業で培った成果の活用や、各学校や地域における独自の取組や新体力テスト結果の収集・分析、さらには各学校や地域において子どもの体力向上に向けた取組を行うための契機となる機会の提供を行うことにより、国が、各主体が行う取組を支援する意義は大きいと考えられる。</p>			
【37】	子ども安心プロジェクトの充実（拡充）	<p>近年、学校の内外において不審者による子どもや教職員が犠牲となる事件・事故が後を絶たないことから、子どもが安全・安心に学校生活を送ることができるよう、地域社会全体で学校の安全確保に取組む体制の整備や、防犯教室の開催の支援等の子ども自身に危険を予測・回避する能力を習得させる取組を通じて、学校等における学校安全の充実に総合的に取組む。</p>	<p>【事業の背景】 近年、学校内外において不審者による子どもや教職員の安全を脅かす事件・事故、交通事故や自然災害による被害の発生など、子どもたちの安全・安心を守ることが大きな課題となっている。</p> <p>このため、政府全体で子どもの安全・安心を守るための取組を進めることが極めて重要であることから、関係省庁が連携して「犯罪から子どもを守るための対策」の取りまとめなどを通じて連携を深めているところであり、「経済財政改革の基本方針2007」においては、学校が地域と連携しつつ犯罪から子どもを守る取組の充実を図ることの重要性が指摘されているところである。</p> <p>このように、学校の内外における子どもの安全の確保をするため、政府全体での取組はもとより、保護者や地域の関係団体等の協力を得て地域全体で子どもたちの安全を守る取組を進めることや、子ども自身に危険を予測・回避する能力を習得させるための取組を進めることが求められ</p>	<p>【施策目標】 施策目標 2 - 5 健やかな体の育成</p> <p>【得ようとする効果及びその達成見込み】 学校や通学路における事件等が大きな問題となっている状況を踏まえ、引き続き、地域社会全体で児童生徒等の安全を確保する体制の整備を推進するとともに、教職員の学校安全に係る理解の促進を図る。</p> <p>【事業開始時に想定した効果及び18年度までに得られた効果】 学校安全に関する取組が多く为学校で実施されている。 ・子どもの安全対策能力の向上を図るための取組を行っている学校（平成17年度実績：80.4%） ・通学路の安全点検の実施状況の取組を行っている学校（平成17年度実績：98.6%） ・地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が行われた学校（平成17年度実績：86.7%） ・教職員の安全対応能力の向上を図るための取組を行っている学校（平</p>	<p>【事業に投入されるインプット】 ・教職員向け安全教育資料の作成・配布（新規） ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（拡充） 等</p> <p>【事業から得られるアウトプット】 ・全ての教職員を対象とした校内研修等で活用できるよう、先進的な学校安全対策の実例をわかりやすく紹介するとともに、最新の安全対策の知識を伝達する映像を活用した研修資料を作成し、全国の小学校等に配布する。 ・全国の64カ所（都道府県及び政令指定都市）で、学校安全ボランティアの養成・研修、スクールガード・リーダーによる巡回及び警備のポイント等の指導、モデル地域における実践的な取組を実施する。</p> <p>【事業から得られるアウトカム】 ・積極的に学校安全教育に取組むことの重要性を理解するとともに、学校安全に関する適切な対応について全ての教職員の理解が深まる。 ・学校のみならず、通学路を含めた子どもたちの安全を確保するために</p>	2,036 百万円

			ている。	成17年度実績：95.8%） 18年度の実施状況については調査中	地域全体で子どもの安全を見守る体制整備が進む。	
【38】	コミュニティ・スクール推進プラン（拡充）	平成16年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により新たに導入された学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の全国的な定着及び円滑な活用を図るため、平成17年度から事業を実施してきたところであるが、同制度の一層の推進を図る。 ・コミュニティ・スクール推進事業（調査研究事業） 47都道府県 305校 ・コミュニティ・スクール推進フォーラムの開催 全国3会場 全国5会場	学校と地域社会との連携・協力を更に進め、地域に開かれた信頼される学校づくりを一層促すためには、保護者や地域住民が公立学校運営に参画し、ニーズを学校運営により一層的確に反映させることが重要である。 そのための仕組みとして、平成16年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）が導入されたが、平成19年7月1日現在、全国で213校に止まっている。 保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に正式に参画するコミュニティ・スクールは、これまでの公立学校運営に全く新しい仕組みを導入するものであり、その全国的な定着及び円滑な活用のためには十分なノウハウの蓄積が必要である。 このため、同制度の一層の普及及び推進について国が支援を行っていくことが必要であると同時に、学校現場からも支援を求められている。	（施策目標） 施策目標2-6 地域住民に開かれた信頼される学校づくり （得ようとする効果及びその達成見込み） 平成20年度からモデル事業（コミュニティ・スクール推進事業。1地域2年間。）を新規で200校ずつ実施することにより、平成21年4月から平成22年4月まででは200校のコミュニティ・スクールが設置される見込み。 （事業開始時に想定した効果及び18年度までに得られた効果） 本事業は、今年度まで47都道府県でモデル事業を実施することにより、コミュニティ・スクールの設置を促進してきたところであり、平成18年4月2日から平成19年4月1日までの1年間のコミュニティ・スクールの指定校数は147校となっており、一定の効果は得られている。モデル事業の校数を増加することにより目指す効果が達成できると判断した。	新たな仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を各地域でそれぞれ実施しようとする場合、独自の努力により関係情報の収集や先行事例の研究等を行うことが必要となり、その莫大な作業は制度の導入の妨げとなりかねない。国として全国的な研究の実施及びその成果の普及を行うことにより、新制度の効果的かつ効率的な実施が可能となる。 （事業アウトプット） 全国305校で調査研究事業が実施され、コミュニティ・スクールの円滑かつ効果的な導入が進む。 （事業アウトカム） 事業の拡大により研究校が増えることによって、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について、より広く周知が可能となり、研究校以外でもコミュニティ・スクールの導入が期待される。	182百万円
【39】	【教員養成・免許制度改革推進事業（拡充）】	平成19年6月20日に「教育職員免許法及び教育職員公務員特例法の一部を改正する法律」が可決・成立し、平成21年4月より、教員免許更新制を導入する。 この導入により、教員の普通免許状及び特別免許状に10年間の有効期間を定めるとともに、免許状の有効期間が満了した際には、免許状更新講習を修了した上で、本人の申請により免許状を更新することとしている。	平成19年6月20日に「教育職員免許法及び教育職員公務員特例法の一部を改正する法律」が可決・成立し、平成21年4月より、教員免許更新制を導入する。この導入により、教員の普通免許状及び特別免許状に10年間の有効期間を定めるとともに、免許状の有効期間が満了した際には、免許状更新講習を修了した上で、本人の申請により免許状を更新することとしている。	（施策目標） 施策目標2-7 魅力ある優れた教員の育成・確保 （上位目的のために必要な効果が得られるか） 教員が、社会構造の急激な異変化等に対応して、最新の知識・技能を身に付け、自信と誇り持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得られるようにするため、すべての教員が10年に一度資質能力を刷新することに	（事業のアウトプット） 【全国的な教員免許管理システム開発等】 本事業の実施により、全国都道府県教育委員会及び課程認定大学（約850大学）において、同一システムにより運用することにより、免許更新事務が円滑に実施される。 【教員免許更新講習の試行の実施】 本事業の実施により、更新講習における適切な運営方針が明らかにな	3,762百万円

		<p>る。</p> <p>また、施行前に授与された免許状を有する者の場合は、有効期限は定め ないが、免許状更新講習を受講し、 免許管理者による確認を受けない と、その免許状は失効することとし ている。</p> <p>平成21年度からの教員免許更新制 の導入に向けて、 全国的な教員免許管理システム開 発等 教員免許更新講習の試行の実施 教員免許更新制導入及び教員免許 管理システム等の広報事業 の3つからなる教員養成・免許制度 改革推進事業を拡充することによ り、教員免許更新制の円滑な実施を 目指すものである。</p>	<p>また、施行前に授与された免許状を 有する者の場合は、有効期限は定め ないが、免許状更新講習を受講し、 免許管理者による確認を受けない と、その免許状は失効することとし ている。</p> <p>平成21年度からの教員免許更新制 の導入に向けて、 全国的な教員免許管理システム開 発等 教員免許更新講習の試行の実施 教員免許更新制導入及び教員免許 管理システム等の広報事業 の3つからなる教員養成・免許制度 改革推進事業を拡充することによ り、教員免許更新制の円滑な実施を 目指すものである。</p>	<p>より、教員全体への信頼性を高め、 全国的な教育水準の向上を図る。</p>	<p>る。</p> <p>なお、本事業は3つの期間で行い、 平成20年度第1、2、3四半期前 後までに試行を実施し、それぞれ第 2、3、4四半期までに評価するこ とで更新講習の適切な運営方針を明 らかにし、更新講習認定作業に反映 させる予定。</p> <p>【教員免許更新制導入及び教員免許 管理システム等の広報事業】 免許更新制に係る実施主体に対し、 免許更新制の趣旨や免許更新シス テムの操作方法等を理解させること により、免許更新制の円滑に実施で きる。</p> <p>（事業のアウトカム） 【全国的な教員免許管理システム開 発等】 更新手続きの確実な実施、教員免許 原簿の記載ミスや個人の権利・利益 の漏洩等の抑制が期待できる。</p> <p>【教員免許更新講習の試行の実施】 質の高い適切な講習の円滑な実施と ともに、事業実施主体においては、 先進的取り組み例として、他の更新 講習の実施主体の模範となることが 期待できる。</p> <p>【教員免許更新制導入及び教員免許 管理システム等の広報事業】 各都道府県教育委員会に対しては、 市町村教育委員会及び教員に、各課 程認定大学に対しては、受講者及び 各講習実施講師に対して、免許更新 制について適切な説明を実施するこ とができるようになり、免許更新制 の円滑な実施が期待できる。</p>	
【40】	教員の勤務負 担軽減に関する調査研究事	教員の勤務負担軽減に資する取組と して、次に例示する項目について効 果的な取組を集積し全国的な展開を	文部科学省の調査で、1日当たり の教諭の残業時間は平均で約2時 間、1ヶ月当たり平均約34時間の残	（施策目標） 施策目標2 - 7 魅力ある優れた教員の育成・確保	（事業のアウトプット） 本事業の実施により、希望する都道 府県・指定都市において、教員の勤	50百万円

	業（新規）	<p>図るため、希望する都道府県・指定都市に実践的な調査研究を委嘱する。（委嘱件数は、約30件を想定。）</p> <p>学校事務の外部委託（例：学校の庶務事務、経理事務及び施設管理業務等のアウトソーシング）</p> <p>校務分掌の適正化（例：校内における教員間の業務負担の平準化、会議や調査照会等の縮減などの学校の事務作業量の軽減）</p> <p>保護者等への対応（例：保護者や地域の方から学校への多種多様な要望等に対する学校及び教育委員会の対応の検証等）</p> <p>教員のメンタルヘルス対策（例：教員の悩みを早期発見し、速やかに対応するための職場環境の整備、ストレスチェックによる実態把握及び対策）</p> <p>また、全国の事例の中で特に優れた実践例のノウハウを周知するためのフォーラムを開催する。</p>	<p>業時間となっている、学校の運営や外部対応を含むデスクワーク的な事務負担が大きいといった、教員の勤務実態が明らかになるとともに、精神性疾患による病休退職者数が増加しており、平成17年度には過去最高（4,178人）となっている。</p> <p>中央教育審議会の答申「今後の教員給与のあり方について」（平成19年3月29日）において、校務の見直し、ICT環境の整備、事務量の軽減及び事務体制の強化など教員の勤務負担軽減のための方策が提言されている。</p> <p>また、第166回国会において、学校教育法の一部が改正されたが、その国会審議及び附帯決議において、教員の勤務負担軽減の措置などを講ずることが求められている。</p> <p>さらには、「教育再生会議第2次報告」（平成19年6月1日）においても、学校事務の共同実施体制の整備、事務の外部委託、教育現場のIT化等を通じた教員の事務負担の軽減等について提言され、「骨太の方針2007」（平成19年6月19日）でこうした内容が閣議決定されていること等を踏まえ、この喫緊の課題に取り組む必要がある。</p> <p>このような状況の中、教員の勤務負担を軽減し、教員が児童生徒に向き合う時間を確保するとともに、心身ともに健康な状態で、児童生徒の指導にあたることで、より質の高い教育を提供し、もって全国的な教育水準の向上を図るために、本事業の意義は大きい。</p>	<p>（上位目的のために必要な効果が得られるか）</p> <p>各都道府県・指定都市教育委員会にて研究が進み、デスクワーク的な事務負担などの児童生徒と向き合う時間以外の教員の勤務負担を軽減することで、教員が児童生徒の指導により専念できるような環境が整備され、個々の教員が指導方法の研究や授業準備等に充てる時間を確保できるようになる。それにより、教員の資質向上が図られる。</p>	<p>務負担軽減についての実践的な研究が深まる。</p> <p>また、効果的な取組事例を集積し、フォーラムを開催することで、全国に効果的な取組を波及させることができる。</p> <p>（事業のアウトカム）</p> <p>各教育委員会において教員の勤務負担軽減についての取組が進むことで、教員が児童生徒に向き合う時間を確保するとともに、心身ともに健康な状態で、児童生徒の指導にあたるようになる。</p> <p>その結果、より質の高い教育が提供され、全国的な教育水準の向上が図られる。</p>	
【41】	公立小中学校施設の耐震化等（拡充）	本事業は地方公共団体が実施する耐震補強や改築事業等の計画事業量に対応できる公立学校施設整備費を確保し、それらの事業について、国庫補助の事業量、予算総額の確保、国	公立学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすものであることから、安全・安心なもの	（施策目標） 施策目標2 - 8 安全・安心で豊かな学校施設・設備の整備推進	（事業のアウトプット） 本事業の実施により、地方の実情に応じて計画的に学校施設等の整備が推進され、全国の公立小中学校施設の耐震化等が推進される。	225,830 百万円

	<p>庫補助単価の適正化、地方負担分に対する地方財政措置の充実などに留意しつつ、国庫補助を行うこと等により、公立小中学校施設の耐震化等を適切に推進するものである。</p> <p>なお、平成19年4月1日現在の公立小中学校の耐震診断実施率は89.4%であり、建物毎の耐震性能の状況が概ね明らかになっている。公立学校施設の耐震化については多額の経費を要するため、こうした耐震診断の結果を踏まえ、より優先度の高いものから計画的に整備していくとともに、各設置者の取組を加速するため、耐震化の状況について学校ごとに公表するよう要請していく予定である。</p>	<p>であることが大前提であり、その耐震性の確保は極めて重要である。</p> <p>また、耐震改修促進法に基づく基本方針において、学校を含む特定建築物の耐震化率については、平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標とするとされており、他の公共建築物に比べて耐震化の遅れが指摘されている公立学校施設の耐震化を積極的に推進することが必要である。</p> <p>公立学校施設の耐震化については、調査を開始した平成14年からの5年間で14.1%進捗しており、一定の効果が得られているが、公立学校施設の耐震化の必要性等を勘案して、進捗にやや遅れがみられると判断している。施策目標2-8「安全・安心で豊かな学校施設・設備の整備推進」を達成するためには、進捗にやや遅れが見られる公立小中学校施設の耐震化について、本事業を重点的に推進することにより達成することが必要不可欠である。</p> <p>また、平成19年4月1日現在の公立小中学校の耐震診断実施率は89.4%であり、建物毎の耐震性能の状況が概ね明らかになっていることから、計画的に耐震補強や改築等を行っていく必要がある。</p> <p>なお、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（文部科学省告示第61号）において、「建て替え方式から、耐震補強・改修に重点を移すなど、より効率的に進めることが必要である。」旨明示されており、この基本的な考え方に基づいて、本事業は行われることとなる。</p> <p>さらに、「経済財政改革の方針20</p>	<p>本事業の実施により、政策目標2-8-1「公立小中学校施設等の耐震補強や改築事業について国庫補助等を行うこと等により、地方公共団体の計画的な取組みを支援し、公立小中学校施設等の対進化を重点的に推進する。」が着実に進展する。</p> <p>なお、文部科学省では、有識者会議において学校施設の耐震化を推進するための必要な事項等について検討を進めてきたところであるが、平成19年8月6日に報告が取りまとめられ、以下のとおり提言いただいたところである。</p> <p>「学校施設の耐震化の最終的な目標は全ての施設の耐震化であるが、危険度の高いものから優先的に実施するため、整備対象とすべき施設は、Is値0.3未満のものを最優先とする。</p> <p>その上で、地域の実情や過去の震災による被害状況も踏まえ、可能な限りIs値0.4未満のもの等についても整備を進める必要がある。</p> <p>なお、耐震化事業に係る優先度については、「学校施設耐震化推進指針」（平成15年7月文部科学省）に定める緊急度ランクを考慮する。</p> <p>今後は、この提言に基づいて、本事業は行われることになり、有効性が担保されることになる。</p> <p>（平成19年度までに得られた効果） 公立小中学校施設の耐震化率については、平成19年4月1日現在で58.6%であり、進捗率については、3.9%と一定の効果が得られている。</p>	<p>（事業のアウトカム） 全国の公立小中学校施設の耐震補強や改築事業が推進されることにより、児童生徒や教職員等が一日の大半を過ごす場の安全が確保されるとともに、非常災害時における地域住民の応急非難場所の安全が確保される。</p>	
--	--	---	---	--	--

			<p>07」においても、「学校施設耐震化など教育環境の向上（第4章2．教育再生）」、「大規模地震等への対応を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点の機能強化の推・・・を図る（第4章5．治安・防災、エネルギー政策等の強化）」旨、指摘されているところである。</p>	<p>しかしながら、平成17年度補正予算での耐震化関連事業の効果もあいまつての改善に過ぎず、当初予算の額として十分でないこと、また、学校施設は他の公共施設に比べ、依然として耐震化率が低いこと、さらに、新潟県中越沖地震等の大規模な地震を受け、児童生徒等の安全を守るとともに災害時に地域住民の避難場所となる公立小中学校施設の耐震化の必要性が高まっていること等から、引き続きその耐震化を重点的に推進すること等が求められている。</p> <p>（平成20年度までに得られる効果） 全国の公立小中学校施設の耐震補強や改築事業が推進されることにより、公立小中学校施設の耐震化率が向上し、現在より多くの公立小中学校において、児童生徒や教職員等が一日の大半を過ごす場の安全が確保されるとともに、非常災害時における地域住民の応急非難場所の安全が確保される。</p>		
【42】	がんプロフェッショナル養成プラン（拡充）	<p>本事業は、がん医療の担い手となる高度な知識・技術を持つがん専門医師及びがん医療に携わるコメディカルなど、がんに特化した医療人材を養成するため、国公私立大学を対象とした教育研究拠点の形成を全国的に拡大するとともに、大学病院等との有機的かつ円滑な連携のもとに行われる大学院のプログラム等をさらに重点的に支援することにより、大学教育の活性化を促進し、今後の優れたがん医療を担う人材養成の推進を図る。</p>	<p>がん専門医等の養成については、「第3次対がん10か年総合戦略」において、平成16年度からの10か年の戦略として、がん専門医の育成推進を掲げて以来、「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」報告書や「新健康フロンティア戦略」、また「経済財政改革の基本方針2007」においても、がん専門医の育成等を図ることが示されている。</p> <p>さらに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」への対応として、同年6月に「がん対策推進基本計画」が策定され、本事業の取組があげられており、各大学におけるがん診療に関する教育を専門的に行う教育組織、その実施体制の充実と緩和ケア</p>	<p>（施策目標） 施策目標3 - 1 大学などにおける教育研究の質の向上</p> <p>（得ようとする効果） 各大学が、大学病院、がん診療連携拠点病院や地域の医療機関と連携して、がんに特化した教育や全医師等に緩和ケアの教育を行うことにより、がんに関する幅広い知識及び技術を有した専門医等の育成が図る。</p> <p>（その達成見込み） 選択された大学が拠点となり、連携する大学・大学病院等との緊密なネットワーク体制を構築することによって、放射線療法、化学療法等を専</p>	<p>（事業アウトプット） 選定された18拠点に対して、教育拠点である国公私立大学や診療拠点であるがん診療連携拠点病院などと有機的な連携を通じて、がんに関する優れた教育研究の取組が実施されており、教育研究拠点における実施体制の強化・充実を図るとともに、平成19年6月「がん対策推進基本計画」に掲げている課題に対して積極的に対応するため、がん医療に携わるすべての医師等へ緩和ケアに関する教育の実施、がん医療に関する教育研究体制の強化、多数の大学と連携している拠点の実施体制に係る充実・強化、放射線治療設備等の設備整備の充実などを図る。</p>	2,800 百万円

			<p>を含めた人材養成の更なる推進を図ることが必要であると指摘されている。</p> <p>本基本計画等の実現を目指すためには、今後、本プランを軌道に乗せるとともに、重点的な支援を行い、がん診療を専門的に行う医師等が専門性を発揮できる環境を整えることが必要である。</p>	<p>門的に行う優れた専門家が多く輩出され、がん医療水準の向上に期待できる。</p>	<p>(事業アウトカム) 放射線療法及び化学療法等の優れたがん専門医等や緩和ケアの知識及び技術を習得しているがん医療に携わる医師数の増加が図られるとともに、がん医療水準の向上が図られる。</p>	
【43】	<p>地域連携型高度医療人養成推進事業（新規）</p>	<p>本事業は、国公立大学病院において実施される臨床研修や専門研修、さらには卒前実習や生涯教育等を通じた医療人の養成を推進するため、大学病院や医療機関等による緊密な連携・協体制の確立や指導体制の強化・充実、並びに必要な環境整備等を行うことにより、大学病院を中心とした地域連携による高度な医療人を養成するシステムを構築するものである。</p> <p>事業の実施にあたっては、目的や育成する人材像等を明確なものとすることとし、例えば、 社会貢献を目指す取組として、臨床現場で即戦力として活躍できる質の高い臨床医の養成を推進する 先端医療開発・実施を推進する取組として、医療技術開発をリードする優れた臨床研究者の養成を推進する等、 社会的な医療ニーズに的確に対応するとともに、医療人としてのキャリアパスの多様化にも資するよう、多様な特色ある医療人養成の取組に対する支援を行う。</p> <p>また、大学病院における指導体制・環境整備の強化や重点化を図ることはもとより、連携する医療機関等における指導体制・環境整備の充実や、大学・連携医療機関間のネットワークやデータベースを整備することに</p>	<p>本事業は、国・公・私立を通じて、大学病院を中心に行われる優れた取組を選定し、重点的な財政支援を行うことにより、競争的な環境の整備や資源配分の効率化を図るものであり、大学病院の有する人材育成・医師派遣機能や臨床研究シーズ等の基盤等を活用するとともに、地域の医療機関等からの連携・協力も得つつ実施するものであることから、効果的な実施が期待できる。</p>	<p>(施策目標) 施策目標 3 - 1 大学などにおける教育研究の質の向上</p> <p>本事業において、医師が、大学病院と地域医療機関等とを継続的に循環してキャリアアップを図るシステムが確立することにより、大学病院が有する医師派遣機能が強化されるとともに、教育研修の充実により、医師の資質向上が図られることから、地域における医師不足問題が解消されることに繋がり、その結果として国民や社会的・地域的ニーズに的確に対応した質の高い医療の提供、さらには、安心・安全な社会が実現する。</p> <p>施策目標 6 - 1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成</p> <p>本事業において、採択された大学病院に人材養成機能を集約化して重点化することにより、連携機関等とが緊密なネットワークを構築しつつ、世界トップレベルの臨床研究者及び臨床研究支援人材の養成を推進するとともに、その成果を大学院等の人材養成課程にもフィードバックし、体系的な臨床研究実施人材の養成システムの構築が行われることを通じて、臨床研究が一層活性化し、新た</p>	<p>本事業は、国・公・私立を通じて、大学病院を中心に行われる優れた取組を選定し、重点的な財政支援を行うことにより、競争的な環境の整備や資源配分の効率化を図るものであり、大学病院の有する人材育成・医師派遣機能や臨床研究シーズ等の基盤等を活用するとともに、地域の医療機関等からの連携・協力も得つつ実施するものであることから、効果的な実施が期待できる。</p>	10,000 百万円

		<p>より、大学病院の有する教育研修機能・臨床研究機能等の一層の強化を図る。</p> <p>その他、地域連携のあり方についても、近隣都道府県等同一地域での連携をはじめ、都市部と地方における連携も促進するなど、若手医師に対する多様な症例等を経験する機会の提供に資するような、広域的な連携や継続的な循環を確保しつつ研修を行う取組、更には、連携する医療機関等の優れた人材や知見を、中心となる大学病院へ結集し重点化を図る取組など、多様な取組を推進する。 (全国で20事業実施)</p>		<p>な医療技術・医薬品の開発が推進される。</p>		
【44】	グローバルCOEプログラム(拡充)	<p>我が国の大学院の教育研究機能を一層充実・強化し、世界最高水準の研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、「21世紀COEプログラム」の成果(大学改革・教育・研究)を踏まえ、これまでの基本的な考え方を継承し、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援することによって、国際競争力のある大学づくりを推進する。</p> <p>平成20年度は、当初計画に沿って60拠点程度を採択し、平成19年度採択拠点分(63拠点)とあわせて120拠点程度を支援するとともに、博士課程学生への経済的支援の更なる充実と国内外の大学・機関との連携強化を図るために1拠点当たりの支援の重点化を図る。</p>	<p>我が国の大学が、世界トップレベルの大学と伍して教育及び研究活動を行っていくためには、第三者評価に基づく競争原理により競争的環境を一層醸成し、国公私立大学を通じた大学間の競い合いがより活発に行われることが重要であることから、大学の構造改革の一環として、平成14年度から、世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援し、もって国際競争力のある大学づくりを目指す「21世紀COEプログラム」を実施してきたところである。</p> <p>「21世紀COEプログラム」の成果として、大学改革の推進、優れた若手研究者の養成、新たな学問分野の開拓や研究水準の向上などが図られてきたが、知識基盤社会、グローバル化の進展のなかで、国際的に第一級の力量をもつ研究者の育成は益々その重要性を増しており、「新時代の大学院教育(中央教育審議会答申)」や「第3期科学技術基本計画」においても、「21世紀COEプログラム」をより充実・発展させた形での国際的に卓越した教育研究拠点に対して引き続き支援を行っていくこ</p>	<p>(施策目標) 施策目標3-1 大学などにおける教育研究の質の向上</p> <p>学長を中心とした全学的観点からの大学づくりなど大学改革の推進、優れた研究者養成機能の強化、独創的・先端的研究の水準の向上といった本事業における効果をあげることにより、卓越した国際的教育研究拠点の実施が期待される拠点への重点的支援が図られ、ひいては国際競争力ある世界最高水準の大学づくりの推進が期待される。</p>	<p>国公私立大学を通じ、すべての学問分野を範囲として、世界最高水準の卓越した教育研究の実施が期待される拠点を平成19年度～23年度までの5年間で150拠点程度公募・採択することにより、競争的な環境の整備を促進し、重点的支援による資源配分の効率化が図られるほか、採択された拠点に対して毎年5千万円～5億円程度の財政支援を継続して行うことにより、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を推進する。</p>	46,958 百万円

			<p>との必要性が指摘されている。</p> <p>また、国際的に卓越した教育研究拠点の形成については、「教育再生会議-第二次報告-」、「イノベーション25」、「成長力加速プログラム」、「経済成長戦略大綱」、「平成20年度の科学技術に関する予算等の資源配分方針」、さらに「経済財政改革の基本方針2007」においても示されており、まさに本事業を通じて世界的な教育研究拠点の形成を加速していくことの重要性が指摘されているところである。</p> <p>これらを踏まえ、現在の「グローバルCOEプログラム」における1拠点当たりの充足率(約56%)の向上などにより、博士課程学生への経済的支援の更なる充実や国内外の大学・機関との連携強化を含め国際的に卓越した教育研究拠点に対する更なる重点的支援を図ることが必要不可欠である。</p>			
【45】	大学教育の国際化加速プログラム(新規)	<p>大学・短期大学・高等専門学校を対象に、大学教育の国際化の加速に資するため、大学間交流協定等を活用した、ダブル・ディグリー等の複数学位プログラムや国際共同連携教育プログラム等の実施など大学の国際戦略に基づく国際化の取組に対し支援を行うことにより、海外の有力大学等と連携した大学等の特色ある教育の国際化に係る取組の展開を促進するとともに、日本人と外国人が切磋琢磨する中で国際的に通用する内外の人材の育成、留学生の受入拡大を含む大学教育の国際競争力の確保し、我が国の大学の国際的な認知度の向上を目指す。</p> <p>なお、国際化の取組としては、上記の他、英語等の外国語による教育、外国人教員の招聘、教員交流の促進、</p>	<p>(事業の背景等)</p> <p>ヨーロッパをはじめとした先進諸国を中心に、国際的な連携、国際的通用性を高める取組が加速する中、国際的認知度の向上や国際競争力の強化は我が国の大学が国際的に取り残されないためにも喫緊の課題となっている。</p> <p>このような状況を打破するため、海外との教育カリキュラムについての相互連携などを通じた大学教育の戦略的な国際化が必要であり、「社会総がかりで教育再生を・第二次報告」において「単位互換・ダブル・ディグリーなど海外大学との国際連携の推進」の重要性が指摘されているのをはじめとして、「経済財政改革の基本方針2007」において「アジアを含めた国際的な大学間の相互連携プロ</p>	<p>(施策目標)</p> <p>施策目標3-1 大学などにおける教育研究の質の向上</p> <p>(上位目的のために必要な効果が得られるか)</p> <p>本事業により選定された取組がモデルケースとなり、選定大学の他の部局及び他の大学の国際化に向けた意識改革をもたらすこととなり、その結果、ダブル・ディグリー等をはじめとした複数学位プログラムを実施する大学やサマープログラムなどの国際連携活動を実施する大学等が増加し、ひいては大学等において授業の質が高まるとともに、大学等の国際化が進捗する。</p> <p>これにより、平成17年度のダブ</p>	<p>(事業アウトプット)</p> <p>本事業の実施により、全国において新たに約20件のダブル・ディグリー等を始めとした複数学位プログラムの実施が見込まれる。</p> <p>また、複数学位プログラムの実施により、海外大学との日常的な交流が生じ、我が国の大学の授業内容が改善されるとともに、大学間交流協定の実質化や海外大学との国際連携の動きが加速することとなる。</p> <p>(事業アウトカム)</p> <p>選定されたプログラムの情報を多くの大学等に提供することにより、全国で同種又は新たなプログラムの開発・実施の取組がなされることが期待される。</p>	6,561 百万円

		<p>教育の国際化のための活動、職員の国際実務能力の開発、留学生支援等が含まれる。</p>	<p>グラムを促進」さらに「長期戦略指針イノベーション25」においては「海外の大学や大学院との単位互換の促進、複数学位制の拡大」、「アジア・ゲートウェイ構想」においては「海外の大学とのダブル・ディグリー等の国際的なプログラムの開発」といった取組の重要性が指摘されているところである。</p> <p>現在、大学間協定数は増加の傾向にあるが、ダブル・ディグリー等をはじめとした複数学位プログラムについてはその取組が始まったばかり（20大学での実施）であり、今後世界的にも広がりが見込まれている。</p> <p>また、「社会総がかりで教育再生を・第二次報告」において、「今後10年以内に定評ある国際比較において、我が国の大学・大学院が世界の上位10校以内を含め30校に少なくとも5校は入ることを目指す。」との指摘もされている。</p> <p>従って、日本の大学が海外の有力大学と連携し、大学教育の国際化を進めていくことは、我が国の大学が世界の動向から取り残されないためにも必要なことであり、このような取組に対して国が支援を行って加速させていく意義は大きい。</p>	<p>ル・ディグリー等の実施大学数の倍増を図る。</p>	<p>これにより、我が国の大学の国際的通用生や国際競争力の強化が図られることとなり、ひいては、海外から優秀な留学生を日本に引き寄せることや世界で活躍できる日本人の育成が促進されることとなる。</p>	
【46】	先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム(拡充)	<p>大学間及び産学の壁を越えて潜在力を結集し、教育内容・体制を強化することにより、世界最高水準のIT人材として求められる専門的スキルを有するとともに、社会情勢の変化等において先導的役割を担う人材を育成する教育拠点の形成を支援するため、平成18年度よりソフトウェア分野を6拠点採択し、平成19年度より情報セキュリティ分野を2拠点</p>	<p>わが国では、IT分野における高度な専門性をもった人材の不足が喫緊の重要課題のひとつとなっている。</p> <p>現在、この分野における人材不足は、国際競争力に深刻な影響を与えるものであり、効果的な人材の育成・強化のシステムを早急に構築する必要があることが、学界・産業界の双方から指摘されている。</p>	<p>(施策目標) 施策目標3 - 1 大学などにおける教育研究の質の向上 施策目標5 - 1 科学技術関係人材の育成、確保</p> <p>本事業を実施することにより、全国の8拠点で多様な教育プログラムが展開されるとともに、その開発・実施を通じて得られた成果について、</p>	<p>本事業を実施することにより、全国の8拠点で多様な教育プログラムが展開されるとともに、その開発・実施を通じて得られた成果について、各採択大学が独自に普及・展開をするだけでなく、拠点間教材等洗練事業を展開することにより、拠点代表大学に教材開発と洗練化に関するノウハウを蓄積し、そのノウハウを駆使して大学教員、企業、研究者間の連携による教材開発ならびに洗練</p>	948 百万円

		<p>採択する予定である。</p> <p>また、平成20年度より、全国の8拠点で多様な教育プログラムが展開され、その開発・実施を通じて得られた成果について、それをより効率的に全国の他大学等へ普及・展開するために、教材の洗練、編集、出版、シンポジウムの開催、webでの情報公開などを行う拠点間教材等洗練事業を展開する。</p>	<p>また、平成18年度より進められてきた先導的ITスペシャリスト育成推進プログラムは2年目に入り、各拠点では、それぞれが想定する育成人材像に即して、独自に教材等が開発されている。</p> <p>しかしながら、これまでの拠点間の情報交換等により、集約・利用に関するガイドラインを策定し、教材等を横断的に活用するための整備を行うことが、強く望まれており、本プログラムの終了後の平成22年度からは、全国の大学に教材を普及させていく必要がある。</p>	<p>各採択大学が独自に普及・展開をするだけではなく、拠点間教材等洗練事業を行い、各採択大学が協力して、情報提供やフォーラムの開催など組織的・効率的な方法により全国の他大学等へ普及・展開させることにより、全国の他大学等において先導的役割を担う世界最高水準のIT人材を育成することが期待できる。</p> <p>また、この事業により、教材化する技術の陳腐化を防ぐことによる各拠点の教材の質の保持、教材の普及の一方通行から双方向への展開、各拠点の活動効果の更なる拡大、拠点間の教材の洗練・新規作成等の連携の促進、拠点形成校以外への教材の飛躍的な普及・展開が期待できる。</p>	<p>化を図ることができ、またその教材等をフォーラムの開催などを通じて、組織的・効率的な方法で全国の他大学等へ普及・展開させることができる。</p>	
【47】	<p>大学院教育改革支援プログラム(拡充)</p>	<p>研究者のみならず、産業界をはじめ社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を育成する大学院博士課程、修士課程を対象として、優れた組織的・体系的な教育取組に対して重点的な支援を行うことにより、大学院教育の実質化を推進することを目的とする。</p> <p>平成20年度は、採択件数の拡充を行うとともに、優れた教育プログラムを行う大学に対して積極的に重点支援を行うなど1専攻当たりの支援額を拡充し大学院教育の実質化を加速する。</p>	<p>本事業は、「新時代の大学院教育(中央教育審議会答申)」、「大学院教育振興施策要綱」を踏まえ、大学院教育の実質化を推進することを目的として平成19年度より実施している。</p> <p>我が国の大学院の現状及び課題として、</p> <p>課程制大学院の趣旨に沿った教育の組織的な展開の強化(経団連「企業における博士課程修了者の状況に関するアンケート調査結果(平成19年2月)」)、</p> <p>優秀な大学院学生への経済的支援の強化(経団連「イノベーション創出を担う理工系博士の育成と活用を目指して」)等が指摘されている。</p> <p>また、「イノベーション25」、「成長力加速プログラム」にて世界的に魅力ある大学院の構築、大学院における優れた組織的・体系的な教育の取組の促進が指摘されているとともに、「教育再生会議-第二次報告-」</p>	<p>(施策目標)</p> <p>施策目標3-1</p> <p>大学などにおける教育研究の質の向上</p> <p>大学院の各課程の目的に沿った、魅力ある教育プログラムの先導的な展開を促し、大学院教育の実質化を図る、</p> <p>社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材養成を図る、</p> <p>プログラム申請に向けて学内で積極的な議論をすることが教育研究活動に組織的に取り組む契機となり、このことを通じて大学の活性化及び意識改革を図るといった本事業における効果をあげることにより、大学院教育の実質化が図られ、ひいては大学院の人材育成機能の強化という成果に結びつくものと期待される。</p>	<p>国公立大学を通じ、大学院教育に関する意欲的かつ独創的な優れた取組を新たに150件程度公募・採択することにより、競争的な環境の整備を促進し、重点的支援による資源配分の効率化が図られるほか、採択された事業に対して3年間継続して年間5千万円を上限として財政支援を行うことにより、大学院教育の実質化(教育の組織的展開の強化)を推進する。</p> <p>また、採択された取組をフォーラムの開催等により広く社会に情報提供することにより、大学院教育全体の活性化を促進する。</p>	8,597百万円

			<p>では、世界トップレベルの教育水準を目指す大学院教育の改革として、『大学院教育制度の改革』、『世界トップレベルの大学院形成』、『学生に対する経済的支援』が提言されており、このことは「経済財政改革の基本方針2007」においても示されているところである。</p> <p>これら大学院の現状と課題及び各種会議等における提言を踏まえ、本事業において大学院における優れた組織的・体系的な教育取組に対してより一層の重点的な支援を行うことが重要であり、採択件数を拡充するとともに、教育の組織的な展開及び大学院学生への経済的支援をより強化に支援し、大学院教育の実質化を加速する。</p>			
【48】	<p>質の高い大学教育推進プログラム(仮称)(拡充)</p>	<p>社会の信頼に応える学士課程教育の実現の観点から、各大学、短期大学、高等専門学校におけるアドミッション、カリキュラム、ディプロマの3つのポリシーを一層明確化にし、各大学等の教育の質の向上や特色・個性ある様々な大学教育改革に向けた積極的な取組に対して支援を図る。</p> <p>具体的な事業概要は以下の通り。 多様な優れた取組を支援する観点から、これまでの採択件数を拡充(172件 410件)。申請する組織単位を多様化し、学科単位から全学的な取組までを対象。 政策課題を含めた様々なテーマを設定し、各大学のより一層の機能分化を促進。これまでのようなテーマ毎の公募とはせず、事業規模別に公募を実施。また、「大学独自の優れた取組」についても公募対象。 大学と学生が一体となり学びやすい教育環境を整備するため、教育設備の重点整備により抜本的な改善・充実が図られるよう、事業規模別の</p>	<p>これまでの「特色ある大学教育支援プログラム」及び「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」により、国公立を通じた競争的環境の下で大学の特色・個性化を推進し、各大学の優れた取組を広く共有することで、我が国の大学教育改革に向けた意識改革を促進してきたところ。</p> <p>現在、中央教育審議会大学分科会では「学士課程教育」の再構築に向けた改革策について審議されており、その中では人材養成機能の明確化や教育内容・方法、高大接続、教職員の職能開発など、大学教育の質の向上に向けた不断の教育改革が必要とされているところである。また、この審議結果を踏まえ、大学設置基準等の改正が予定されているところであり、それらへの対応を速やかに行う必要がある。</p> <p>各大学においては、特色・個性化が求められる一方で、大学教育の実質化や質の向上を早急に図ることが重</p>	<p>(施策目標) 施策目標3-1 大学などにおける教育研究の質の向上 施策目標1-4 自立して挑戦する若者の育成</p> <p>本事業の実施により、各大学における大学教育改革の取組が一層積極的に行われると見込まれる。平成15年度からの「特色ある大学教育支援プログラム」、平成16年度からの「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」への申請数は毎年多く、また、学長や選定取組者を対象としたアンケート調査では約9割以上がG P事業が大学改革に役立っていると回答するなど、本事業の定着性及び他大学を含めた社会への普及・啓蒙は一定程度達成したと考える。</p> <p>このように大学改革への意識の高まりが醸成されていることから、本事業を国公立を通じた競争的な環境の下で新たに展開することは、より</p>	<p>国公立を通じ、大学教育の特色ある優れた取組を新たに410件選定し、財政支援を行うことにより、競争的環境の醸成や資源配分の効率化が図られるとともに、選定大学における改革促進はもとより高等教育全体の活性化を促進することができる。また、既に選定された取組に対する継続的な財政支援を行うことで、引き続き、優れた取組を更に充実・展開し、大学改革を推し進めることができる。</p> <p>また、選定された取組については、他大学等の教育改革の促進に資するとともに、企業や高等学校など社会への理解を深めるため、ホームページでの公開やシンポジウムの開催等により、広く社会に情報提供を行うことを選定大学に対して義務づけることにより、取組の成果及び効果を他大学等に波及させ、大学全体の活性化を図ることが期待される。</p> <p>また、国としても、その優れた取組</p>	17,310 百万円

		単価を設定・拡充（3、5、10千万円）するとともに、経年での補助金支出の通減化を導入。	要とされており、それらの先導的な取組に対して国として積極的に支援していくことが必要不可欠。	効果的に大学改革の促進が図られるものとする。	や成果をフォーラムの開催などで積極的に情報発信するとともに、それらを参考にしつつ大学設置基準の改正に反映させるなど、我が国の高等教育政策等に活用する。	
【49】	戦略的大学連携支援事業（新規）	<p>各大学における教育研究資源を有効活用し、それぞれの地域における教育研究水準を高めるとともに、大学の知的基盤を活用した地域・文化やコミュニティの再生・振興に積極的に貢献できるよう、一定程度の地域に所在する複数の大学が、国公私の枠を超えて協同・連携の取組を形成し、大学が担う様々な教育研究事業を共同で行えるよう重点的に支援を図る。</p> <p>具体的な事業概要は以下の通り。 教育研究設備の新規整備と共用促進のため、IT等を活用したネットワークの構築を図り、大学間の教育・研究設備の共同利用化を実現。 各大学の人的・物的資源の有効活用を図り、大学連携による共通・専門教育の先進的なプログラムを開発・実施活用。 大学間の機能共有を図り、教員の教育力の向上や高大接続に資する取組の連携実施、産学連携・知的財産のための窓口一元化、サテライトキャンパスや図書館などの共同運営により事務局機能を強化。</p>	<p>各大学が、それぞれの機能・特色等に応じて多様な発展を果たしていくことが、我が国の高等教育の強化を図る上で重要であり、その中で地方大学が果たす役割は、地域における知の拠点としての役割からも、また、地域貢献や地域ニーズを踏まえた人材育成を行う観点からも極めて高いものとする。</p> <p>地方・中小大学が連携強化を図ることにより、学生や研究者の交流・流動化が一層促進されることから、大学単独ではなく複数大学によるスケールメリットを活かした教育研究活動の展開等が期待される。</p> <p>また、「経済財政改革の基本方針2007」をはじめ政府諸会議において、国公私を通じた「大学地域コンソーシアム」の形成を支援するための措置を講ずる。複数の大学が大学院研究科等を共同で設置できる仕組みを創設する旨の指摘がされており、予算・制度の両面での支援策が重要である。</p> <p>このことから地方大学等がそれぞれの持てる資源を効果的に活用しつつ、地方大学が連携・協力・役割分担・協同等を目的とする「大学地域コンソーシアム」を形成していくことが重要であり、それらの取組に対して国として積極的に支援していくことが必要不可欠。</p>	<p>（施策目標） 施策目標3 - 1 大学などにおける教育研究の質の向上</p> <p>本事業の実施により、個々の大学の枠を超えた組織的な教育研究事業が可能となることに加え、地域振興の核となる大学システムを構築することにより、一層の地域貢献活動の展開や、地域ニーズに対応した人材育成が期待されるものとする。</p>	<p>本事業を実施することにより、全国の各地域において「広域型」、「地元密着型」、「教育研究高度化型」など、多様で特色ある大学間の戦略的な協同・連携の取組を促進し、それぞれ年間10拠点程度（合計40拠点程度）を形成することが可能となる。</p> <p>本事業は複数大学間の協同・連携による取組への支援であるため、各大学における教育研究資源の有効活用が可能であることに加え、大学教育の共同プログラムの開発・実施や研修事業等の共同運営、事務局機能の共有化などが期待されるものである。</p> <p>また、本事業により教育研究水準の更なる高度化や地域貢献の機能強化が図られ、非常に効率性の高い事業であるとする。</p>	5,000百万円
【50】	新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム	大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」。）で実施している学生支援の充実に資する取組のうち、特色ある	近年、進学率の上昇、国際化の進展に伴う外国からの留学生、教育内容の多様化や高度化など、学生を取り巻く環境が大きく変化しており、ま	<p>（施策目標） 施策目標3 - 1 大学などにおける教育研究の質の向上</p>	本プログラムは、国公立の大学等が実施する、入学から卒業までを通じた総合的な学生支援のプログラムのうち、新しい発想や効果的な方法	3,200百万円

	(拡充)	<p>優れたプログラムを選定し、財政支援を行うとともに、広く社会に情報提供を行うことにより、各大学等における学生支援の面での改革の取組を一層促進し、学生支援全体のより一層の充実を図る。</p> <p>平成19年度開始分 1,600百万円(60件程度) 平成20年度開始分 1,600百万円(60件程度)</p>	<p>た、資質、能力、知識の異なる多様な学生が増加している。</p> <p>加えて、少子化、ニート・フリーターなどの様々な社会的問題も生じており、このような中で、大学等における学生支援においても、従来の取組に比してより一層の工夫・充実が求められている。</p> <p>さらに、平成17年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において、早急に取り組むべき重点施策の一つとして「学生支援の充実・体系化」が取り上げられているなど、大学等における学生支援の充実が重要な課題であり、国公私立の大学等を通じ、競争的な環境の下で取組を支援していく必要がある。</p>	<p>上記のように、当該大学等のみならず、高等教育機関全体に対し、効果的に大学改革の促進が図られるものである。</p> <p>また、応募と選定の状況、選定されたプログラムの事例集等を通じて効果を把握するとともに、当該取組の効果を検証するため、一定期間経過したプログラムを対象に状況調査を実施予定である。</p>	<p>等によって特色のある優れた支援を含むもので、他大学等の参考となり我が国の学生支援の充実に資するプログラムを募集の対象としており、当該大学等のみならず、高等教育機関全体に対し、効果的に大学改革の促進が図られるものであり、また、国公私立を通じた財政支援を行うことで、競争的な環境の整備や資源配分の効率化が図れる。</p>	
【51】	国立大学等の施設整備の推進(拡充)	<p>世界一流の優れた人材の養成と創造的・先端的な研究開発を推進するための拠点となる国立大学等の施設整備を推進し、教育研究基盤の強化を図る。</p>	<p>(事業の背景等) 国立大学等の施設は、世界一流の優れた人材の養成や創造的・先端的な研究開発を推進するための拠点であり、科学技術創造立国を目指す我が国にとっては不可欠な基盤である。</p> <p>国立大学等の施設については、これまで計画的・重点的な整備が行われ、教育研究環境が充実し、教育研究の進展や先端技術を取得した研究者の養成、新技術の開発などにおいて一定の効果が現れてきた。</p> <p>しかしながら、国立大学等 施設の現状は、老朽化した施設が増加し、次世代をリードする研究者など優れた人材の養成や創造的・先端的な研究開発の場の確保が困難になりつつある。</p> <p>このような状況を踏まえ、平成18年3月に閣議決定された第3期科学技術基本計画(H18-22年度)において、</p>	<p>(施策目標) 施策目標3-2 大学などにおける教育研究基盤の整備</p> <p>(上位目的のために必要な効果が得られるか) 本事業の実施により、施策目標3-2の達成目標の1つである「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画に基づき、国立大学等の施設を重点的・計画的に整備する。(18年度・22年度)」が着実に進捗する。</p> <p>併せて、本事業の実施は、その他2つの達成目標である「全学的視点に立ったスペースの弾力的・流動的な活用等の施設マネジメントを推進する。(18年度・22年度)」、「寄付・自己収入による整備など、国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を推進する。(18年度・22年度)」の進捗にも資する。</p>	<p>(事業アウトプット) 平成20年度の事業を実施することにより、第2次5か年計画の整備対象である教育研究基盤施設の老朽再生整備は約46万㎡、狭隘解消整備は約3万㎡、大学附属病院の再生整備は約12万㎡が見込まれる。</p> <p>(事業アウトカム) 本事業を計画的・重点的に着実に実施することで、国立大学等の教育研究基盤が強化され、世界一流の優れた人材の養成と創造的・先端的な研究開発の推進に資することが期待できる。</p> <p>(その他) 事業の実施に当たっては、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」、「同新行動計画」に基づき、積極的にコスト縮減を図り、必要最低限の経費で多くの事業を実施するなど、予算の効率的な執行に努めている。</p>	140,170 百万円

			<p>大学等の施設整備については、「世界一流の優れた人材の育成や創造的・先端的な研究開発を推進し、科学技術創造立国を実現するためには、大学・公的研究機関等の施設・設備の整備促進が不可欠であり、公共的施設の中でも高い優先順位により実施される必要がある。」とその重要性が指摘されている。</p> <p>また、国立大学等の施設整備については、「国は、老朽施設の再生を最重要課題として位置付け、長期的な視点に立ち計画的な整備に向けて特段の予算措置を講じる。」とされている。</p> <p>これを受け、「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」(H18-22年度)(H18.4.18 文部科学省)(以下、「第2次5か年計画」という。)を策定し、重点的・計画的な整備を図ることとした。</p> <p>本計画に基づき、老朽施設の再生を最重要課題とし、併せて、新たな教育研究ニーズによる施設の狭隘化の解消を図り、人材養成機能を重視した基盤的施設や卓越した研究拠点の再生を図る必要がある。</p> <p>さらに、大学附属病院については、先端医療の先駆的な役割等を果たすことができるよう、計画的に整備を図る必要がある。</p> <p>なお、国立大学等の施設は、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図るための必要な基盤であり、その整備に当たっては、国の予算において所要の財源措置を行い、毎年度の予算編成の中で確実に手当てする必要がある。</p>	<p>その結果、国立大学等における教育研究の基盤である施設の整備が進み、施策目標3-2「大学などにおける教育研究基盤の整備」の実現が図られる。</p> <p>(事業開始時に想定した効果) 第2次5か年計画に基づき、平成18年度から22年度までの5か年間に、特に緊急性の高い約540万㎡の施設整備を重点的・計画的に実施する。</p> <p>教育研究基盤施設の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽再生整備 (約400万㎡) ・狭隘解消整備 (約80万㎡) ・大学附属病院の再生 (約60万㎡) <p style="text-align: right;">計 約540万㎡</p> <p>(平成19年度までに得られた効果) 平成18年度の事業開始年度から19年度当初予算までに、本事業等の実施により、教育研究基盤施設の老朽再生整備は約125万㎡(達成率31%)、狭隘解消整備は約16万㎡(達成率20%)、大学附属病院の再生整備は22万㎡(達成率36%)の整備が見込まれている。</p> <p>(平成20年度までに得られる効果) 平成18年度の事業開始年度から20年度の事業の実施を含めると、教育研究基盤施設の老朽再生整備は約171万㎡(達成率43%)、狭隘解消整備は約19万㎡(達成率24%)、大学附属病院の再生整備は33万㎡(達成率56%)が見込まれる。</p>	<p>また、老朽化した施設の改善については、施設の機能性・構造安全性・耐久性などに鑑み、既存施設の活用が可能なものについては、改築ではなく、改修による整備を推進し、事業コストを抑制している。</p> <p>さらに、国立大学等によるスペースの弾力的・流動的な活用などの施設マネジメントや、寄付・自己収入による整備をはじめとする自助努力による新たな整備手法などのシステム改革も積極的に活用しながら施設整備を図っている。</p>	
【52】	教育費負担軽減	教育の機会均等に寄与するために学	奨学金を希望する者は増加してお	(施策目標)	(独)日本学生支援機構の奨学金事	156,900

	<p>減のための奨学金事業の充実（拡充）</p>	<p>資の貸与その他学生等の修学の援助を通じ、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資する。</p>	<p>り、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするためにも、奨学金事業の更なる充実を図ることが必要である。</p> <p>また、教育基本法第4条第3項においても「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定されており、国が責任をもって実施すべき施策である。</p> <p>さらには、平成19年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」においても「優秀で意欲ある学生に対する奨学金を拡充するための措置を平成20年度から講ずる」と本事業を実施することの重要性が提言されている。</p>	<p>施策目標3-3 意欲ある学生への支援体制の整備</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか） 奨学金事業の開始以来、64年間で約814万人の学生等に対して奨学金の貸与を行ってきており、教育の機会均等の実現と我が国の発展を支える人材育成に大きく寄与してきたところである。また、経済的理由により修学を断念することがないよう、奨学金の貸与を社会のセーフティネットとしての役割を担うことで、国民の安心と勉学意欲の涵養を与えている。さらに家計における教育費の負担を軽減するとともに、学生等の自立性を促すことにも有効と考えられる。</p>	<p>業は、制度創設以来、貸与制で事業を実施しているが、貸与制については、返還金を奨学金の原資として再度活用することにより、限られた財源の中で、希望する学生を幅広く対象とすることが可能になること、返還を通じて学生の自立心や自己責任、さらには社会への還元意識の涵養などの教育的効果も期待できること等意義のある効率的な制度である。また、多くの学生等が自立し、安心して学ぶことができるよう学生等に適切な修学環境を整備し、次代を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与している。</p>	<p>百万円</p>
<p>【53】</p>	<p>大学等における障害のある学生の受入れ促進のための体制整備・充実事業（仮称）（新規）</p>	<p>障害のある学生への修学支援について、例えば、独立行政法人日本学生支援機構の実施する「障害学生修学支援ネットワーク」事業の拠点校を現在の7大学から11大学に増やすなど、先進的な取組を行っている大学等における支援体制の充実・促進を図るとともに、障害のある学生が極めて少ない又は在籍していない大学等における支援体制の整備・充実を目指す。</p>	<p>現在、我が国の大学等に在籍する障害のある学生は、4,937人で、全学生数の0.16%であり、また、そのうち大学等から支援を受けている障害のある学生は、2,256人で、全学生数の0.07%に留まっている（平成19年5月 独立行政法人日本学生支援機構「大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」）。</p> <p>障害のある者（特別支援学校卒業生等）が、高等教育機関に進学し、公的な資格の取得や高度の専門的な知識・技術を習得することは、自立し社会参加を図る上で極めて有効な方策と考えられるが、上記のように、我が国の高等教育機関に在籍する障害のある学生は極めて少人数で、支援を受けている学生はさらに少ない状況にあり、各大学等は、障害のある学生の受入れ経験が乏しく、十分な支援体制が整備されていない状況</p>	<p>障害のある者（特別支援学校卒業生等）が、高等教育機関に進学し、公的な資格の取得や高度の専門的な知識・技術を習得することは、自立し社会参加を図る上で極めて有効な方策であるが、上記で述べたように、現在の高等教育機関における障害のある学生の受入れが極めて少ない状況にあるため、今後、障害のある学生の高等教育機関への進学を促し、当たり前を受け入れる体制を整備・充実していくことは、就学機会の確保を図る上でも有効である。</p>	<p>障害のある学生への修学支援について、専門部署の設置やコーディネーター（障害のある学生の修学支援に携わる専門員）の配置など、先進的な取組を行っている大学等における支援体制の充実・促進を図るとともに、当該大学等を通じ、障害のある学生が極めて少ない又は在籍していない大学等に対して情報提供や助言を行うことにより、資源配分の効率化を図る。</p>	<p>250 百万円</p>

			<p>にあるため、今後、障害のある学生の高等教育機関への進学を促し、当たり前前に受け入れる体制を整備・充実していくことが必要である。</p> <p>さらに、平成19年6月の教育再生会議から提言された「社会総がかりで教育再生を（第二次報告）」においても、国、大学は、大学等における障害のある学生への支援の充実を図ることが指摘されており、また、与党の提言においても、大学等における試験等において、発達障害についても必要な配慮や支援が行われるよう必要な措置を講じることや、能力がありながら大学で学びにくい現状を改善するため、大学における障害のある学生への支援の取組を充実することなどについて指摘されている。</p>			
【54】	私学助成の充実（拡充）	<p>私立学校振興助成法の趣旨に沿って、教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び経営の健全性の向上に資するため、経常費補助及び施設・設備整備への補助を行っている。</p> <p>19年度予算においては、これまでの私立大学等経常費に対する補助内容を大幅に見直し、定員割れ大学等に対する助成の見直し、経営改善努力に対する支援、教育研究活動への積極的な取組に対する支援などを行うことにより、私立大学等における教育研究活動の活性化を推進する。</p> <p>【参考：具体的な事業内容】 私立大学等経常費補助 私立の大学、短大、高等専門学校における教育及び研究に係る経常的経費に対する補助。</p> <p>私立高等学校等経常費助成費等補助</p>	<p>私立学校は、公立学校とともに公教育の一翼を担う重要な存在であり、建学の精神に基づく特色ある教育を展開するとともに、大学生の約8割、高校生の約3割、幼稚園児の約8割が私立学校に在学するなど、我が国の学校教育の発展に、質・量両面において大きく貢献してきた。教育基本法の改正に際しても、私学の果たしてきた役割の重要性に鑑みて、第8条に私立学校に関する規定が設けられ、国や地方公共団体が、私学の自主性を尊重しつつ、その振興に努めるべき責務が規定されたところである。私立学校の教育研究活動を財政的に支援する私学助成は、引き続き実施していく必要性が極めて高い。</p>	<p>（施策目標） 施策目標3 - 4 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p> <p>本事業は、学校法人自身の努力や税制など他の施策と併せて効果を発揮する性質のものであるが、経常費補助及び施設・設備整備への補助を行うことにより、教育研究経費に投入される資金の増加、教員一人あたりの学生数の減少、初年度生徒等納付金の伸び率の縮小といった効果が得られる見込みがあり、この数年においてもその傾向が続いている。</p> <p>本事業を継続することにより、私立学校の振興に向け、私立学校における教育研究条件の維持向上、私立学校に在学する学生・生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性を高めることといった目指す効果が達成できると判断した。</p>	<p>（事業アウトプット） 本事業の実施により、私立学校における教育研究条件の維持向上、私立学校に在学する学生・生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性が高まること、といった効果が見込まれる。</p> <p>（事業アウトカム） 私学助成を確実に措置することにより、教育の機会均等の確保や特色ある教育研究の展開に大きく貢献することが期待される。</p>	一百万円

		<p>都道府県が行う私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校の経常費助成に対しその経費の一部を国が補助。</p> <p>私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助等 私立大学等における教育研究装置、施設整備等に対する補助。</p> <p>私立高等学校等施設高機能化整備費補助等 私立高等学校等における施設整備等に対する補助。</p>				
【55】	科学研究費補助金（拡充）	<p>人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたる基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）のうち、ピア・レビューによる審査を経て採択された独創的・先駆的な研究を対象に、予算の範囲内で必要な助成を行うことにより、競争的環境の形成に貢献しつつ、大学等の研究者の自由な発想に基づく研究を幅広く推進するとともに、若手研究者の人材養成にも寄与し、科学技術創造立国の基盤を形成する。</p> <p>平成20年度は、第3期科学技術基本計画の方針等に則り、挑戦的研究、若手研究者への投資、多様性を確保する「基盤研究の充実」により革新的な学術研究の促進を図るとともに、間接経費が未措置の研究種目への30%措置の早期実現を図ることとしており、具体的には、従来の「特定領域研究」と「学術創成研究費」を発展的に見直し、既存の研究分野の枠に収まらない新興・融合領域や異分野連携などの意欲的な研究を推進することにより、革新的な学術研究の発展を促すことを目的とする研究種目である「新学術領域研究（仮称）」の新設を検討している。</p>	<p>（事業の背景等） 「第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日 閣議決定）」において、「研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献する科学研究費補助金等の競争的資金は、引き続き拡充を目指す。競争的資金を獲得した研究者の属する機関に対して研究費の一定比率が配分される間接経費については、全ての制度において、30%の措置をできるだけ早期に実現する。」とされており、政府が積極的に関与していくことが必要である。</p> <p>また、「経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日 閣議決定）」においても、成長可能性拡大戦略の具体的手段として「競争的資金の拡充と効率的な配分」があげられており、「研究と教育の両面における競争的資金を拡充するとともに、間接経費を充実する。」とされていることから、我が国の競争的資金の約40%を占め、大学等における基幹的な研究費である本事業を一層推進する必要がある。</p>	<p>（施策目標） 施策目標4 - 1 基礎研究の推進</p> <p>（関連） 施策目標5 - 2 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか） 約55,000件（平成18年度実績）にもものぼる研究者の自由な発想に基づく研究の支援を実施することにより、人文・社会科学から自然科学までのあらゆる分野における基礎研究が推進されるとともに、科学の発展と多様なイノベーションの創出が図られる。</p> <p>なお、効果を把握するための具体的な指標として、科学技術政策研究所による調査（「優れた成果をあげた研究活動の特性：トップリサーチャーから見た科学技術政策の効果と研究開発水準に関する調査報告書」平成18年3月）によれば、被引用度上位10%論文の46.5%が科学研究費補助金を使用した研究の成果であること、平成18年度（平成</p>	<p>（事業アウトプット） 約55,000件（平成18年度実績）の研究者の自由な発想に基づく研究の支援を実施する。</p> <p>（事業アウトカム） 人文・社会科学から自然科学までのあらゆる分野における基礎研究の推進により、新しい知を生み続ける重厚な知的蓄積（多様性の苗床）が形成されるとともに、多様なイノベーションの種が生み出され、その成果により我が国の成長力強化に直結する科学技術の振興が図られる。</p>	217,481 百万円

				<p>18年4月～平成19年3月)に朝日、産経、東京、日本経済、毎日、讀賣の6大紙により報道された研究成果事例のうち、685件が科学研究費補助金による支援を受けたものであったこと、があげられる。</p>		
<p>【56】</p>	<p>個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト (第2期)(新規)</p>	<p>「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」(平成15～19年度)において、個人個人に最適な予防・治療を提供することを可能とする医療の実現に資するため、約30万症例の血液サンプルや臨床情報をバイオバンクに収集し、一塩基多型(SNP)タイピングを実施してきたところである。平成20年度以降においては、オーダーメイド医療の実現化を目指し、世界最大規模のバンクに集められた試料・SNPタイピングデータを活用し、疾患関連遺伝子研究を推進する。また、今後、国際的に進められる予定であるがんゲノム研究の協力を行う。</p>	<p>国際ハップマッププロジェクト等の進展により、諸外国ではオーダーメイド医療の実用化に向けたSNP研究の基盤整備が整い、疾患関連遺伝子の解析競争がさらに激化している。</p> <p>日本としても知的財産権の確保の観点に鑑み、疾患関連遺伝子研究を推進していく必要がある。</p> <p>また、アメリカ、カナダ、EUが中心となり今後進められる予定のがんゲノム研究へ日本も協力することにより、国際研究協力の枠組みにおいて、本プロジェクトの主要なターゲットである「がん」について、個人に最適な予防・治療を可能とする医療の実現化に資することができる。</p> <p>一方、『第3期科学技術基本計画』を踏まえ、総合科学技術会議が策定した『分野別推進戦略』において、ライフサイエンス分野の重要な研究開発課題としてオーダーメイド医療に関連した「生活環境・習慣と遺伝の相互関係に基づいた疾患解明及び予防から創薬までの研究開発」が挙げられている。また、『イノベーション25』においても、食生活や運動等の生活習慣の改善を通じた予防医療が個人レベルで行われること等が可能となる「生涯健康な社会」が、2025年までに実現する社会像の一つとして取り上げられている。</p> <p>さらに、『新健康フロンティア戦略』においても、メタボリックシンドロ</p>	<p>(施策目標) 施策目標4-2 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進</p> <p>(上位目的のために必要な効果が得られるか) バイオバンクに集められた試料・SNPタイピングデータ等を有効活用し、疾患関連遺伝子研究を推進することにより、個人個人に最適な予防・治療を提供することを可能とする医療の実現をもたらす、目的のために必要な効果が得られる。</p> <p>本事業の先行事業「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」において、平成19年度までに約30万症例の血液サンプルや臨床情報を集め世界最大規模のバイオバンクを構築し、これらの資料を基にもとに約30億のタイピングデータを収集するなど十分な成果が得られている。このため本事業についても、このバイオバンク及びタイピングデータを活用し、疾患関連遺伝子研究を推進することから目指す効果が達成できると判断した。</p>	<p>(事業アウトプット) 世界最大規模であり、研究基盤となるバイオバンクを維持し、研究機関に試料を配布するとともに、臨床応用に繋がる研究として疾患関連遺伝子研究を実施することにより疾患の原因遺伝子が特定される。</p> <p>(事業のアウトカム) がん、生活習慣病等の関連遺伝子を特定し、それらの病気の早期発見、予防法の確立を図ることにより、国民のQOL(生活の質)の向上が実現される。</p> <p>(その他の効率性) オーダーメイド医療の実現により、これまでのように同じ診断を受けた集団を対象とする予防・治療ではなく、個人個人の遺伝情報から患者の状況を詳細に診断し、副作用のない最適な低コストの医療に繋げるためのエビデンスを提供することが可能になる。</p> <p>なお副作用においては、米国の統計データ(JAMA)では、薬剤の副作用によって入院若しくは入院期間を延長した事例が、年間200万件、死亡例が10万人、派生した医療費が700億ドル(8.4兆円)と推測されている。人口比を考慮すると、我が国では薬剤の不適切正な使用や副作用により派生する医療費は、30兆円の年間医療のうち、4-5兆円に相当する額に当たると試算されることから、オーダーメイド医療の実現により大幅な医療費の削減に繋</p>	<p>2,794 百万円</p>

			ーム、がんなどを克服するために、個人の特徴に応じた予防・治療の研究開発・普及を重点的に推進するとされるなど、オーダーメイド医療の実現化に向けたニーズは高まっていると言える。		がることが期待される。	
【57】	脳科学研究戦略推進プログラム（新規）	自然科学における最大の未踏領域の一つである脳について、脳科学研究およびそれを取り巻くテクノロジーの急速な発展により、物質的及び情報的側面から科学的に説明することが可能となって来ている。少子高齢化を迎えた我が国が発展的に持続するためにも、脳科学研究の推進は、心身の健康寿命を延ばすという高い社会的意義を有していることから、本事業においては、脳科学研究における重点研究領域の研究の現状、社会的要請、緊急性の高さを踏まえ、主に「脳を守る（認知症・うつ病の予防・治療法の開発）」、「脳を育む（脳の発達解明）」、「脳に学ぶ（身体補助具等の開発）」、及びこれらを支える「脳を知る（脳の構造と機能の解明）」、「基盤技術開発」を戦略的に推進する。また、重点研究領域ごとに、優れた実績、他機関を支援する能力を有する大学等を拠点として、研究開発を実施する。	<p>（事業の背景等） 社会が高齢化し、多様化・複雑化も進む中で、精神神経疾患や心に問題をかかえる人の数は著しく増加しており（認知症：200万人以上、うつ病：約100万人、自殺者数：3万人以上/年）大きな社会問題になっている。</p> <p>そのような状況を背景として、「新健康フロンティア戦略」において、こころの健康づくり、介護予防対策の一層の推進、人間の活動領域の拡張に向けた取り組みを今後国民が自ら取り組んでいくべき分野の1つとして取り上げられ、対策を進めて行くこととされている。また長期戦略指針「イノベーション25」において、失われた人体機能を補助・再生する医療の実現が、国が主体的に進めていく先駆的なプロジェクトの例の1つとして挙げられており早急に実施することとされている。</p> <p>脳科学研究は、アルツハイマー病を代表とする認知症、パーキンソン病、統合失調症、うつ病、各種依存症など精神神経疾患の病因解明、治療・予防法の開発を可能にし、また失われた身体機能の回復・補完を可能とする技術開発をもたらすものであり、少子高齢化を迎える我が国の医療・福祉の向上し、生涯健康な社会を目指すためにもこれらを戦略的に推進する研究体制の整備を行う必要がある。</p> <p>過去10年間において、脳の記憶・</p>	<p>（施策目標） 施策目標4-2 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか） アルツハイマー病やうつ病などの精神神経疾患の治療・予防法の開発につながる研究や、子供の脳を健康に育み、発達障害の予防あるいは治療につながる研究が進展するとともに、脳活動による信号で動く高度な義手・義足や人工感覚器（人工視覚等）の開発が促進される。</p> <p>また、脳科学研究は、自然科学から人文・社会科学までを包含する総合科学であることから、複数の分野に精通した独創性に富む若手研究者の育成に寄与することができる。</p>	<p>（事業アウトプット） 多様な学問の原理と方法を融合した学際的な研究を推進するとともに、革新的な成果の創出を図るため、脳研究者、教育学者等の有識者で構成される脳科学委員会を設置し、脳科学研究における重点研究領域の研究の現状、社会的要請、緊急性の高さを踏まえた我が国の脳科学研究の推進計画（ロードマップ）の立案、研究振興と脳科学研究者育成の方策、目標達成型研究開発の実施状況等の定期的な評価等を継続的に審議する予定である。</p> <p>脳科学委員会において策定されるロードマップに基づき、本事業において戦略的に推進すべき課題ごとに、優れた実績や他機関を支援する能力を有する大学等に新たな研究拠点を整備して研究開発を実施する。</p> <p>（事業アウトカム） 本事業による脳科学研究の戦略的推進により、国内外の機関や人文科学・教育関係者との連携による効果的な学際的な研究が促進され、研究成果の医療・福祉・教育・産業等の幅広い分野への社会還元が期待される。</p>	4,000 百万円

			<p>学習メカニズムの解明、精神神経疾患の病因解明、脳とコンピュータのコミュニケーション技術の開発、脳の発達とその感受性期（臨界期）の分子過程の分析などが飛躍的に進展した。こうした脳科学研究の成果を実際の医療につなげることが求められており、厚生労働省等と連携して研究を推進していくことを検討している。</p> <p>また、教育再生会議をはじめとして子供の発達障害や感受性期（臨界期）に関する研究が重要視されており、脳機能の発達等の解明に関する研究を国が支援していく意義は大きい。</p>			
【58】	イノベーション基盤シミュレーションソフトウェアの研究開発（新規）	<p>イノベーションや国民生活の安全・安心を実現するために、戦略的基盤ソフトウェアを活用し、最先端の複雑・大規模ソフトウェアの研究開発を実施し、ものづくり、情報通信などの各産業分野の情報化や国民生活の安全・安心を支えるとともに、ソフトウェアの開発に係る人材の養成を行う。</p> <p>そのため、平成17年度から実施してきた「革新的シミュレーションソフトウェアの研究開発プロジェクト」で形成した効率的・効果的な産学の基盤を活用しつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よりシーズブッシュからニーズプルへ ・より産業界のニーズを反映すると同時に、産業界の関与を明確に ・より高性能・精緻化したソフトウェアの創出へ <p>を目指した施策を展開する。</p> <p>具体的には、大学等の有するソフトウェアを活用し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業界のニーズ集約と、これを踏まえたソフトウェアの選定 ・大学等と企業等との連携による新 	<p>計算機シミュレーションは、理論、実験と並び、第3の科学技術の方法として重要性を増しており、たとえば（米）ボーイング社では、シミュレーションを高度活用し、航空機開発の風洞実験の回数を1980年代に比べて1/20程度としている。これにより開発期間が大幅に短縮している。このことによりボーイング社は、単にコストダウンに成功したにとどまらず、航空機産業のトップ企業としての地位を確立することが可能となるなど、重要な役割を果たしてきている。</p> <p>しかし、汎用構造解析ソフトウェアのNASTRANや半導体CADシステムであるTCADシステムなど、有力な科学技術用ソフトウェアの多くは海外の機関で開発されており、海外で開発されているその性能をはるかに超えるような最先端のシミュレーションソフトウェアは使用できない。我が国としてシミュレーションに関する技術力を蓄えないと、国際競争力の低下につながりかねない。</p> <p>ものづくりやバイオ、ナノ、流体、</p>	<p>（施策目標） 施策目標4-3 情報通信分野の研究開発の重点的推進</p> <p>（得ようとする効果及びその達成見込み） 本事業の推進に当っては、「戦略的基盤ソフトウェアの開発プロジェクト」及び「革新的シミュレーションソフトウェアの開発プロジェクト」の実績・成果がそのベースとなる。</p> <p>これらのプロジェクトでは、約20本/年×5年 トータル約100本のソフトウェアをインターネットにより公開した。その結果、現在までに約4万件に及ぶダウンロードがなされ、社会から大きな関心が寄せられるとともに、各種業務に活用されている実績を有した。</p> <p>本事業においては、その基盤技術を活用して、新たなシミュレーションソフトウェアの開発をすることで、より有益なシミュレーションソフトウェアの開発が可能となり、製品のコストダウン、開発期間の短縮が実</p>	<p>（事業アウトプット） 「イノベーション基盤シミュレーションソフトウェアの研究開発」において、産業界のニーズを踏まえつつ、最先端の複雑・大規模のシミュレーションソフトウェアの開発に取り組み、量子化学計算、生体循環器系シミュレーション、ナノ素材シミュレーション、流体解析、構造解析、防災シミュレーション等の分野において世界的レベルの基盤ソフトウェアを整備する。</p> <p>（事業アウトカム） 開発したソフトウェア及びソースコードを順次公開する事としており、汎用性、実用性の面で優れた特徴を有しているソフトウェア資産をフルに活用することにより投資効率の向上が実現する。</p> <p>また、社会のニーズをシミュレーションソフトウェアの開発へ効率的に反映を図るため、主なユーザでもある産業界側との連携体制を強化し、開発への参画（マッチングファンド、人材の派遣、実証実験の実施）を推進する研究開発体制とすることによ</p>	1,250 百万円

		<p>規ソフトウェアの仕様の共同作成 ・企業によるソフトウェア開発への貢献（マッチングファンドや中核拠点への人材派遣、作成したソフトウェアの実証への協力など）を前提としてソフトウェアの研究開発を行う。</p> <p>また、これらのソフトウェアの開発を通じ、中核拠点のソフトウェア開発に係る人材養成の拠点化をめざす。</p> <p>作成したソフトウェアについては、最終的には広く一般に公開する。</p> <p>代表的なシミュレーションソフトウェア ナノテクノロジーを支える次世代「ナノデバイス・シミュレータ」 量子力学をベースとする「量子創薬プラットフォーム」 概念設計から詳細設計に至るものづくり上流を一貫してシミュレーションする「次世代ものづくり基盤ソフトウェア」 自動車衝突時の人体の影響を評価する「インパクトバイオ・シミュレータ」 安全・安心な社会を実現する「防災シミュレータ」</p>	<p>構造等、様々な分野の産業の国際競争力の強化を図るためには、本施策により高度なシミュレーション技術の研究開発及びそれを産業に活用するシミュレーションソフトウェアの開発を行っていく必要がある。</p> <p>また、「イノベーション25」では「早急に取り組むべき課題」として「人材育成を抜本的に強化することがイノベーションを起す日本を作るための最重要課題」とされており、本施策はシミュレーションソフトウェアの開発を通じ、中核拠点のソフトウェア開発に係る人材養成の拠点化をめざすものであり、我が国における今後のイノベーションを強力に進める上で非常に重要かつ早急に取り組むべき課題である。</p>	<p>現される。</p> <p>さらに、産業界の関与を明確化し、ニーズをより反映させることにより、これまで以上に社会からの関心が高く、各種業務により活用されるシミュレーションソフトウェアの開発を行い、5年間で約5万件のダウンロード数を目指す。</p> <p>その結果、現在は国内のシミュレーションソフトウェアの大半が欧米製のソフトウェアであるが、将来的には欧米にほぼ独占されている国内市場のシェアを拡大することが可能となる。</p> <p>また、中核拠点におけるソフトウェア開発により、「イノベーション基盤シミュレーションソフトウェア」の継続的な改良・普及と人材育成が可能となる。</p>	<p>り、トータル人件費の圧縮、及び、信頼性の高いソフトウェアの開発を行うことにつながる。</p>	
【59】	e-サイエンス実現のためのシステム統合・連携ソフトウェアの研究開発(新規)	<p>研究室レベルのコンピュータからスーパーコンピュータまで、規模も処理能力も異なるコンピュータを組織や階層をまたいで効率的・効果的に利用するためのシステム統合・連携ソフトウェアの研究開発を行う。</p> <p>これにより、大学等を含め全国に散在する様々な計算資源をユーザがそのニーズに応じてストレスなく活用できるe-サイエンス基盤の構築を可能とする。</p>	<p>現状では、LLS、NIS、NLSといった重層的かつ多様な種類の計算資源からなる利用環境において、より上位の計算資源を活用しようとした場合に共通的に使用可能な並列言語処理系（コンパイラ等）がないため、計算環境のスムーズな移行が困難である。</p> <p>また、異なる組織や遠隔地の研究者がデータやソフトウェアを共有して共同研究を行おうとする場合に、LLS間あるいはNIS-LLS間のデータ共有</p>	<p>【施策目標】 施策目標4 - 3 情報通信分野の研究開発の重点的推進</p> <p>【得ようとする効果及びその達成見込み】 LLS、NIS、NLSにおいて、より上位の計算環境を活用して計算規模を拡大しようとするユーザがプログラムを書き換える作業を不要とすることで、計算環境の移行時における負担軽減につながる。</p>	<p>【事業のアウトプット】 システムソフトウェアの研究開発に実績のある企業の参画を含めた最適な研究開発体制により、研究室レベルのコンピュータからスーパーコンピュータまで、規模や処理能力がそれぞれ異なるコンピュータを統合・連携するソフトウェア（コンパイラ等のシステムソフトウェア及びグリッドソフトウェア）を開発・整備する。</p> <p>【事業のアウトカム】</p>	750 百万円

		<p>本事業では、以下の研究開発を行う。</p> <p>(1) 研究室レベルのPCクラスター(LLS^{*1})、大学・研究機関等のスーパーコンピュータシステム(NIS^{*2})、次世代スーパーコンピュータ(NLS^{*3})において、より上位の計算資源を活用しようとした場合に、プログラムを改変せずに各環境で最適に実行するためのシステムソフトウェア(コンパイラ、ライブラリ等)</p> <p>(2) NISにおいて運用されているグリッド環境と連携することにより、LLS間あるいはNIS-LLS間で、データ共有や計算資源の効率的な活用等のために必要な仮想組織の構築を可能とし、かつ各応用分野の研究者でも運用が可能なグリッドソフトウェアなお、得られた成果(ソフトウェア)は広く一般に公開する。</p> <p>(*1 Laboratory Level System, *2 National Infrastructure System, *3 National Leadership System)</p>	<p>や、計算資源の効率的かつ柔軟な活用等を可能とするような研究環境の形成が求められており、本事業の必要性は高い。</p>	<p>これにより、各層の利用の活性化や利用の拡大につながる。</p> <p>また、高性能化のベース及び設置数の増加が著しい計算資源からなるLLSからNISやLLSにつながる仮想的な研究コミュニティが柔軟に実現でき、研究の活性化に直接的に寄与する。</p> <p>さらに、LLS, NIS, NLSの間での柔軟な計算資源活用が可能となり、大学間連携や産学官連携による研究の効率が大幅に向上する。</p> <p>これらのイノベーションの源となる研究開発を促進することにより、経済成長力の強化に貢献することが期待できる。</p> <p>本事業は公募を行い、外部有識者からなる審査検討会において、学術的・技術的水準の優位性、産学官の連携体制等を評価して、本事業の政策目標を達成可能な研究開発機関を選定して採択することとしている。</p> <p>また、円滑な研究開発の実施を図ることを目的とし、研究の進捗状況の評価を行うための進捗評価委員会を設置し、定期的に評価及び評価結果の反映を行うとともに、情報科学技術委員会にて中間評価を実施する。これらの取り組みを通じて、上述の効果を達成することが可能であると考えられる。</p>	<p>研究室レベルのコンピュータからスーパーコンピュータまで、規模や処理能力がそれぞれ異なるコンピュータを統合・連携するソフトウェア(コンパイラ等のシステムソフトウェア及びグリッドソフトウェア)の研究開発を行うことは、研究のためのアプリケーションソフトウェアの生産性向上に資することが見込まれる。</p> <p>また、全国に分散する計算資源の効率的な活用を促進することにより組織や距離を越えた大学間連携や産学官連携による共同研究を可能とすることから、我が国における計算科学の研究・開発・応用技術が発展することが期待される。</p>	
【60】	21世紀気候変動予測革新プログラム(拡充)	<p>人類の生存基盤に重大な影響を及ぼす恐れがある地球温暖化について、抑制や適応のための効果的、効率的な政策及び対策の実現に資するため、我が国の大学、研究機関の英知を結集し、「地球シミュレータ」の能力を最大限に活用して、確度の高</p>	<p>近年、世界各地で温暖化の影響によるものと思われる異常気象が頻発していることから、第3期科学技術基本計画においても「気候モデルを用いた21世紀の気候変動予測」「気候変動リスクの予測・管理と脱温暖化社会設計」は、世界と協調して正</p>	<p>【施策目標】 施策目標4-4 環境分野の研究開発の重点的推進</p> <p>【指標】 温暖化予測モデルの高度化状況 温暖化予測モデルの発展型の開発に</p>	<p>【本事業に投入されるインプット(資源量)】 本事業の予算規模は、平成20年度からは年間約28億円で実施を予定している。また、本事業を実施するための必要不可欠な計算機資源として地球シミュレータを予定してい</p>	2,813百万円

	<p>い温暖化予測情報を信頼度情報と併せて提供するとともに、温暖化の影響として近年特に社会的関心が高い極端現象（台風、豪雨等）に関する解析を行い、予測情報の自然災害分野の影響評価への適用を図ることを目的として、（１）温暖化予測モデルの高度化、（２）温暖化予測モデルの不確実性の定量化・低減、（３）自然災害分野の影響評価への適用性実証の３つの課題を有機的に結合した形で研究開発を実施する。</p> <p>特に、平成２０年度以降については、G8ハイリゲンダム・サミットにおける首脳宣言や「２１世紀環境立国戦略」、「イノベーション２５」で重要性が指摘された開発途上国における気候変動の抑制・適応への我が国の貢献に関し、大規模な森林減少等の土地利用変化が温暖化の進行に及ぼす影響を解明する研究及びアジア地域における自然災害の詳細な影響評価予測研究の強化を図る。</p> <p>これらにより、国際社会における地球温暖化に起因する政策的、技術的対応や災害等への適切な対策が行われ、人類が環境と経済の両立した生活をおくり、持続的に発展していくことを目指すものである。</p>	<p>確な気候変動の予測を行い、地球温暖化に適応できる将来社会を設計し実現する科学技術として、５年間の集中投資が必要な戦略重点科学技術として位置づけられている。</p> <p>本プログラムは、2013年頃とりまとめ予定の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第５次評価報告書への貢献をはじめ、気候変動枠組条約の究極的な目的である「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させる」を達成するために必要な脱温暖化社会の構築のための国内外の政策検討、さらには、台風、熱波、集中豪雨等の極端現象による災害リスク増大に対処するための対策を確立する上で、不可欠な情報を与えるものであり、平成19年度から開始している。</p> <p>平成19年6月に行われたG8ハイリゲンダム・サミットにおける首脳宣言「世界経済における成長と責任」においては、気候変動の抑制・適応の重要性が強調されると共に、「２１世紀環境立国戦略」においては、最先端のシミュレーション技術を利用した将来予測、情報の共有が重要視され、「イノベーション２５」においては、日本の優れた環境・エネルギー技術等の世界への発信、実証として、地球シミュレータによる未来の水や気候変化予測データの提供、災害関連情報の提供等を積極的に提供することの必要性が明確に示された。</p> <p>これら、気候変動予測等に関する強化指針を受け、平成２０年度以降については、以下の研究を強化し、関係国の気候変動の抑制・適応に関する政策決定、対策立案を支援する必</p>	<p>おける、精緻な現象メカニズムの導入度合い、及び解像度の向上（大気海洋結合モデルで大気50Km-mesh、海洋20Km-mesh、また超高解像度大気モデルで大気1Km-mesh）度合い。また、開発されたモデルによる近未来（2030年頃）及び長期（今後300年程度）にわたる温暖化予測状況。</p> <p>不確実性の定量化・低減状況 複数のモデルや初期値を変化させたアンサンブル予測手法及びデータ同化手法の開発利用を通じた予測モデルの不確実性の定量化・低減度合い。</p> <p>影響評価への適用性実証状況 気候変動予測に基づいた、極端現象（台風、集中豪雨、高潮、豪雪、熱波、異常湧水・旱魃等）の頻度や強度に注目した解析度合い、及びそれらによる将来の自然災害対策等へ向けた貢献度合い。</p> <p>本研究においては、温暖化予測モデルの高度化、不確実性の定量化・低減、影響評価への適用性実証の３つの課題を実施する各研究機関をすべて含むチームを形成することを基本とし、チームを横断する連携を促進するため、文部科学省の技術参与であるプログラム統括が、プログラム全体の運営方針の決定やマネジメントシステムの向上を行うとともに、各チームに所属するの課題代表者等による研究調整委員会を設置している。</p> <p>また、地球温暖化に関する予測情報の政策応用を目指す地球環境研究総合推進費による研究との密接な連携が必要であり、そのための計画調整を目的として、文部科学省地球環境科学技術委員会と環境省地球環境研究企画委員会が合同で会議を開催</p>	<p>る。</p> <p>【本事業から得られるアウトプット（活動量）】 本事業の実施により、極端現象を含めた詳細な気候変動予測を行うことにより、温暖化の災害リスクに及ぼす影響を精度良く推定し、我が国をはじめ、世界各国の適応策検討、さらには温暖化抑制の必要性に関して、世界共通の理解促進に資する。</p> <p>また、気候変動枠組条約における温室効果ガス削減目標の議論に伴い、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で温室効果ガス濃度を安定化させるための検討が行われている中で、予測モデルを高精度化することにより、気候炭素循環フィードバックを評価し温室効果ガス排出削減目標を濃度目標と対応付けることが可能となる。</p> <p>更には、各種の温室効果ガス濃度安定化シナリオに対応した、来世紀以降までに及ぶ長期の海面上昇などの具体的な予測が可能となる。これらにより、安倍首相の「美しい星５０」で示された低炭素社会の長期ビジョン作りに資する。</p>	
--	--	--	--	--	--

			<p>要がある。</p> <p>森林減少等に伴うCO2吸収の減少、並びに土壌の露出によるCO2排出の増加や土地の保水力の低下などからもたらされる、温暖化促進による異常気象や水循環の変異（旱魃、豪雨、洪水等）など気候変動への影響評価を行う。</p> <p>日本の気候にも密接に関連するアジア地域における自然災害（台風、豪雨、洪水、濁水等）の出現頻度や強度の詳細な変化予測を行う。また、黒潮の蛇行などの海流・深層流の変動を解析し大気海洋の相互作用を通じた自然災害発生への影響メカニズムを詳細に評価する。</p> <p>米、英、仏、独等の欧米先進国は、温暖化予測研究に対して多くの財政・人的資源を投入しており、国際競争はますます激しさを増していることから、国からの温暖化研究への集中投資・成果達成は、気候変動問題の克服に向けた国際的リーダーシップを発揮する上で不可欠である。</p>	<p>し、研究代表者を交えて研究計画に関し審議を行い、研究の効果を判断することとしている。さらに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による中間評価及び同分科会地球環境科学技術委員会の委員等を講評委員とする成果発表会における講評を踏まえ判断する。</p> <p>本研究は、温暖化予測モデルの開発を軸とし、確度の高い温暖化に関する予測情報を政策へ応用、あるいは社会的課題へ適用することにより、その価値の最大化を目指すものであり、モデルの高度化、不確実性の定量化・低減、影響評価の3つの課題を有機的に結合させることにより、信頼度の高い地球温暖化予測情報の創出・提供と自然災害分野の影響評価への適用を目標として実施している。</p> <p>これらにより、確度の高い予測情報を国内外の地球温暖化対応に関する検討の場に提供し、IPCC第5次評価報告書（2013年頃予定）への寄与をはじめ、気候変動に対する政策検討、及び適応策、技術的対策の立案に資するとともに、我が国の世界トップレベルの温暖化予測研究を維持し、世界をリードする人材の育成に資することが見込まれる。</p> <p>事業の実施にあたっては、モデルの高度化、不確実性の定量化・低減、影響評価の各課題を実施するチームをすべて含むグループを形成することを基本とすることにより、3つの課題を有機的に結合させる。これにより、確度の高い温暖化に関する予測情報を政策へ応用あるいは社会的課題へ適用できることが見込まれる。</p>		
【61】	データ統合・	データ統合・解析システムは、地球	施策目標4-4（達成目標4-4-	【施策目標】	【本事業に投入されるインプット	930百万円

<p>解析システム (拡充)</p>	<p>観測データを科学的、社会的に有用な情報へと変換し、それを国際的に共有することにより、包括的、調整的、及び持続的な地球観測のための国際的な取組である GEOSS(全球地球観測システム) の構築への貢献を目指すものである。</p> <p>平成 18 年度から、地球観測衛星や地上・海洋観測による各種観測データを統合、汎用性の高いデータシステムを構築し、そのシステムの有効性を実証するため、関係機関と連携して、具体的な問題対策に適用する。</p> <p>具体的には 高精度降雨予報と流域データとの統合によって利根川水系のダム管理を高効率化するためのダム最適運用システムの構築、 広域植生データと生物分布予測モデルの統合による特定外来生物対策の高度化、 気象予報と作物育成モデルの統合による農作物生産管理の最適化などの応用機能の開発を進めている。</p> <p>平成 20 年度においては、19 年度に引き続き、データ統合・解析システムの構築を目指す、開発中のプロトタイプシステムを使い、各種実証モデルの、さらに、GEOSS への貢献の一環として、当該システムのアジア地域における水資源管理や洪水・渇水被害軽減への有効性についても取り組みをはじめ。</p>	<p>1) の目的を達成するため、各研究機関の地球観測データを体系的に活用することが 求められている。</p> <p>このため、各研究機関の地球観測データを統合・解析する情報技術を開発することによって、地球環境変動への効果的な対応策の実現に貢献する必要がある。</p> <p>また、我が国の有する最先端の科学技術に関する知見を活用し、世界(特に我が国と地理的にも経済的にも関連の深いアジア地域) に対して、貢献していくことが求められている。</p>	<p>施策目標 4 - 4 環境分野の研究開発の重点的推進</p> <p>現在の一般的なデータ転送速度は最大で 1 秒当たり 550 キロバイト程度であり、大容量の地球観測データを入力するには、多くの時間を必要としている。一方、本システムは、多種多様で大容量の地球観測データを 1 ペタバイトの蓄積・解析処理空間に予め投入し管理することから、データ転送回数を最小限 (1 ~ 2 回) に抑えて時間的な短縮を図り、多様なニーズに対応した情報を創出するための解析処理を効率的に行うことを可能とするものである。</p> <p>平成 19 年度においては、本システム上で動作する高速データダウンロード専用ツール群 (通常転送速度の 26 倍速を実現) を開発して効率的なデータ投入を行っている。現在もシステム構築の段階であるが、汎用性の高いデータセットを提供できる見通しであり、本システムの有効性が実証できると考えられる気候変動・水循環・生態系の各分野での運用を図ることとしている。</p> <p>なお、本システムの有効性については、今後も科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会地球環境科学技術委員会等において検証することとしている。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球環境問題に取り組むため科学的、社会的に有用な情報を提供する課題数 (目標 5 件 / 年程度) <p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> データ統合のために蓄積された観測等のデータ量 <p>平成 18 年度においては、気候変動</p>	<p>【資源量】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業の平成 20 年度予算規模は約 9 億円であり、その大半が本事業を実施するための委託費として想定される。 <p>【本事業から得られるアウトプット (活動量)</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国では既に多くの大学・研究機関などにおいて、広く地球観測が行われており、これらの観測で得られたデータを統合・解析し、広範囲の利用ニーズに応じた科学的、社会的に有用な情報として提供・活用を図ることができる。 <p>具体的には、例えば、温室効果ガス、二酸化炭素収支、降雨や雲などの観測データ及び地理情報などの社会経済データを統合することにより温室効果ガスモニタリングに必要な情報を提供するだけでなく、効果的な農作物の種まきや肥料散布の実施並びに効率的な収穫を実現するための情報や日本を含めたアジア地域の河川流域圏管理に資する情報を提供することもできる。</p>	
--------------------------	---	---	--	---	--

				<p>に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書作成時に利用された世界気候計画気候モデル比較実験の26種のモデルデータ及び地球観測衛星データを中心に114テラバイトのデータが蓄積された。平成19年度においても継続して各種データの投入を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予測降雨を用いた洪水軽減のためのダム最適運用システムの実利用化検討 <p>現在、利根川流域を対象として、本システムが創出する流域スケールの短期降雨予測情報を活用して洪水低減のためのダム最適操作システムを組み込んだ流域管理システムのプロトタイプを構築し、国土交通省河川局、同省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所と協力して、そのプロトタイプの評価作業と高度化作業を開始している。</p>		
【62】	<p>先端研究施設共用イノベーション創出事業のうち【ナノテクノロジー・ネットワーク】(拡充)</p>	<p>先端的な機能を有する研究機関の施設・設備を共用化することで研究環境の整備を図り、イノベーションの創出を目指す「先端研究施設共用イノベーション創出事業」の中で、ナノテクノロジー関連の研究施設の共用化を推進する。</p> <p>若手研究者を育成し、その活動を支援することは、科学技術の持続的発展のために、また知識・技術を世代間で連続的に継承していくために不可欠である。</p> <p>このため、ナノテクノロジー・ネットワークにおいても、若手研究者が先端機器へよりアクセスしやすい環境を整備する必要がある。</p> <p>これを実現するために、ナノテクノロジー・ネットワーク各参画機関の共用装置を拡充してマシントイムの</p>	<p><ナノテクノロジー・ネットワークにおける若手研究者支援> 第3期科学技術基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「若手研究者に自立性と活躍の機会を与えることを通じて、活力ある研究環境の形成を指向する」 ・ 「国は、このための環境整備（スタートアップ資金の提供、研究支援体制の充実、研究スペースの確保等）に組織的に取り組む大学等を支援する」 <p>分野別推進戦略（H18.3.28 総合科学技術会議）ナノテクノロジー・材料分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「研究拠点の整備は、ナノテクノロジー・材料分野の基礎研究の推進策とともに、実用化に繋げる展開を図るための推進策としても重要な役割を担う。（中略）人材育成の場としても機能するよう運用に対する配慮が必要である。」 	<p>（施策目標） 施策目標4-5 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進</p> <p>（得ようとする効果及びその達成見込み） 現在共用に供されている非常に高度な先端機器は、既にオーバーフローの状態である。若手研究者や地域の産業界など、ナノネットの主たる支援対象たりうる研究ニーズに適切に対応するためには、マシントイムの拡大が必要であり、効率的にマシントイムを拡大するために、汎用性の高い機器を増強することが考えられる。汎用性の高い機器をより多くの若手研究者等が身近に利用しやすい環境を整備することにより、若手が機器の操作技術の習得を含めて様々な知見や経験を積む機会が増えることが期待される。</p>	<p>（事業アウトプット） 本事業は、オープンアクセス型の研究拠点の形成に当たり、大学等研究機関が既に保有する先端機器・設備等のポテンシャルを最大限活用することにより、分野融合研究、イノベーションの創出に不可欠な先端研究環境を幅広い研究者に提供する。</p> <p>（事業アウトカム） 操作が難しい非常に高度な先端機器ではなく、若手研究者等を念頭において、比較的操作しやすい汎用機器の共用化を促進することは、より多くの若手研究者等にアイデア実現の機会を与えることができるほか、国の投資としても重複を省いた基盤を効率良く整備できる。</p>	4,099 百万円の一部分

		<p>増加を図り、若手研究者に優先的に割り当てる。</p>	<p>平成20年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針（H19.6.14 総合科学技術会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「若手、女性及び外国人研究者の活躍促進のための取組を充実・強化」 <p>長期戦略指針「イノベーション25」（H19.6.1 閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多数の研究者が利用する基盤的かつ共通的な研究設備、学生の教育研究に必要な設備等の大学や研究機関における計画的な整備を図る。また、高額の研究設備等は不必要に重複して整備することのないようにするとともに、既存の研究設備等を含め、若手育成や民間利用の観点も含め積極的に共用を促進する。」 <p><先端研究施設共用イノベーション創出事業（ナノテクノロジー・ネットワーク）></p> <p>分野別推進戦略（H18.3.28 総合科学技術会議）ナノテクノロジー・材料分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略重点科学技術「イノベーション創出拠点におけるナノテクノロジー実用化の先導革新研究開発」 「ナノテクノロジーによるイノベーション創出を効率的に誘発するため、研究成果による試作拠点や共同研究センターなどの拠点の整備を進める。」とされている。 <p>「ナノテクノロジー・材料に関する研究開発の推進方策について」（H18.6 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会ナノテクノロジー・材料委員会）</p> <p>「世界トップレベルの研究開発力を達成し、またそれを維持していくためには、最先端の研究環境を戦略的に整備・充実していく必要がある。平成18年度で終了するナノ</p>	<p>これにより我が国が得意とするナノテクノロジー・材料分野の研究者の裾野を拡大し、層の厚みを増すほか、自らの研究分野とは異分野の施設・設備にアクセスすることが容易になり、分野の融合が進展し新たなイノベーションが期待できる。</p>		
--	--	-------------------------------	--	--	--	--

			テクノロジー総合支援プロジェクトで蓄積された設備・経験を効果的に活用し、研究分野の融合とイノベーションを推進するために、最先端施設・設備、研究支援領域、多様な利用形態を促進する運営体制等に留意しつつ、新たな研究支援体制の構築を図る必要がある。」と指摘されている。			
【63】	元素戦略（拡充）	<p>物質・材料の特性・機能を決める元素の役割を解明し利用する観点から「材料研究のパラダイム」を変革し、新しい材料の創製につなげる「元素戦略」を平成19年度から開始しており、豊富で無害な元素からなる高機能材料で代替、戦略元素の有効機能の高度活用、元素有効利用のための実用材料設計技術、の3つの切り口を提示して公募を実施、事業を開始するところである。</p> <p>平成20年度はこれに加えて、環境・資源・エネルギーの観点から重要な課題について、その実現のための最大の障害と考えられる要素技術にスポットを当て、リソースを集中して取り組む。</p> <p>具体的には、例えば地球温暖化の抑止策の要である水素利用・燃料電池について、現状技術では触媒に白金が必須であることがコスト面での普及の大きな妨げとなりうることから、白金を用いない触媒の開発に取り組む。</p>	<p>一部の希少元素や有害元素は近年の先端技術に不可欠の存在である一方で、埋蔵量や地域偏在といった希少元素の需給バランスに大きく影響を受けやすく、環境負荷が大きいなどの問題があり、本事業はこれら地球規模の問題を解決するものとして期待されている。</p> <p>さらに、科学技術創造立国である我が国にとって、先端技術に不可欠な希少元素・有害元素の代替材料の開発は、我が国の持続的な経済成長を支える上で極めて重要である。</p> <p>分野別推進戦略（H18.3.28 総合科学技術会議）ナノテクノロジー・材料分野 ・戦略重点科学技術「資源問題解決の決定打となる希少資源・不足資源代替材料革新技術」 「希少資源や不足資源に対する抜本的解決策として、それらの資源の代替材料技術の革新は必須であり、省資源問題の中でも、最も材料技術に期待されているところである。」とされている。</p> <p>平成20年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針（総合科学技術会議） ・環境・エネルギー等日本の科学技術力による成長と国際貢献 「環境・エネルギー技術等、我が国の科学技術力を最大限に活用し、持</p>	<p>（施策目標） 施策目標4 - 5 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進</p> <p>（得ようとする効果及びその達成見込み） 本領域は、元素戦略の目指す目標を共有しつつ、資源・環境・エネルギー問題の解決に資する課題に重点化し、平成19年度に設定した研究開発領域を補完するものである。</p> <p>元素戦略の実施課題と相まって環境・エネルギー問題の解決に貢献することが十分に期待できるとともに、将来的な発展の可能性があってもすぐには実用化に結びつきにくい中長期的な基盤技術の研究開発について推進を図っていく。</p> <p>材料を構成する元素の役割とその機能発現のメカニズムを科学的に解明し、開発実用化を阻む障害を正確に認識し、解決することを目標とする。</p>	<p>（事業アウトプット） 20年度は、資源・環境・エネルギー問題の解決に資する技術開発に重点をおき、新たに課題を公募。具体的には、燃料電池、貴金属触媒、熱電変換材料などを目標とし、材料を構成する元素の役割とその機能発現のメカニズムを科学的に解明し、開発実用化を阻む障害を正確に認識し、解決する。</p> <p>（事業アウトカム） 燃料電池等に使用される希少元素や有害元素の代替材料の普及により、環境負荷の低減や省エネルギー化が促進される。先端技術に不可欠な希少元素・有害元素の代替材料の安定した供給により、我が国の持続的な経済成長が可能となる。</p> <p>（その他の効率性） 本事業は、経済産業省の「希少金属代替材料開発プロジェクト」と公募段階から連携し、両省で情報を共有してそれぞれのプロジェクトへの提案が相応しい課題については再提案を認めるなどの運用を行う。</p>	730 百万円

			<p>続可能な社会の実現に向けた世界の諸課題に積極的かつ継続的に取り組む」と指摘されている。</p> <p>長期戦略指針「イノベーション25」(H19.6.1閣議決定)「研究開発ロードマップ」</p> <p>・「4.世界的課題解決に貢献する社会:2010年頃までの研究目標(第3期科学技術基本計画期間):希少金属の機能代替技術」</p>			
【64】	核融合エネルギーの実用化に向けたITER計画等の推進(拡充)	<p>燃焼プラズマの実現、工学技術の総合試験等を行うことを目的とした国際協力プロジェクトITER計画において、我が国が分担する装置・機器の製作、ITERの建設・運転等の実施主体となるITER機構の運営の支援等を行うとともに、ITER計画と並行して、核融合エネルギーの早期実現に必要な研究開発を行うプロジェクトである幅広いアプローチ(国際核融合エネルギー研究センター(ITERの次の原型炉の設計・研究開発、スーパーコンピュータによる核融合シミュレーション、高速ネットワークによるITERの遠隔実験)、国際核融合材料照射施設の工学実証・工学設計(原型炉や将来の核融合炉に必要となる核融合材料の照射施設の工学設計活動)、サテライト・トカマク(原子力研究開発機構のプラズマ試験装置JT-60を超伝導化改修し、ITER運転シナリオの検討や原型炉に向けた先進的プラズマ研究を実施)の3プロジェクト)を日欧協力により実施し、核融合エネルギーの実用化に向けた大きな前進を図る。</p>	<p>核融合エネルギーは、原子力委員会ITER計画懇談会において「核融合エネルギーはその特徴から将来のエネルギー源の一つとして有望な選択肢」(平成13年)と評価されており、また現行の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画(平成12年)においても、「未来のエネルギーの選択肢の幅を広げ、その実現可能性を高める観点から、核融合の研究開発を推進する。</p> <p>今後達成、解明すべき主な課題は、核融合燃焼状態の実現、核融合炉工学技術の総合試験等があり、国際熱核融合実験炉(ITER)計画はこの観点から重要である。」とされていることから、長期的なエネルギー安定供給のためにその研究開発を進めることが重要であると認識されており、ITER計画は特に重要なプロジェクトとして、政府全体で推進することが適当である旨、閣議了解されている。</p> <p>また、「原子力政策大綱」(平成17年、原子力委員会)においても、ITER計画等の核融合エネルギーを取出す技術システムの研究開発の推進の重要性について明記されているほか、総合科学技術会議の第三期科学技術基本計画においても、ITER計画及び幅広いアプローチが戦</p>	<p>(施策目標) 施策目標4-6 原子力分野の研究・開発・利用の推進</p> <p>(上位目的のために必要な効果が得られるか) 本事業は、国際協力の下、ITER計画において我が国が分担する装置・機器の製作、ITERの建設・運転等の実施主体となるITER機構の運営支援等 ITER計画と並行して補完的に行う幅広いアプローチにおいて炉工学研究やITERでは実施できないプラズマ物理研究等を実施し、将来のエネルギー源として有望な選択肢である核融合エネルギーの実現に寄与するものである。</p> <p>なお、平成18年度にはITER協定への各極の署名及びITER機構の暫定的な活動開始(機構の実質的な立ち上げ)、幅広いアプローチ協定への署名など、本事業は着実に進展し、一定の成果を挙げているところである。</p>	<p>本事業の予算規模は建設から運転、廃止措置までを含めた約1.7兆円の経費を参加7極(日、欧、米、韓、露、中、印)で分担することにより、少ない投資で一定の成果を得られるとともに、核融合研究の先進国である各極の技術的知見を結集して実施することにより、計画の成功可能性が向上する。</p> <p>さらには、ITER計画については、これまでの交渉の結果として、ホスト国である欧州から、機器・装置等の調達枠及び機構の職員枠のそれぞれ9.09%の割譲を受けることが合意されており、我が国の費用負担は9.09%であるが、EU割譲分と合わせて18.18%分、ITER計画に関わることが可能となっている。</p> <p>幅広いアプローチについても、920億円規模のプロジェクトを日欧半分ずつの負担により、我が国で実施することとなっており、効率的に成果を得ることができる仕組みとなっている。</p>	12,158百万円

			<p>略重点科学技術として位置づけられている。</p> <p>さらに、原子力委員会核融合専門部会がとりまとめた報告書「今後の核融合研究開発の推進方策について」（平成17年）においては、「地球規模の視点から21世紀後半以降の環境とより調和した非化石エネルギー供給の拡大」を図り、人類の選択肢を広げるために「より魅力ある非化石エネルギー源の開発を進め」る必要があると指摘した上で、核融合エネルギーを「資源量・供給安定性、安全性、環境適合性、核拡散抵抗性、放射性廃棄物の処理・処分等の観点で優れた可能性と社会受容性」を有し、「恒久的な人類のエネルギー源として魅力的な候補」であるとしている。</p>			
【65】	<p>原子力試験研究費（制度改革・拡充）（原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ（新規））</p>	<p>本事業は、これまで各府省の所管する試験研究機関等の実施する原子力利用に関する試験研究として、昭和32年以降、当時の科学技術庁に一括計上し、必要に応じて各府省の予算に移し替えることとしてきたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線利用などは特別のものではなく、一般化してきている ・旧国立試験研究機関の殆どが独立行政法人化してきている ・研究資金について、競争的な環境でのファンディングが求められてきている <p>など、現行制度について様々な指摘がある。</p> <p>このため、平成20年度から、旧国研の独法のみならず、大学等にも開かれたより競争的な制度へ改革する。</p> <p>政策ニーズを明確にし、より戦略的なテーマ・プログラムを設定する。等の観点に基づき、以下のような制度改革を行いつつ事業の拡充を図る</p>	<p>平成17年10月に策定された原子力政策大綱においては、原子力の基礎的・基盤的な研究開発について、「我が国の原子力利用を分野横断的に支え、その技術基盤を高い水準に維持したり、新しい知識や技術概念を獲得・創出する目的で行われ、研究者・技術者の養成にも寄与するところが大きい。」とされている重要な分野であり、国としても当該分野の研究に対する政策ニーズを明確化し、着実に推進していく必要がある。</p> <p>また、総合科学技術会議の優先順位付けにおいて、政策ニーズに即した課題設定ができるような柔軟な対応を図る必要がある</p> <p>国立試験研究機関と独立行政法人に原則的に限定して予算配分を行ってきたが、原子力委員会の基本方針の下、時代の趨勢を踏まえ、競争的環境下で多様な分野の研究者が参画し提案できる開かれた制度に早急に移</p>	<p>（施策目標） 施策目標4 - 6 原子力分野の研究・開発・利用の推進</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか） 国立試験研究機関や独立行政法人のみならず、大学等にも開かれたより競争的な制度へ移行し、政策ニーズを明確にしてより戦略的なテーマ・プログラムを設定することにより、原子力の基礎的・基盤的研究開発の強化が図られるとともに、科学技術全般への波及効果が期待できる研究開発成果を創出することにより、社会・経済への還元を図るとともに、優れた研究者の養成を推進するという効果を得ることを見込んでいる。</p>	<p>（事業アウトプット） 戦略的なテーマ・プログラムを設定することにより、かつ競争的環境下において、より質の高い研究が選定される。</p> <p>大学・研究機関・民間企業等の研究交流が活性化する。</p> <p>数少ないホット施設（核燃料を扱う研究炉等の施設）の効果的活用の推進、ホット施設を有さない研究機関・大学等の原子力に関する研究ポテンシャルの向上。</p> <p>原子力の基礎的・基盤的分野における若手研究者へのファンディングによる、将来を担う若手研究者の創造性とポテンシャルの活用。</p> <p>（事業アウトカム） 国立試験研究機関や独立行政法人のみならず、大学・民間等にも開かれることにより、原子力以外の分野からの人材の流入や研究開発の裾野のひろがり期待される。</p> <p>政策ニーズに的確に対応した、原</p>	<p>1,864 百万円 （うち新規分：1,000 百万円）</p>

		<p>ものである。</p> <p>なお、現行制度は原子力委員会で課題評価を実施してきているので、この制度改革については原子力委員会の意見も踏まえながら、調整している。</p> <p>(新規事業) 原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ</p> <p>1. 戦略的原子力共同研究プログラム 原子力の基礎・基盤的研究開発について、国の政策ニーズに基づき明確化されたテーマ設定に従い、幹事機関を中心とした複数機関連携による横断的且つ戦略的な共同研究活動を推進する。</p> <p>2. 研究炉・ホットラボ等活用研究プログラム 研究炉及びホットラボ等を活用した研究を支援する制度。当該施設を保有する機関は、施設を利用して外部機関と共同研究等を実施する。</p> <p>3. 若手原子力研究プログラム 将来の原子力研究開発の基盤を支える研究者を育成するため、革新的、基礎的研究を行う若手研究者を支援する。</p> <p>(継続事業) 原子力試験研究費</p> <p>4. 先端的基盤研究(既採択分のみ、平成23年度終了予定) 原子力委員会原子力試験研究検討会において定められた3つの研究分野(物質・材料、システム、生体環境の各基盤技術)に関連する課題について、各行政機関のニーズに基づき推進する制度。</p>	<p>行すべきであるという指摘を受けている。</p>		<p>子力を支える基礎的・基盤的研究活動が着実に推進される。</p> <p>若手研究者の養成、ホットを扱う研究者・技術者の養成等、研究者・技術者の養成に深く寄与し、今後の原子力の発展に資する技術基盤が得られる。</p>	
--	--	--	----------------------------	--	---	--

		<p>5. 総合的研究(クロスオーバー研究)(既採択分のみ、平成20年度終了予定)</p> <p>特に複数の研究機関のポテンシャルを有機的に結集して取り組む必要がある課題について、研究機関間の積極的な研究交流のもとに研究開発を推進する制度。</p>				
【66】	原子力人材育成プログラム(拡充)	<p>原子力分野の教育研究を行う大学・高等専門学校を対象に、学生の研究奨励事業や大学への支援等により原子力分野の教育を充実・強化し、将来の原子力分野の担い手となる人材を育成・確保する。なお、本事業は経済産業省と連携して行う。</p> <p>平成20年度においては、平成19年度事業の応募状況及び有識者審査会による審査結果を踏まえ、大学院の原子力関係学部等のポテンシャルを活かした研究基盤整備に関する意欲的な取組みを支援する「原子力研究基盤整備プログラム」及び大学・高専における学生の創造性を活かした研究・研修活動を支援する「原子力研究促進プログラム」を継続するとともに、大学・高専が行う今後重点化すべき分野に特化した人材育成・原子力立地地域の核となる人材育成の取組みを支援する「原子力コア人材育成プログラム」を新設する。</p>	<p>原子力分野においては、かつて大学、大学院における人材育成を担っていた原子力関係学科・専攻の多くが、近年、他学科・専攻との統合や改組等により、廃止や、エネルギーや環境等より広い分野を扱う学科の一部となっており、原子力の体系的教育が希薄化している。</p> <p>さらに、多くの大学で、技術者としての実務能力養成に不可欠な、産業、研究現場等での実習なども十分に行うことができなくなっている状況もあいまって、原子力分野の人材育成は、その質的な低下が懸念されているところである。</p> <p>このような状況に対応し、一層大きくなる原子力技術の安全性・信頼性への期待といった課題や、世界的な原子力政策の積極的な見直し動向、高速増殖炉サイクル開発の本格化も見据え、継続的に原子力分野の研究・開発・利用に係る人材を育成する必要がある。</p>	<p>(施策目標) 施策目標4-6 原子力分野の研究・開発・利用の推進</p> <p>(上位目的のために必要な効果が得られるか) 本事業により、大学・高等専門学校において、原子力分野の人材育成の環境整備に向けた取組や学生に進路・職業としての原子力分野の魅力を伝えるための取組がなされることにより、原子力分野の人材育成の充実が図られ、今後、電気事業者・製造事業者・研究所等の原子力関連部門に質の高い技術者及び研究者を確保していくことが可能となる。</p> <p>特に、本事業を経済産業省と連携して実施することにより、産学連携による効果的な人材育成が可能となる</p>	<p>(事業アウトプット) 本事業の実施により、19年度においては全国29の大学、8の高等専門学校により、原子力関係専攻・学科等における学生の創造性を活かした研究・研修活動の支援、研究基盤の整備、教授人材の質の向上や教授体制の強化等の実施が見込まれる。</p> <p>また、本事業の実施により、高等教育における体系化された原子力分野のコアカリキュラム及び教材の確立・普及が見込まれる。</p> <p>(事業アウトカム) 大学・高等専門学校において原子力の体系的な教育を受け、産業界のニーズに十分応えられる質の高い人材が育成される。</p>	243百万円
【67】	先端研究施設共用イノベーション創出事業のうち【量子ビーム施設横断利用】(新規)	<p>量子ビーム施設の利用にあたってユーザを支援するため、既存のユーザ支援機関の機能を活用しつつ、最終的には、</p> <p>ワンストップ窓口機能、 研究計画立案・実験の支援、 各種ビーム利用研究の課題公募実施(トライアルユース)、 広報・普及、 メールインサービスなど分析代行サービスの実施、</p>	<p>(事業の背景等) 量子ビーム利用プラットフォームについては、その必要性等について産学のコミュニティで議論がなされてきたところであり、量子ビーム研究開発・利用推進検討会や科学技術・学術審議会においてその具体化のあり方等について検討が進められてきたところ。</p> <p>また、それぞれのビーム種(電磁波、</p>	<p>(施策目標) 施策目標4-6 原子力分野の研究・開発・利用の推進</p> <p>(上位目的のために必要な効果が得られるか) これまで量子ビーム技術を含む放射線利用は我が国経済に一定の規模を有しており(平成9年の放射線利用経済規模:約8兆6000億円)、</p>	<p>(事業アウトプット) 本事業の実施により量子ビーム利用プラットフォームが構築され、これまで量子ビーム利用に踏み出せなかった者の利用を促進するとともに、広報活動を通じて、潜在的なユーザの開拓が期待される。</p> <p>(事業アウトカム) 分野を横断した基盤技術たる量子ビーム技術の普及により、産業を含め</p>	4,099万円の一部

		<p>人材育成機能、各種量子ビーム施設の横断的連携の取りまとめ、といった量子ビーム利用に係る総合的なユーザ支援機能を有する量子ビーム利用プラットフォームの構築を行う。</p>	<p>中性子、電子等)や、物理的特性(波長、エネルギー、スピン等)と物質との相互作用(電気、磁気、核反応等)の違いにより、計測・分析・加工等においてそれぞれ利用できる分野や範囲が異なっている。これらの特性の違いを生かし、複数の量子ビームを相補的に利用することにより、対象物質の構造・機能を俯瞰した高度な計測・分析・加工技術が可能となり、より広範な産業応用可能性を有するものとなる。</p> <p>産業応用可能性が非常に高い基盤技術たる量子ビームの横断的利用を促進することは、「イノベーション25」において期待される2025年の社会の変革を実現するために不可欠なものであるが、これまで産業界における利用はあまり浸透していないのが現状である。</p> <p>これは、その利用技術の取扱いが困難であることや、現在、量子ビームを利用するに当たって、ユーザは自らがあらかじめ研究課題を解決する量子ビーム種とその利用方法を検討した上で、各種量子ビーム施設の窓口個別にアプローチし、利用申請等の手続をする必要があることなどが原因と考えられる。</p> <p>このため、産業界を中心とするユーザに対する総合的なユーザ支援機関として、複数のビーム利用を簡便な手続で可能とするワンストップサービス等を提供する量子ビーム利用プラットフォームの設置が求められている。</p>	<p>高分子加工やがん治療をはじめ、国民生活に大きなメリットをもたらしている。</p> <p>本事業により、量子ビーム施設の科学技術・学術分野から各種産業にいたる幅広い分野での利活用が促進されることから、国民生活の質の向上及び産業の発展に資することが期待される。</p>	<p>た幅広い分野における応用に貢献し、ひいては我が国の国際競争力の向上が期待される。</p>	
【68】	光・量子科学技術分野における基盤技術開発のためのネットワーク	【対象】 光科学技術及び量子ビーム技術分野の研究を推進している複数の大学及び公的研究機関等を中核として、民間企業やレーザー光等の最先端の	光科学技術及び量子ビーム技術は、ナノテクノロジー・材料、情報通信、ライフサイエンス等の重点科学技術分野を先導するキーテクノロジーであり、各分野における画期的なイノ	【施策目標】 施策目標4-9 新興・融合領域の研究開発の推進 施策目標4-6	本事業の実施は公募により全国の研究機関・研究者を対象とする予定である。 また、量子ビーム基盤技術プラット	1,900 百万円

<p>型研究開発拠点の構築（新規）</p>	<p>光・量子ビームを利用した研究を実施している研究者等も参画して形成されたネットワーク型の研究開発拠点</p> <p>【手段】 最先端の光の創成や、量子ビーム技術における先端的な要素技術開発を目指したネットワーク型の研究開発拠点による、次の内容を含む提案を公募により採択する。 既存の光源等の最先端設備を、各重点分野において最先端の光・量子ビームを活用している研究者（ユーザー研究者）の利用に供すること 欧米の機器・手法に追従することのない革新的な方法により、我が国の民間企業と共同して、新しい光源・ビーム源、計測法、ビーム制御技術等を研究開発すること 次代の光科学技術・量子ビーム技術分野を担う若手人材を育成するためのプログラムを実施すること（連携大学院、最先端光源等を活用したインターンシップ・プログラム等）</p> <p>【意図】 本事業では、単に、個々の研究機関における新しい光源等や量子ビーム関連要素技術の研究開発を推進するだけではなく、既存の最先端光源等の活用（共用）から若手人材育成まで一貫して実施することにより、産学官の光科学技術・量子ビーム技術分野のポテンシャルを結集することを目指している。</p> <p>これにより、光科学技術・量子ビーム技術分野のみならず各重点科学技術分野における世界最先端の成果獲得や産業分野での画期的イノベーション創出に貢献する。</p>	<p>バージョン創出の源泉である。</p> <p>このような観点から、欧米はもとより中国などでも、他に先駆けて新しい光源・ビーム源を実現し、これを革新的な方法によって活用することなどのために、凌ぎを削った研究開発を戦略的に推進しているところである。</p> <p>我が国においては、これまでSpring-8、JRR-3、TIARA等を利用した世界最先端の研究成果のほか、面発光型半導体素子、セラミクスレーザー素子、超伝導高周波加速空洞など光・量子ビームの要素技術においても、我が国独自開発で世界トップにたつ成果を輩出しており、光・量子科学技術分野の潜在的なポテンシャルは極めて高いと言える。</p> <p>一方、光・量子科学技術を戦略的・積極的に推進するための光源・ビーム源開発プロジェクト等は、国家基幹技術としてのX線自由電子レーザーの開発などの特定の領域以外はほとんど存在していないことに加え、我が国の光産業の現状をみると、近い将来、世界市場の主流を占めると予想されている高出力半導体レーザーに関しては、現時点における需要が低いことからその開発に消極的であり、将来的な国際競争力低下が懸念されている。</p> <p>今後、先端科学技術分野や産業分野において国際競争力を強化していく観点からも、全国に散在する光・量子科学技術のポテンシャルをオールジャパン体制で結集し、世界をリードする次世代光源・ビーム源や計測機器、ビーム制御技術等を研究開発する必要がある。</p>	<p>原子力分野の研究・開発・利用の推進</p> <p>【得ようとする効果及びその達成見込み】 光科学技術・量子ビーム技術分野の複数の研究機関を中核として、産業界や光・量子ビームの利用研究を行っている各分野の研究者等も参画したネットワーク型の研究開発拠点を構築し、光科学技術・量子ビーム技術分野のシーズと各分野のニーズとを融合した、最先端の光源・ビーム源、計測法、ビーム制御技術の研究開発や人材育成等を効果的・効率的に推進する。</p> <p>現在、複数の大学等においては、光科学技術分野の教育研究を連携して推進するためのコンソーシアムの形成（例：東大、電通大及び慶応大による「先端レーザー科学教育研究コンソーシアム」の発足）や、民間企業と連携した教育研究プログラムの実施（宇都宮大学及びキャノンの連携による「オプティクス教育研究センター」の発足）等の取組みが始まっているところである。</p> <p>本事業の実施により、光科学技術・量子ビーム技術分野で始まりつつあるこれらの自助努力によるネットワーク形成が一層促進され、他の研究機関や産業界、ユーザー研究者との融合・連携へと展開する可能性が大きい。</p>	<p>フォームを構築し、必要に応じて成果となる技術情報を提供できる体制を整えることにより、要素技術の適切な普及を図る。これらのことから、公平性は担保されている。</p> <p>また、科学技術・学術審議会量子ビーム研究開発作業部会では、本年6月に「横断的利用の促進と先端的基盤技術開発の推進」について、光科学技術の推進に関する懇談会では、本年7月に「今後の光科学技術施策の進め方」について、それぞれ提言が纏められ、ネットワーク形成により我が国のポテンシャルを結集して、光・量子科学技術分野の研究開発や若手人材育成等に国として戦略的・積極的に取り組むことが強く求められており、本事業を優先的に実施する必要がある。</p>	
-----------------------	--	--	--	--	--

			<p>また、今後、急速に世界市場規模が拡大すると予測されている光産業などにおいて、これらの要素技術開発等は産業応用への発展も期待され、このような汎用性の高い先進的・革新的な計測技術等を応用可能性や利用可能性の広い共通基盤技術として開発する意義は極めて高い。</p> <p>このため、光・量子科学技術分野において世界的にもポテンシャルの高い今、これらのポテンシャルの結集を図り、本分野を戦略的・積極的に推進することが必要である。</p>			
【69】	<p>海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム（新規）</p>	<p>本年7月に施行された海洋基本法において、海に囲まれた我が国が新たな海洋立国の実現を図るため、国はまた、科学的に解明されていない分野が多い海洋分野における科学的知見を充実させる責務を有するとされている。</p> <p>このことから、「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」は、将来的に必要不可欠となる研究課題について、大学等が有する基礎的な研究や要素技術を核として関係機関がより積極的な連携を図ることにより、その飛躍的解決を推進するものである。なお、実施機関については公募により決定することとする。</p> <p>研究課題としては、現在、我が国において社会的な要請が強く、周辺海域で喫緊の課題となっている海洋資源の有効利用の促進について、地球温暖化が海洋生態系に与える影響評価・予測のための研究（海洋生物資源分野）及び、海底鉱物やエネルギー資源の賦存状況の把握のための探査技術の開発（鉱物資源分野、エネルギー資源分野）を実施する。</p>	<p>我が国は国土面積の約1.2倍、世界第6位（面積）の排他的経済水域（EEZ）を有しているものの、海洋資源（海洋生物資源、海底鉱物資源、エネルギー資源）の保全、開発や利用は十分でない。</p> <p>資源が限られている我が国にとって、将来にわたり持続的に海洋資源の有効活用を図ることは重要である。</p> <p>現在、我が国の大陸棚を拡大するため、関係府省連携のもと政府全体で大陸棚調査を進めているところであり、平成21年5月までに地形・地質に関するデータ等を国連に提出し大陸棚の拡大が認められた場合、今後、海洋資源の有効活用に更なる可能性が見込まれる。</p> <p>一方、近年の地球温暖化により我が国周辺海域の水温上昇や酸性化が進むことが明らかになってきており、海洋生物資源に深刻な影響を与えることが懸念されている。</p> <p>特に海洋生態系を支えるプランクトンの変動によって我々の食卓に上る</p>	<p>【施策目標】 施策目標4-8 海洋分野の研究開発の推進</p> <p>科学技術・学術審議会 海洋開発分科会等において評価を行う等によって検証する。</p> <p>本研究開発は各研究課題について、各分野における課題を有機的に結合し連携を促進するためプログラム統括を選任するとともに、研究調整委員会を設置（鉱物資源分野及びエネルギー資源分野については連携して実施）する。</p> <p>なお、公募により大学等から提案された課題は外部有識者や関係府等による審査を行い、事業目的にふさわしい課題を選定することとし、研究の効果を判断する。</p> <p>また、海洋開発に関する総合的かつ基本的な政策応用を目指すための計画調整を目的として、文部科学省科学技術・学術審議会海洋開発分科会等で会議を開催し、研究計画に関し審議を行い、研究の効果を判断する。</p>	<p>【本事業に投入されるインプット（資源量）】 予算規模は年間5億円で、5年間の継続事業を実施する予定。</p> <p>【本事業から得られるアウトプット（活動量）】 大学等の関係機関における連携を強化しつつ総合的かつ一体的に実施する。本研究で得られた成果は農林水産省、経済産業省等の関係府等との連携により、当該府省が実施する海洋資源の保全、開発や利用に関する政策に展開させることとする。</p>	500百万円

		<p>このことにより関係府省において、海洋環境を保全しつつ海洋資源の将来にわたる持続的な開発及び利用に関する政策を実施・推進する上で必要となる科学的知見を提供し貢献することを旨とする。</p>	<p>魚などにも大きな影響があると考えられ、水温上昇や海洋酸性化等の海洋物理・化学環境の変化がプランクトンなどの低次海洋生態系に与える影響評価・予測等の研究課題の早急な解決が求められる。</p> <p>また、昨今、海洋における鉱物及びエネルギー資源の確保について、欧米や近隣諸国における開発競争がその激しさを増している。従って、我が国周辺海域においてそれらの賦存状況を把握するための早急な対応が求められる。</p> <p>このような中で、上記の課題を実施するために、今般成立された海洋基本法においては大学等有している基礎的な研究や要素技術を核とするなど関係機関が積極的な連携を図り、海洋資源の利用促進を進めるにあたって必要となる技術ツールを開発することが求められており、本研究の成果が、関係府省が実施する海洋資源の持続的な開発及び利用に関する政策に貢献することが重要である。</p> <p>これらのことから、以下のとおり、我が国周辺海域における、地球温暖化が我が国周辺海域における海洋生態系に及ぼす影響評価・予測に関する研究及び海底鉱物やエネルギー資源の賦存状況の把握のための探査技術の開発を実施する必要がある。</p> <p>(1) 「海洋生物資源分野」 地球温暖化による海洋物理・化学環境の変化が我が国周辺のプランクトンを中心とする表層低次海洋生態系に及ぼす影響の評価・予測に関する研究</p> <p>(2) 「鉱物資源分野」 海底熱水鉱床における鉱物資源の賦</p>	<p>さらに、本研究開発は海洋資源の利用促進を進めるにあたって必要となる技術ツールの開発を軸として、関係府省が実施する海洋資源の保全、開発や利用に関する政策の実施・推進に貢献することによりその価値の最大化を目指すものであり、信頼度の高い科学的知見の創出・提供を目標として実施することとしている。</p> <p>【指標】 本事業における研究成果により得られる科学的知見の貢献数</p>		
--	--	--	--	--	--	--

			<p>存状況の把握を目的とした検出センサー等の技術開発 (3)「エネルギー資源分野」 大水深海域におけるメタンハイドレート等の賦存状況の把握を目的とした検出センサー等の技術開発</p> <p>研究の実施に当たって、海洋生物資源分野については文部科学省「21世紀気候変動予測革新プログラム」の成果を、鉱物資源分野及びエネルギー資源分野については既存の観測プラットフォームを積極的に活用することとする。</p> <p>なお、昨今、欧米・近隣諸国においては、海洋資源の開発及び利用に関し多くの財政的・人的資源が投入されており、当該分野における研究開発の必要性はますます増している。</p> <p>このことから、国が本研究へ集中投資し成果を達成することは、国際競争に打ち勝ち新たな海洋立国を目指す我が国にとって不可欠である。</p>			
【70】	<p>人文学・社会科学の振興 人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業(新規)</p>	<p>人文学・社会科学の振興を目的として、人文学・社会科学の研究分野の学術資料や研究実績等を有する研究組織に共同利用・共同研究拠点を整備する。</p> <p>人文学・社会科学の振興のためには、人文学・社会科学に関して、多くの研究者が所属し、豊富な学術資料等を保有するなど、研究実績を有する大学の研究組織のもつポテンシャルを最大限に活用することが重要である。</p> <p>これまで、主に自然科学の分野では、国立大学附置研究所等に共同利用・共同研究拠点を整備し、当該研究分野の研究者コミュニティの意向を反映した運営により、異なる組織に所</p>	<p>第3期科学技術基本計画では、人文学・社会科学の重要性や大学の競争力の強化がうたわれており、特に私立大学の研究機能の一層の活用などが指摘されていることをはじめ、「研究の多様性を支える学術政策」には、「私立大学のポテンシャルをさらに活かすことが我が国の学術研究の推進に大きな意義を持つ」など、本事業で実施しようとしていることの重要性が指摘されているところである。</p> <p>現在、科学技術・学術審議会学術分科会学術研究推進部会に「人文学及び社会科学の振興に関する委員会」を設置し、人文学及び社会科学研究の推進方策について審議が進められている。</p>	<p>(政策目標) 施策目標4-9 新興領域・融合領域の研究開発の推進</p> <p>(上位目的のために必要な効果が得られるか) 大学等の研究組織のポテンシャルを最大限生かし、人文学・社会科学の新たな共同利用・共同研究拠点を整備することにより、人文学・社会科学の進展や新たな知見の発見、学術研究の高度化・多様性が図られるだけでなく、研究環境の整備も行なわれる。</p> <p>現在、大学共同利用機関及び国立大学附置研究所・研究施設で実施されている共同利用・共同研究について</p>	<p>(事業アウトプット) 本事業において、人文学・社会科学分野の共同利用・共同研究拠点(平成20年度は3~5拠点、次年度以降は人文学・社会科学分野の特性・状況等をみながら数拠点ずつの整備を予定)が整備されて、当該分野の活性化が見込まれる。最終的な拠点数については、人文学・社会科学分野の特性・状況等を見ながら整備していく。</p> <p>(事業アウトカム) 新たに大学等に整備された共同利用・共同研究拠点での共同利用・共同研究が実施されることにより、新たな知見の発見など、我が国における学術研究の進展が期待される。</p>	506 百万円

		<p>属する研究者間の交流などを通じて、当該研究分野の活性化に寄与してきた。</p> <p>人文学・社会科学の分野の中でも同じような共同利用・共同研究拠点を新たに整備することにより、当該研究分野の活性化を図り、人文学・社会科学全体の振興を推進する。</p>	<p>そこでは、人文学・社会科学の研究者は、少数の研究者が全国の大学に散在しており、共同研究の実施などに課題があることから、共同研究の推進や共同研究拠点の整備の重要性について指摘されているところである。</p> <p>また、共同利用・共同研究の推進の重要性については、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会において議論されているところである。</p> <p>我が国では、国立大学附置研究所等を中心にした共同利用・共同研究拠点において、大学等の研究者が実施する共同利用・共同研究により、ノーベル賞を受賞するなど世界的な研究成果を挙げており学術研究の推進に重要な役割を果たしている。しかし、国立大学附置研究所等の共同利用・共同研究拠点の中には、人文学・社会科学分野を対象とした研究拠点の数が少ないことから、新たに共同利用・共同研究拠点を設けることは、人文学・社会科学を推進するだけでなく我が国の学術研究の水準向上で重要である。</p>	<p>は、自然科学の分野が多いものの、これらの拠点で大学等の多数の研究者が実施する共同利用・共同研究により、新しいイノベーションの源泉となるシーズの発見やノーベル賞を受賞するなど世界的な研究成果を挙げており、我が国の学術研究の水準の向上に重要な役割をはたしているため、同様の事業スキームで実施する本事業についても目指す効果が期待できると判断した。</p>		
【71】	<p>政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業 ～世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業～ (拡充)</p>	<p>「研究領域」等を設定し、我が国との関係で重要な地域について、現在の政治、経済、社会制度等とその背景となる思想、文化、歴史等との関係など、今後我が国が人的交流や国際貢献を進めるために必要な社会的・政策的ニーズに対応したプロジェクト研究を、大学等への公募・委託により実施する。</p> <p>得られた成果については、研究期間中に1～2回「研究成果報告会」を開催し公表するとともに、研究成果報告書において、一般向けに解りやすく説明した部分を盛り込むことにより社会への還元を図る。</p>	<p>(事業の背景等) 21世紀を迎え、経済のグローバル化の一層の進展、地球環境問題や世界規模での人口問題など、人類の経済社会活動の地球規模での展開に伴い、我が国に対する世界的な課題解決への貢献が期待されている。</p> <p>とりわけ、近年、津波・地震等の自然災害や新興・再興感染症に対応した国際緊急援助、国際紛争地帯の戦後復興等において、我が国が国際的に果たすべき役割が増大している。</p> <p>さらに、日本国内においても、世界各国から来日した外国人とその家族が、大都市圏に加え、地方において</p>	<p>(施策目標) 施策目標4-9 新興領域・融合領域の研究開発の推進</p> <p>(得ようとする効果及びその達成見込み) 我が国との関係で重要な地域について、社会的・政策的ニーズに対応したプロジェクト研究を実施し、その成果を社会に還元することにより、日本と対象地域との「協働」、「相互理解」、「共生」に資するとともに、これらを大学等において実施することにより、人文・社会科学の新たな展開と発展が期待される。</p>	<p>(事業アウトプット) 本事業の実施により、我が国との関係で重要な地域について、社会的・政策的ニーズを踏まえた研究成果が得られる。</p> <p>(事業アウトカム) 我が国との関係で重要な地域について、人的交流や国際貢献、友好関係の構築が円滑に促進されることが期待できる。</p>	140 百万円

		<p>これまで、「中東」「東南アジア」「中央アジア」「南アジア」を対象地域として実施しており、平成20年度概算要求においては、事業費の効果的な活用を図るため、間接経費を措置するための経費を計上している。</p>	<p>も地域社会の中で生活する機会が増加してきており、言語、文化、生活習慣等の異なる人々とのコミュニケーションの必要性が身近に感じられるようになっている。</p> <p>このような中で、相手国や当該地域の人々の状況・考え方をあらかじめ十分理解してから行動することの重要性が広く認識されるようになっており、国際社会における我が国の発展という観点から、世界各地に関する総合的な情報の分析と蓄積を行う「『地域』を対象とした研究」に対する国民の期待が高まっている。</p> <p>また、今後、人的交流や国際貢献、友好関係の構築の一層の促進のためには、我が国にとって重要な地域に関する社会的・政策的ニーズに対応した研究の蓄積が重要であり、現在本事業が対象としている地域に留まらず、研究対象地域を拡充することが必要である。</p>	<p>本事業は、大学等研究機関への公募により提案された課題について、外部有識者等による審査を行い、事業目的にふさわしい課題を選定しているため、本事業が得ようとする効果が十分達成できると判断した。</p> <p>なお、有効性を判断する定量的な基準としては、本事業の中で、各プロジェクト研究に対して外部有識者等による評価を実施する予定であることから、その際に適切と評価されたプロジェクト研究の数が目安となると考えている。</p> <p>(事業開始時に想定した効果及び18年度までに得られた効果) 我が国との関係で重要な地域について、社会的・政策的ニーズに対応したプロジェクト研究を実施し、その成果を社会に還元することにより、日本と対象地域との「協働」、「相互理解」、「共生」に資すること及び人文・社会科学の新たな展開と発展に資することを目的としており、平成18年度には「中東」「東南アジア」を対象地域とし、6課題を採択して研究を開始した。</p>		
【72】	<p>政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業 ～近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業(仮称) (新規)～</p>	<p>近未来において直面する様々な社会的課題の解決のための社会提言等につながる研究成果を得ることを目指し、社会科学を中心とした諸分野の研究者を結集したプロジェクト研究を、大学等への公募・委託により実施する。</p> <p>研究テーマとしては、下記の事業の必要性を踏まえ、人類が直面する様々な社会的課題や、特に我が国が直面している課題を踏まえたものが想定される。</p> <p>実施に当たっては、大学等研究機関への公募により提案された課題につ</p>	<p>(事業の背景等) 21世紀を迎え、持続可能な経済発展の実現、異なる価値観を有する文明相互の対話など、人類が直面する様々な社会的課題が噴出し、このような課題の解決に向けた我が国の取組が大いに期待される状況となっている。</p> <p>また、特に我が国としては、東アジアの環境問題への対応、イノベーションを産み出す社会的環境の創出、仕事と生活のバランスの確保を通じた真に豊かな生活の実現といった課題に直面しており、国際社会における我が国の発展という観点から、そ</p>	<p>(施策目標) 施策目標4-9 新興領域・融合領域の研究開発の推進</p> <p>(上位目的のために必要な効果が得られるか) 本事業は、近未来において直面する様々な社会的課題の解決のための社会提言等につながる研究成果を得ることを目指し、社会科学を中心とした諸分野の研究者を結集したプロジェクト研究を実施するものである。</p> <p>実施に当たっては、大学等研究機関への公募により提案された課題につ</p>	<p>(事業アウトプット) 本事業の実施により、様々な社会的課題の解決のための社会提言等につながる研究成果を得られる。</p> <p>(事業アウトカム) 様々な社会的課題について、解決に向けた社会における取組が促進されることが期待できる。</p>	485 百万円

		<p>いて、外部有識者による審査を行い、事業目的に相応しい課題を選定する。</p> <p>さらに、研究最終年度に研究成果報告書をまとめ、成果を広く活用できるよう公開していくことを予定している。</p>	<p>の解決が望まれる状況にある。</p> <p>これらの社会的課題の解決には、社会や経済のあり方に関する従来の経験や既存の知識のみならず、課題に関する新しい認識の枠組みの創出が必要であり、とりわけ、社会科学を中心とした諸学の協働により、課題の解決に向けた実証的な研究を行う必要性が高まっている。</p> <p>なお、現在、科学技術・学術審議会に「人文学及び社会科学の振興に関する委員会」を設置して、人文学及び社会科学の研究成果の社会還元などについて審議が行われている。</p> <p>同委員会の「人文学及び社会科学の振興について」審議のまとめ（平成19年8月）においては、人文学や社会科学研究において、「政策や社会の要請に応える研究」を積極的に推進していくことが必要であるとの提言がなされている。</p>	<p>いて、外部有識者による審査を行い、事業目的に相応しい課題を選定するため、本事業が得ようとしている効果が十分達成できるものと判断している。</p> <p>なお、有効性を判断する定量的な基準としては、本事業の中で、各プロジェクト研究に対して外部有識者等による評価を実施する予定であることから、その際に適切と評価されたプロジェクト研究の数が目安となると考えている。</p>		
【73】	安全・安心科学技術プロジェクト(拡充)	<p>本事業においては、安全・安心に関する重要研究開発課題に関する研究開発を通じて、国家安全保障、国民生活の安全確保へ貢献するとともに、安全・安心に資する科学技術推進のための拠点の整備、関連研究者等のネットワークの構築を図ることを目的とする。</p> <p>平成19年度においては、特に、テロ対策、犯罪対策、危機管理等に焦点をあてた研究開発プロジェクト及び研究開発プロジェクト本格実施に向けた調査研究（フィージビリティスタディ）について、警察庁、国土交通省等の関係省庁の意見を聞きつつテーマを設定して公募を行い、選定された課題について支援を行っている。</p>	<p>科学技術の貢献については、これまで経済的価値を生み出す分野に偏っていたが、今後は、国民の安全・安心の確保など公共的価値を生み出す分野への貢献が期待されており、そのためには、技術シーズをユーザーニーズにつなげることを支援することが必要である。</p> <p>事業概要に記載した新たな公募を行う必要がある理由は以下のとおり。</p> <p>(1) 国民の一人ひとりが、安心を実感できる社会の構築が求められており、研究開発についても、それぞれの地域や環境を考慮し、当該地域のユーザーと一体となって取り組むことが必要である。</p> <p>(2) 日本と米国においては、テロリズムを含む様々な脅威から社会の安全・安心を確保するための研究・</p>	<p>(施策目標) 施策目標4 - 1 0 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進</p> <p>(上位目的のために必要な効果が得られるか) 各地域における社会的な課題について科学技術によって解決が図られるとともに、科学技術の成果がテロ対策、犯罪対策、危機管理等に生かされるため、安全・安心な社会の構築に資する科学技術が推進されるものと考えられる。全ての課題について以下を達成することを目標とする。</p> <p>(1) 地域の安全・安心を確保するためのシステム開発が行われ、実際に活用されるとともに、他の地域の参考となる。</p> <p>(2)、(3) 研究開発の成果が空</p>	<p>(事業アウトプット) 本事業の実施により、 (1) 地域社会における安全・安心を確保するための研究開発 (2) テロ対策に関して米国等との共同での研究開発、及び (3) テロ対策、犯罪対策、危機管理等のための研究開発が行われる。</p> <p>(事業アウトカム) これらの研究開発が社会に広く実装されるとともに、地域と研究機関が一体となって地域社会における安全・安心を確保するための研究開発が事業終了後も継続して行われるとともに、他の地域にも波及することが期待される。</p>	1,001 百万円

		<p>平成20年度においては、平成19年度に採択した課題を引き続き支援するとともに、以下について新たな公募を行う。</p> <p>(1) 科学技術の成果を社会に実装させることによって、地域社会における不安を解消し、安全・安心を確保するための仕組みの構築を支援する。具体的には、地域における大きな社会的な課題に対して、人文・社会系の知見も動員しつつ、科学技術によって解決を図る研究開発課題を公募する。</p> <p>(2) 日米安全・安心科学技術協力イニシアティブ等国際的な枠組みで共同で研究開発を行うことが合意された事項についての研究開発課題を公募する。</p> <p>テロ対策、犯罪対策、危機管理等のための研究開発プロジェクトについて、引き続き、新規公募を行う。</p>	<p>技術開発について具体的な協力を進めるため、2006年5月より「安全・安心科学技術協力イニシアティブ」を実施している。本枠組みの下で、具体的な協力事項について合意がなされており、また、英国や仏国ともこのような国際的な協力を進めていくこととしている。最先端の知見を集積してテロ対策の技術開発を行うためには、国際的な協力が必要である。</p> <p>(3) 平成19年度にフィージビリティスタディを行い、期待された成果が得られた研究開発課題等を選定することが必要である。</p>	<p>港や大規模集客施設等でテロ・犯罪対策に実際に使用される。</p>		
【74】	<p>首都直下地震防災・減災特別プロジェクト(拡充)</p>	<p>地震調査研究推進本部(以下「推進本部」という。)において取りまとめられた「今後の重点的調査観測計画について」(平成17年8月)において、重点的調査観測の対象候補として挙げられている南関東で発生するマグニチュード(M)7程度の地震については、推進本部地震調査委員会によると、今後30年以内の発生確率が非常に高く、中央防災会議によると、最大で死者数約11,000人、経済被害約112兆円と予測されている。</p> <p>このように、首都直下地震については切迫性が高く、推定される被害も甚大であるが、これらの地震を対象とした調査観測・研究は十分でなく、未だ首都直下地震の全体像等が明らかにされていない。</p> <p>これらを踏まえ、推進本部の事務局</p>	<p>国民の生命、財産等を守り、豊かで安全・安心で快適な生活を実現することは、国の最も重要な責務である。我が国は世界有数の地震多発地帯に位置しており、有史以来、数多くの地震災害を経験している。地震災害を最小限に抑えられるよう科学技術を最大限に活用していくことは、国として当然負うべき責務である。</p> <p>阪神・淡路大震災では、約6,400名もの人命が失われ、直接被害額は約9.6兆円にも上り、我が国の地震防災対策に関する多くの課題を浮き彫りにした。</p> <p>これらの課題を踏まえ、平成7年7月に設置された推進本部は、我が国の地震調査研究を一元的に推進する役割を担うこととなった。</p> <p>推進本部においては、平成17年8</p>	<p>【施策目標】</p> <p>施策目標4-10 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進</p> <p>平成9年に推進本部がまとめた「地震に関する基盤的調査観測計画」等に基づき、全国網羅的に地震計が設置される等、阪神・淡路大震災以降、地震調査研究を推進する体制が飛躍的に強化され、世界最先端の研究成果を上げてきている。</p> <p>また、大学、独立行政法人等を中心として、防災・減災に資する研究開発が着実に進められている。</p> <p>特に、大大特においては、フィリピン海プレートと陸のプレートとの境界面が5~17km浅いことを明らかにし、また「実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)」を</p>	<p>プロジェクトのインプット 本プロジェクトの実施に係る費用としては、平成20年度約18億円、5年間で約82億円程度の予算規模を見込んでいるところである。</p> <p>プロジェクトのアウトプット 本事業の実施により、首都直下地震に関する強震動予測の精度向上、発生時期・規模の予測の精度向上、高精度な地殻活動状況の把握等の成果が見込まれ、地震調査研究推進本部の地震動予測地図、中央防災会議による被害推定等に活用されることが可能となる。</p> <p>プロジェクトのアウトカム 阪神・淡路大震災では、約6,400名もの人命が失われ、直接被害額は約9.6兆円であった。</p> <p>また、政府の中央防災会議が平成1</p>	1,839 百万円

		<p>を担う文部科学省が首都圏における稠密な調査観測を行い、複雑なプレート構造の下で発生しうる首都直下地震の姿（震源域、将来の発生可能性、揺れの強さ）の詳細を明らかにするとともに、耐震技術の向上や地震発生直後の迅速な被害把握等と有機的な連携を図り、地震による被害の大幅な軽減と首都機能維持に資することを目的とした5ヵ年間の研究開発プロジェクトとして、「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」を実施する。</p> <p>なお、本プロジェクトは、以下の3つのサブプロジェクトから構成される。</p> <p>首都圏周辺でのプレート構造調査、震源断層モデル等の構築等 中感度地震計を用いたプレート構造調査や制御震源を用いた地殻構造調査等を行い、首都直下地震を発生させるプレート構造を明らかにするための調査観測等を行う。</p> <p>特に、平成20年度においては、首都圏に新たな地震計を機動的に設置することによる定常的な自然地震の稠密観測、海域において海底地震計を稠密展開し、自然地震を観測することによるプレート構造イメージング、制御地震を用いた反射法・屈折法による海陸統合構造探査等の実施に必要な予算を拡充要求する。</p> <p>都市施設の耐震性評価・機能確保に関する研究 E-ディフェンスを用いて、震災時における建物の機能保持に関する研究開発や長周期地震動による被害軽減対策の研究開発に関する実大三次元での震動破壊実験を行う。</p> <p>広域的危機管理・減災体制の構築</p>	<p>月に「今後の重点的調査観測計画について」をとりまとめ、その中で、首都圏等の人口の密集地域において地震の発生確率が高いとされた、南関東で発生するM7程度の地震を重点的調査調査観測の対象候補として挙げた。</p> <p>この南関東のM7程度の地震については、推進本部の長期評価によると、その発生確率が30年以内では70%程度と、高い発生確率を予測している。</p> <p>また、中央防災会議が平成17年7月にまとめた「首都直下地震対策専門調査会報告」によると、首都直下の地震の一つの類型として想定された東京湾北部地震では、最大で死者数約11,000人、経済被害約112兆円との予測がなされている。</p> <p>このように、南関東で発生するM7程度の地震については、切迫性が高く、また、それにより推定される被害が甚大であるが、一方で、首都直下地震を対象とした調査観測は平成18年度までで終了した「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」（大大特）の中で実施されたもののみである。</p> <p>大大特では、南関東において従来考えられていたモデルと比べ、フィリピン海プレートと陸のプレートとの境界面が5～17km浅い可能性があることや、プレート境界の地震波の反射強度の弱い領域が地震時の強い揺れを生じさせる可能性があることを解明する等、大きな成果を上げた。</p> <p>しかしながら、本格的な調査観測を開始して間もなく、またこれまでの</p>	<p>用いることで、耐震補強技術の評価や地震時の破壊メカニズムの解明等に資する結果が得られる等、多くの成果が上がっている。</p> <p>このように、我が国のこれまでの地震調査研究、防災科学技術に関する研究開発の実績と経験を考慮すると、得ようとする効果は確実に達成されるものと見込まれる。</p> <p>有効性については、地震調査研究推進本部政策委員会や、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会防災分野の研究開発に関する委員会においても評価を受けることとなっている。</p>	<p>7年7月にまとめた「首都直下地震対策専門調査会報告」によると東京湾北部地震では最大で死者数約11,000人、経済被害約112兆円との予測がなされている。</p> <p>本事業を推進することにより、首都直下地震の姿の詳細が明らかになるとともに、耐震技術の向上、地震発生直後の迅速な震災被害把握等を可能となるが、このような成果は、首都圏の地震防災対策の強化に大きく寄与するものであり、上記のような地震による国民の生命・財産への甚大な被害を飛躍的に軽減する上で、その果たす効果は計り知れない。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

		<p>に関する研究 一元的危機管理対応体制の確立、広域的情報共有と応援体制の確立等、危機管理対応能力、地域抵抗力・回復力、生活再建能力を総合的に向上させるための研究を行う。</p>	<p>調査観測の範囲が限定的であることから、未だ南関東で発生するM7程度の地震を発生させるプレート構造の全体像が詳細な形で明らかにされる段階には至っていない。</p> <p>どのようなプレート構造の下で、どのタイプの地震が発生するかで、揺れの状況は大きく異なるが、現状ではそれが把握できていないままで対策を立てざるを得ないため、効率的・効果的な防災・減災対策を講じることが困難な状況にある。</p> <p>さらに、現在の観測網の分解能では発生場所やタイプの識別は困難である。これらを踏まえ、首都圏における稠密な調査観測を行い、複雑なプレート構造の下で発生しうる首都直下地震の姿（震源域、将来の発生可能性、揺れの強さ）の詳細を明らかにするとともに、耐震技術の向上や地震発生直後の迅速な被害把握等と有機的な連携を図り、地震による被害の大幅な軽減と首都機能維持に資することを目的とした「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」を実施する必要がある。</p>			
【75】	<p>ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究(新規)</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、我が国の地震調査研究を一元的に推進するために、地震調査研究推進本部（以下、「推進本部」という。）が発足した。</p> <p>推進本部においては、平成9年8月に「地震に関する基盤的調査観測計画」を策定し、地震計等の基盤観測網の整備や、活断層調査の対象等が示された。また、平成11年4月に「地震調査研究の推進について」を策定し、当面推進すべき地震調査研究の一つとして「活断層調査、地震発生可能性の長期評価、強震動予測等を統合した地震動予測地図の作</p>	<p>国民の生命、財産等を守り、豊かで安全・安心で快適な生活を実現することは、国の最も重要な責務である。</p> <p>我が国は世界有数の地震多発地帯に位置しており、有史以来、数多くの地震災害を経験している。地震災害を最小限に抑えられるよう科学技術を最大限に活用していくことは、国として当然負うべき責務である。</p> <p>昨今、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年3月の能登半島地震、そして平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震と、顕著な被害地震が立て続けに発生して</p>	<p>【施策目標】 施策目標4 - 10 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進</p> <p>平成9年に推進本部がまとめた「地震に関する基盤的調査観測計画」等に基づき、全国網羅的に地震計が設置される等、阪神・淡路大震災以降、地震調査研究を推進する体制が飛躍的に強化され、世界最先端の研究成果をあげてきている。</p> <p>特に、全国網羅的な観測調査を基に作成した「全国を概観した地震動予測地図」は、活断層で発生する地震</p>	<p>プロジェクトのインプット 本プロジェクトの実施に係る費用としては、平成20年度で13億円、5年間で約65億円程度の予算規模を見込んでいる。</p> <p>プロジェクトのアウトプット 本事業の実施により、従来手法では評価が困難であり、現在調査・評価手法が確立されていないひずみ集中帯における活断層、活褶曲の調査・評価手法が確立され、当該地域で発生する地震の実像を解明する。</p> <p>プロジェクトのアウトカム 上記研究成果により、当該地域にお</p>	1,300 百万円

		<p>成」を掲げ、全国98の断層帯について基盤的調査観測を実施し、平成17年3月にそれまでに得られた調査観測結果を基に「全国を概観した地震動予測地図」をとりまとめた。</p> <p>これを受け、平成17年8月「今後の重点的調査観測について」を策定し、相対的に強い揺れに見舞われる可能性が高いと判断された地域の特定の地震を対象とした重点的調査観測の進め方や、基盤的調査観測としての活断層調査に関する追加調査及び補完調査の必要性、対象選定基準等を示し、平成17年度より随時、調査観測を実施しているところである。</p> <p>しかしながら、平成19年3月の能登半島地震、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震等、近年、頻繁に地震を引き起こしていると指摘される日本海東縁部の「ひずみ集中帯」については、推進本部として、これまで調査観測の対象としてこなかった。</p> <p>このため、当該地域で発生する地震の実像を解明することを目的として、新たにひずみ集中帯の海域及び陸域における地殻構造についての調査観測・研究等を開始する。</p>	<p>おり、これらはいずれも日本海東縁の「ひずみ集中帯」で発生している。当該地域については、推進本部として調査観測の対象とはしてこなかった。</p> <p>しかしながら、最新の研究成果等によると、この地域のひずみが地震活動を誘発している可能性が高いとされていること、また将来の地震活動の評価に対する社会的要請が高いことから、この地域での震源断層の位置の特定や、当該地域における調査観測・研究等を実施することは喫緊の課題である。</p> <p>特に、ひずみ集中帯は、海域に位置する部分が多い、堆積層が厚く分布する、活褶曲が発達・卓越する等の特徴を有するため、地形判読、トレンチ調査を主体とした従来の活断層調査手法ではその構造を解明するのは困難とされている。</p> <p>このため、ひずみ集中帯の断層で発生する地震の規模の予測、発生の長期評価及び強震動予測の高度化に資するため、ひずみ集中帯における活断層・活褶曲等の活構造の調査研究を強化する必要があると言える。</p>	<p>や海溝型地震を対象に、地震の規模や一定期間内の発生確率を全国偏りなく一定の基準で評価しており、全国各地での効果的・効率的な地震防災対策の推進につながり、安全・安心な社会の実現に資すると考えられる。</p> <p>このように、我が国のこれまでの地震調査研究の実績と経験を考慮すると、得ようとする効果は確実に達成されるものと見込まれる。</p> <p>有効性については、地震調査研究推進本部政策委員会や、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会防災分野の研究開発に関する委員会においても評価を受けることとなる。</p>	<p>ける長期的な地震発生時期、地震規模の予測精度向上、強震動の予測精度の向上、地殻活動の現状把握の高度化等が可能となる。さらに、推進本部における地震動予測地図の改訂、中央防災会議による被害推定等に活用されることで、時期や規模、揺れを踏まえた効果的・効率的な地震防災対策が進められ、安全・安心な社会の実現に資する。</p>	
【76】	地震・津波観測監視システム(拡充)	<p>日本近海で想定される海溝型巨大地震と、それにより発生する津波に対して、これまでの防災・減災対策を飛躍的に進展させるため、各種観測機器を備えた稠密な海底ネットワークシステムの技術開発を推進し、東南海地震の想定震源域である紀伊半島熊野灘沖に敷設する。</p> <p>なお、本システムは、世界に類を見ない高密度な海底観測システムであることに鑑み、冗長性(故障を想定</p>	<p>我が国は世界有数の地震多発地帯に位置しており、有史以来数多くの地震災害を経験している。</p> <p>国民の生命・財産等を守り、豊かで安全・安心な生活を実現するため、地震災害を最小限に抑えるべく科学技術を最大限に活用していくことは、国として当然負うべき責務である。</p> <p>平成16年12月に発生したインド</p>	<p>【施策目標】 施策目標4 - 10 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進</p> <p>本プロジェクトの成果については、推進本部地震調査委員会が行う活断層や海溝型地震に関する長期評価、強震動評価の検討状況等で把握する。</p> <p>また、科学技術・学術審議会研究計</p>	<p>事業インプット 開発に係る費用として、平成20年度約19億円、4年間総額で約72億円の予算規模を見込んでいる。</p> <p>事業アウトプット 本システムの開発を通じて、東南海・南海地震の高精度な地震動予測モデルを構築することが可能となり、地震発生予測精度の飛躍的向上に資する。</p>	1,868 百万円

	<p>し、それを補完する能力のシステムへの組み込み)及び置換機能(故障が生じた際に修復可能な海中着脱コネクタの開発)を有するものとする。</p> <p>また、観測項目は地震観測、津波観測、地殻変動観測とし、地震計は強震動と高感度地震計を組み合わせ、ネットワーク全体で20点、水圧計は最大20点、傾斜計及び重力計は10点の設置を目指す。GPS音響測位システムについては、本プロジェクト開始後5年後以降に海底ネットワークシステムに接続する仕様を検討し、10点程度の設置を目指す。</p> <p>また、平成16年12月のスマトラ沖大地震以降巨大地震が頻発しているインドネシア周辺において、関係国との連携による国際的なデータ交換システムを構築する。</p>	<p>ネシア・スマトラ島沖大地震及び津波は、死者及び行方不明者30万人以上、被災者120万人、被害総額78億ドル超に達する未曾有の被害をもたらした。</p> <p>我が国においても、このような海溝型の巨大地震・津波の発生が避けられないばかりでなく、海岸沿いに多くの近代都市を有するため、被害がより一層甚大となることが懸念される。地震調査研究推進本部(以下、「推進本部」という。)地震調査委員会の長期評価によると、東南海地震の今後30年以内の地震発生確率はM8.1前後で60~70%、南海地震はM8.4前後で50%程度と、極めて高い発生確率を予測している。</p> <p>また、中央防災会議の試算によると、南海トラフで東海、東南海、南海地震が同時に発生した場合の最大被害想定は、経済的被害が81兆円、死者が2万5千人に至ると予測されており、我が国の存立を揺るがしかねない事態になる恐れがある。</p> <p>東海地震については、気象庁がいつ起きてもおかしくないことを前提に、陸域に埋めた歪計等により想定される前兆すべりをとらえる観測業務を行っている。</p> <p>一方で、東南海・南海地震については、そのような想定に結びつく調査研究が十分に行われておらず、また、震源域が海域にあるため、観測網も十分整備されていない。</p> <p>このため、推進本部の事務局である文部科学省において、新たに各種観測機器を備えた稠密な海底ネットワークシステムを東南海・南海地震の</p>	<p>画・評価分科会防災分野の研究開発に関する委員会等において研究成果の評価等を行い、その有効性を検討する。</p> <p>本システムは、多くの研究開発要素を含むものであるが、実施機関である海洋研究開発機構は、海底ケーブルについての研究開発実績を有するとともに、本研究開発に必要な要素技術となる海底観測システム等の特許を取得及び出願している。</p> <p>また、システムの整備・保守点検等に迅速かつ的確に対応するために必要な自己所有の船舶を有している。</p> <p>さらに、本システムの研究開発に当たっては、海洋研究開発機構のほか、これまで海底ケーブル式の海底地震計を設置した実績を有する東京大学地震研究所等が参加し、共同で研究開発を実施している。</p> <p>このような実施機関の実績や研究開発の実施体制等を考慮すると、目標は確実に達成されるものと見込まれる。</p>	<p>また、本システムによる観測で得られる地震発生直後の地震・津波観測値に基づき、地震・津波到達前に、気象庁の警報システムを通じて国民に正確な情報を迅速に提供することが可能となる。</p> <p>事業アウトカム</p> <p>中央防災会議によると、南海トラフで東海・東南海・南海地震が同時に発生した場合の最大被害想定は、経済的被害が81兆円、死者が2万5千人に至ると予測している。</p> <p>本システムの構築により、地震発生予測精度が飛躍的に向上し、また、正確かつ迅速な地震・津波情報の伝達が可能となり、東南海・南海地震に関する防災・減災対策の強化に大きく寄与することとなる。</p> <p>上記のような地震による国民の生命・財産への甚大な被害を軽減する上で、その果たず効果は計り知れない。</p>	
--	--	--	--	--	--

			<p>想定震源域に展開し、地震発生予測精度の飛躍的な向上等を図るための研究開発を推進していくことは極めて重要である。</p> <p>さらに我が国の数倍の海溝型地震発生域を有し、最近地震が頻発しているインドネシア周辺において国際的なデータ交換システムを構築することにより、海溝型地震発生に関する貴重なデータを取得することは、インドネシア等に対する防災上の国際貢献のみならず、我が国の海溝型地震の解明、その防災・減災対策の推進を図る上で極めて重要である。</p>			
【77】	東海・東南海・南海地震の連動性評価研究（新規）	<p>東海・東南海・南海地震については、地震調査研究推進本部（以下「推進本部」という。）によると、今後30年以内の発生確率が非常に高く、また、中央防災会議によると、東海・東南海・南海地震の同時発生による最大被害想定は、死者2万5千人、経済的被害8兆1兆円との予測がなされている。</p> <p>このように、東海・東南海・南海地震については、極めて切迫性が高く、推定される被害も甚大であるが、一方で、これら3つの地震が連動して発生する可能性に直接着目した調査研究は未だ行われていない。</p> <p>しかしながら、過去の記録や最新の研究成果によると、これら3つの地震は将来連動して発生する可能性は高い。このため、新たな研究開発プロジェクトとして、「東海・東南海・南海地震の連動性評価研究」を創設し、東海・東南海・南海地震が連動した場合等の人的・物的被害の大幅な軽減に資する調査観測・研究等を実施する。</p> <p>なお、本プロジェクトは、以下の3</p>	<p>国民の生命、財産等を守り、安全・安心な社会、「世界一安全な国、日本」を実現することは、国の最も重要かつ基本的な責務である。我が国は世界有数の地震多発地帯に位置しており、有史以来、数多くの地震災害を経験している。地震災害を最小限に抑えられるよう科学技術を最大限に活用していくことは、国として当然負うべき責務である。</p> <p>阪神・淡路大震災では、約6,400名もの人命が失われ、直接被害額は約9.6兆円にも上り、我が国の地震防災対策に関する多くの課題を浮き彫りにした。これらの課題を踏まえ、平成7年7月に設置された推進本部は、我が国の地震調査研究を一元的に推進する役割を担うこととなった。</p> <p>平成17年8月、推進本部は「今後の重点的調査観測計画について」をとりまとめ、その中で、南海トラフで発生する東海地震、東南海地震、南海地震を重点的調査観測の対象候補として挙げた。</p> <p>この東海・東南海・南海地震につい</p>	<p>【施策目標】 施策目標4-10 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進</p> <p>平成9年に推進本部がまとめた「地震に関する基盤的調査観測計画」等に基づき、全国網羅的に地震計が設置される等、阪神・淡路大震災以降、地震調査研究を推進する体制が飛躍的に強化され、世界最先端の研究成果をあげてきている。</p> <p>また、大学、独立行政法人等を中心として、防災・減災に資する研究開発が着実に進められている。</p> <p>特に、RR2002「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」においては、フィリピン海プレートと陸のプレートとの境界面が5～17km浅いことを明らかにし、また「実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）」を用いることで、耐震補強技術の評価や地震時の破壊メカニズムの解明等に資する結果を得る等、多くの成果が上がっている。</p> <p>このように、我が国のこれまでの地</p>	<p>プロジェクトのインプット 本プロジェクトは、平成20年度12億円程度、5年間で60億円程度の予算規模を見込んでいる。</p> <p>このうち、海底地震計を用いた海底稠密地震観測については、海上保安庁のOBS（自己浮上型海底地震計）を再利用することで、新規設置の場合に比べ費用を抑えることを想定している。</p> <p>プロジェクトのアウトプット 本事業の実施により、東海・東南海・南海地震が将来的に連動して発生する可能性について評価することが可能となるとともに、その発生時期・規模の予測精度の向上、沿岸域の強震動予測の精度向上、さらには、高精度な地震・津波の被害予測の実施等の成果が見込まれる。</p> <p>これにより、推進本部が作成する地震動予測地図の精度向上や、中央防災会議や地方公共団体等における被害推定の実施、連動性に着目した防災・減災対策の企画・立案等に活用されることが見込まれる。</p>	1,200 百万円

	<p>つのサブプロジェクトから構成される。</p> <p>物理モデル構築・シミュレーション研究（10年発生予測の基盤構築）東海・東南海・南海地震の連動性評価のための物理モデル（地震予測モデル）の構築、地球シミュレータ等を用いた大規模数値シミュレーション実験研究、連動を規定する構造要因（パラメータ）抽出等の要素技術研究等を行う。</p> <p>海底稠密地震・津波・海底地殻変動観測 海底地震計の稠密・広域展開（400台）等による震源構造調査・地殻変動観測、海底音波探査による深部構造調査、海域津波計による詳細な津波観測等を行う。</p> <p>強震動予測及び地震・津波被害予測研究 東海・東南海・南海地震の連動を考慮した広域・高密度・広帯域強震動予測、地震及び津波に関する広域被害予測、連動の際の復旧・復興に関する政策研究を行う。</p>	<p>ては、推進本部の長期評価において、30年以内の発生確率がそれぞれ87%（M8程度）、50%程度（M8.4前後）、60～70%程度（M8.1前後）と高い発生確率を予測している。</p> <p>また、中央防災会議の東南海、南海地震等に関する専門調査会（平成15年9月）の被害想定によると、東海・東南海・南海地震の同時発生による最大被害想定は、死者2万5千人、経済的被害81兆円と予測されている。このように、東海・東南海・南海地震の切迫性は極めて高く、想定される被害も甚大であるが、過去の記録や最新の研究成果によると、将来、これらの地震は連動して発生する可能性が高く、その場合、まさに国の存立を揺るがしかねない事態となる恐れがある。</p> <p>一方で、これらの地震の連動性に着目した研究はほとんど行なわれておらず、その必要性を指摘する声が高まっている。特に、東海・東南海・南海地震のようなプレート境界地震については、アスペリティモデルが検証されつつあり、経験則に基づく「長期予測（30年確率）」の段階からモデルと数値シミュレーションを用いた「中期予測（10年確率）」の実現に向けて、推進本部の事務局である文部科学省が調査研究を進めていく必要がある。</p> <p>また、地震・津波防災研究の観点（復旧・復興計画等）からも、連動による影響評価を行うことは重要である。</p> <p>なお、本プロジェクトは、これまで東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等に基</p>	<p>震調査研究、防災科学技術に関する研究開発の実績と経験を考慮すると、得ようとする効果は確実に達成されるものと見込まれる。</p> <p>さらに、推進本部政策委員会や、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会防災分野の研究開発に関する委員会においても、本プロジェクトの評価を行い、有効性を確認する。</p>	<p>プロジェクトのアウトカム 阪神・淡路大震災では、約6,400名もの人命が失われ、直接被害額は約9.6兆円であった。</p> <p>また、政府の中央防災会議の東南海、南海地震等に関する専門調査会（平成15年9月）によると、東海・東南海・南海地震の同時発生による最大被害想定は、死者2万5千人、経済的被害81兆円との予測がなされている。本事業を推進することにより、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性についての評価、それに伴う高精度な被害予測等が可能となるが、このような成果は、地震防災対策の強化に大きく寄与するものであり、上記のような地震による国民の生命・財産への甚大な被害を飛躍的に軽減する上で、その果たす効果は計り知れない。</p>	
--	---	--	--	--	--

			<p>づき実施されて来た「東南海・南海地震等海溝型地震に関する調査研究」の成果を踏まえ、より将来予測を発展させるために重点的に実施するものである。</p> <p>また、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等において、地震観測施設等の整備に努めなければならないと規定されているものの、当該地域を対象とした調査研究が平成19年度で終了することとなり、本事業の実施は必要不可欠である。</p>			
【78】	<p>防災教育支援推進プログラム（新規）</p>	<p>平成19年7月の新潟県中越沖地震に代表されるように、日本のどこであっても自然災害に見舞われる危険性が国民に認識されつつあり、学校等における防災教育の実施を支援し、防災に関する正しい理解を進めることを目的とした事業を行うことは、非常に高い意義を有するものである。</p> <p>また、防災教育については、学校における取組や国・地方公共団体等による支援施策が必ずしも十分なされていない。</p> <p>さらに、防災科学技術に基づく防災分野の知見を、学校教育や社会教育において積極的に活用していくための取組がほとんど行われていない。</p> <p>これまで、大都市大震災軽減化特別プロジェクトや防災研究成果活用による総合防災研究成果普及事業等を通じて、自然災害に関する研究成果の社会への普及が行われてきたが、こうした知見を防災教育支援に活用することで、より効果的・効率的な防災教育の実施が期待できる。</p> <p>現在、関係行政機関や地方公共団体、</p>	<p>地震、津波、火山噴火、台風、洪水等の自然災害の多発地域に位置する我が国において、国民が自然災害に見舞われる危険性を認識し、行政による公助のみならず、個人の意識に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助の意識をバランス良く育み、社会各層における防災・減災力を高めていくことが強く求められている。</p> <p>また、平成19年7月に新潟県中越沖地震が発生し、国民の防災に対する意識・関心は非常に高まっている。</p> <p>このような中、社会各層の防災に対する更なる意識啓発を図っていく上で、学校や地域における防災教育の役割は極めて大きく、文部科学省が防災教育を推進することに対する期待も大きい。中央防災会議の専門調査会においても、防災教育の充実、メニュー・コンテンツの充実、推進主体の連携等の必要性についての方針が示されている。</p> <p>一方、防災教育については、熱心な学校や地域等において個別の取組はなされているものの、国全体として防災教育の取組を積極的に推進する</p>	<p>【施策目標】 施策目標4-10 安全・安心の社会の構築に資する科学技術の推進</p> <p>本プロジェクトを推進することにより、関係行政機関や大学、地方公共団体、民間企業等との密接な連携・協力の下、防災科学技術に基づく防災分野の最新の知見が学校教育や社会教育において積極的に活用される取組が推進されると見込まれることから、本プロジェクトは達成目標4-10-1「地震及び火山に関する調査研究や、災害発生時の被害軽減を目指した防災科学技術に関する研究開発を推進し、自然災害に強い防災科学技術基盤を確立する。」に直接的に役立つものである。</p> <p>さらに、これらは自然災害の低減にも資するもので、目標4-10「安全・安心の社会の構築に資する科学技術の推進」の達成に結びつくものである。</p>	<p>プロジェクトのインプット 本プロジェクトに関しては平成20年度3億円程度のインプットを見込んでいる。</p> <p>プロジェクトのアウトプット 本事業の実施により、モデル地域(10地域)における防災教育の活性化、防災教育に関する優れた取組事例のデータベースの構築等の成果が見込まれる。</p> <p>また、防災教育支援地域フォーラムを通じ、当地域における学校等の現場での防災教育の実践が促されること等が見込まれる(現在行なわれている「地震に関するセミナー」における参加者が4~5千名であることから、同程度以上の参加を想定)。</p> <p>プロジェクトのアウトカム モデル地域及び防災教育支援地域フォーラム開催地以外における防災教育に関する取組の波及や、防災教育に関する取組のデータベースの学校教育・社会教育における利活用等を通じ、住民の防災に関する意識の向上が図られることにより、自然災害に見舞われた際の被害の大幅な低減が見込まれる。</p>	300百万円

		<p>さらには民間企業等とも密接に連携・協力しながら防災教育支援を推進し、国民の防災に関する意識向上を通じて防災教育の拡充及び継続的な実施を促進することが重要であるとの認識の下、研究開発局長の私的諮問機関として設置された「防災教育支援に関する懇談会」において、防災分野の研究成果を学校や社会教育施設で積極的に活用していくための方策について検討を行っているところであり、本年8月の懇談会の中間とりまとめを踏まえて、その内容の具体化を図るため、新たに「防災教育支援推進プログラム」を創設する。</p> <p>(例)平成20年度概算要求施策 防災研究を担う大学等の機関を中心として、地方公共団体、学校、社会教育団体等が連携・協力し、優れた防災教育の取組を行う地域を選定し、必要な支援を行う防災教育支援モデル地域事業</p> <p>関係行政機関等が有する防災教育の事例や、大学・研究機関等が有する防災研究の成果を紹介するとともに、それらを活用して作成された教材等を配信するための防災教育支援ポータルサイトの構築</p> <p>防災研究者が最新の研究成果を住民対話形式で紹介するとともに、防災教育支援モデル地域における防災教育の取組等をその他の地域の関係者等に紹介することで、学校等の現場での実践を促すこと等を旨とする防災教育支援地域フォーラムの開催等</p>	<p>ための方策や、地域・学校等における取組を支援するための方策は必ずしも十分とは言えない状況にある。</p> <p>このため、関係行政機関や大学、地方公共団体、民間企業等との密接な連携・協力の下、国として学校や地域における防災教育支援を積極的に推進することが必要であり、本年4月より研究開発局長の私的諮問機関として、「防災教育支援に関する懇談会」を設置し、防災科学技術等を活用した防災教育支援の方策等について検討を行っているところである。</p> <p>本年8月の懇談会の中間とりまとめを踏まえて、防災教育支援の方策を具体化するため、新たに「防災教育支援推進プログラム」を創設することが必要である。</p>			
【79】	若手研究者挑戦支援フェロシップ(新規)	国際的に通用するイノベーション創出人材育成の中核となるべき大学の国際競争力の強化を図り、「個」としての発進力を持つ若手リーダーをグローバルな視点から戦略的に育成するため、特に博士課程(後期)	「長期戦略指針『イノベーション25』(平成19年6月1日)においては、「イノベーションを絶え間なく創造する基盤は『人』であり、今後、日本が人口減少の局面に入っていく中で経済成長を持続させていく鍵	(施策目標) 施策目標5-1 科学技術関係人材の育成、確保、活躍の促進 科学技術創造立国の実現に向けて、	(事業のアウトプット) 本事業を実施することで、博士課程学生約1600人に対する支援を実施することにより、特別研究員フェロシップ(D C)の支給割合と合わせて、博士課程学生に対する	3,000百万円

	<p>在学者への経済的支援（フェロシップ）を拡充し、世界を舞台に幅広い分野で活躍する人材を育成する必要がある。</p> <p>このため、国際的に通用するイノベーション人材創出のためのプログラム（海外の研究機関等へのインターンシップ、企業との共同研究への参画、異分野研究への挑戦の機会等）を用意している大学に対して、そのプログラムに参加する選抜された優秀な博士課程（後期）学生に対するフェロシップ相当分を支援する。（博士課程学生約1,600人、博士課程（後期）学生の総数の2.0%）</p> <p>機関を選定する審査に当たっては、機関独自の人材養成プログラムが、国際的に通用する能力と社会のニーズを捉える幅広い視野を持ったイノベーション創出人材の育成に貢献できるかを重視する。</p>	<p>は、これからの社会の中核となっていく『人』の力如何にかかっている」ために、「2025年頃社会の中核となって活躍する世代の人材育成を抜本的に強化することがイノベーションを起す日本を作るための最重要課題」であるとされている。</p> <p>このような考え方に基づく取組の1つとして、「博士課程学生に対するフェロシップを充実するとともに、競争的資金を活用する等により、2010年度までに20%程度の博士課程学生が生活費相当額程度の支援を得られることを目指す」ことが求められているところである。</p> <p>また、「平成20年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」（平成19年6月14日）においても、「第3期科学技術基本計画における博士課程在学者の支援目標の早期実現に向け、多様な支援制度の充実・積極的活用の推進」が求められており、「社会総がかりで教育再生を」（平成19年6月1日）では、「国は国内外を問わず、優秀で意欲のある大学院生への経済的支援を充実」することとしている。</p> <p>さらに、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日）では、「イノベーションが次々と生み出される社会環境を構築するため、概ね今後3年間で、若手研究者向け資金や理数教育など次世代投資の充実と強化・・・などイノベーション創出・促進に向けた社会環境整備に取り組む」とともに、「優れた大学院生への経済的支援を充実する」ことが求められている。</p> <p>「科学技術によるイノベーション創出に向けて」（平成19年3月30</p>	<p>若手研究者や女性研究者、さらには外国人研究者などの多様多様な個人が意欲と能力を発揮できる環境を形成するとともに、初等中等教育段階から研究者等の育成まで一貫した総合的な人材育成施策を講じ、人材の質と量を確保する。</p> <p>施策目標6-2 科学技術に関する国民意識の醸成</p> <p>科学技術の社会的な信頼を獲得するために、成人の科学技術に関する基礎的素養（科学技術リテラシー）を高める活動を推進する。</p> <p>また、幼少期から高齢者まで広く国民を対象として、科学技術に触れ、体験・学習できる機会の拡充を図る。</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか） 大学において、イノベーションの創出に資する人材養成を行うための投資として、博士課程学生への経済的支援の充実が図られるとともに、大学独自のフェロシップ制度が開発される。</p> <p>本事業の先行事業「特別研究員事業」については、我が国のトップクラスの優れた若手研究者に対して経済的支援を実施するプログラムとして定着するなど、十分な効果を得たため、類似の事業スキームで実施する本事業についても、目指す効果が達成できると判断した。</p>	<p>フェロシップの割合を博士課程学生総数の8.7%に拡充する。</p> <p>（事業のアウトカム） 大学において、イノベーションの創出に資する人材養成を行うための投資として、博士課程学生への経済的支援の充実が図られることにより、優秀で多様性のある学生が経済的負担を心配することなく博士課程に進学できる環境を整えることで、学生の博士課程への進学が促進されるとともに、イノベーション人材創出のためのプログラムに競争的に選抜される事で、意欲と能力のある博士課程学生育成が図られる。</p> <p>また、本事業を実施することにより、大学独自のフェロシップ制度が開発され、事業終了後も大学においてフェロシップ制度が存続していく。その結果、国際的に通用する能力と社会のニーズを捉える幅広い視野を持ったイノベーション創出人材の育成を確保する。</p>	
--	---	---	---	--	--

			<p>日)においては、「博士課程学生に対するフェロースhipを博士課程学生総数の10%に拡充する」ことが提言されている。</p> <p>従って、高い研究能力を有する研究者の卵が、早期から、産業界という「異」との出会い・融合により刺激を受けながら、そのニーズを意識した研究を行い、新しいイノベーションを生み出す原動力となる幅広い知識などを培うことを支援する意義は大きい。</p>			
【80】	<p>科学技術イノベーションを支える技術者養成推進事業（新規）</p>	<p>科学技術イノベーションを支える実践的・創造的技術者を養成するため、大学等研究機関や企業に在籍する技術者が、科学技術の進展等に対応した能力向上を図るとともに、分野横断的な課題に対応できる幅広い知識、起業のノウハウやマネジメント能力を習得するなど、技術者の新たな能力開発のための取組を支援する。</p>	<p>「長期戦略指針『イノベーション25』」(平成19年6月1日)においては、「市場のニーズがわかる経営的なセンスを身に付けた・研究者・技術者の輩出」こそが重要であると指摘されている。「第3期科学技術基本計画」や「科学技術・学術審議会人材委員会第3次提言」等においても技術者の養成・確保について提言されており、「経済成長戦略大綱」では、イノベーションの創出に向け、「研究・技術人材の育成」を図ることとされている。このため、科学技術イノベーションを支える実践的・創造的技術者を養成する必要性は大きい。</p> <p>また、少子高齢化がますます顕著になり、大量の熟練技能者が一斉に退職時期を迎える2007年を迎え、今後は一人一人がより多くの価値を生み出すことにより、社会の活力を維持していくことが重要である。そして、科学技術創造立国を標榜する我が国の産業が、今後も国際市場をリードしていくためには、国際的に通用する高い資質を有する技術者を十分に確保してゆくことが最も大切である。</p> <p>近年、高等教育機関においては技術</p>	<p>(施策目標)</p> <p>施策目標5 - 1 科学技術関係人材の育成、確保、活躍の促進</p> <p>科学技術創造立国の実現に向けて、若手研究者や女性研究者、さらには外国人研究者などの多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成するとともに、初等中等教育段階から研究者等の育成まで一貫した総合的な人材育成施策を講じ、人材の質と量を確保する。</p> <p>施策目標6 - 2 科学技術に関する国民意識の醸成</p> <p>科学技術の社会的な信頼を獲得するために、成人の科学技術に関する基礎的素養(科学技術リテラシー)を高める活動を推進する。また、幼少期から高齢者まで広く国民を対象として、科学技術に触れ、体験・学習できる機会の拡充を図る。</p> <p>(上位目的のために必要な効果が得られるか) 大学や企業等の機関において、科学技術イノベーションを支える技術者の能力を開発する取組を支援することにより、技術者の育成・確保、活</p>	<p>(事業のアウトプット) 本事業については、全国で約5機関において、技術者の能力開発のための取組が推進されることが見込まれる。</p> <p>(事業のアウトカム) 本事業で選定されたプログラムの情報を多くの大学や企業等に提供することによりネットワークが形成され、全国で同種または新種のプログラム開発・実施がなされるなどの波及効果が現れることが期待される。</p> <p>その結果、全国各地での科学技術イノベーションを支える実践的・創造的技術者の養成が図られる。</p>	100百万円

			<p>者養成のための教育内容・手法の改善等に関する取組みがなされているところであるが、現在企業等に従事している技術者からは、所属団体が用意する研修・OJTだけでは不十分として更なる教育機会の質・量の増強が求められている。</p> <p>また、中小企業においては技術者に対する教育機会の実現が容易ではないことが指摘されている（平成18年3月社団法人日本工学会調査報告）</p> <p>従って、大学等の研究機関や企業に所属する技術者に対して、新たな能力開発のための機会を提供することを支援する意義は大きい。</p>	<p>躍を促進する。</p> <p>本事業の先行事業である「科学技術関係人材のキャリアパス多様化促進事業」では、ビジネス研修やマネジメント研修など各種プログラムの開発が推進されており、指定機関以外でもキャリアパスに対する意識の向上が図られるなど、かなりの効果を得たため、同様の事業スキームで実施する本事業についても、目指す効果が達成できると判断した。</p>		
【81】	世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム（拡充）	<p>高いレベルの研究者を中核とした研究拠点の形成を目指す構想に集中的な支援を行い、システム改革等の導入等を促すことにより、世界第一線の研究者が集まってくるような、優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える拠点」の形成を目指す。</p>	<p>我が国の科学技術水準を向上させ、将来の発展の原動力であるイノベーションを連続的に起こしていくためには、その出発点である我が国の基礎研究機能を格段に高め、国際競争力を強化していく必要がある。</p> <p>特に近年、優れた頭脳の獲得競争が世界的に激化してきているところであり、諸外国にはアメリカのスタンフォード大学Bio-X、MITメディアラボ、ハーワードヒューズ医学研究所ジェネリアファーム等、英国の分子生物学研究所等のように、世界から第一線の研究者が集い、異分野を融合させて新しい学問分野を創造する研究活動が行われ、優れた研究成果を生み出す拠点として世界的に高い評価を受けるような拠点が多数存在する。</p> <p>また、ドイツでは、国際的な影響力を持ち優秀な頭脳を誘致できるエリート大学の育成を図るための「エクセレンス・イニシアティブ」を2006年より実施し、中国でも新たに</p>	<p>施策目標 施策目標5 - 2 科学の発展と耐えざるイノベーションの創出</p> <p>得ようとする効果及びその達成見込み 当事業は、世界トップレベルの研究拠点を構築するため、以下のようなシステム改革を推進するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高い研究水準＝優秀な研究者のクリティカル・マスを構築 ・日本の強い分野で研究機関内のトップレベル研究者が集結 ・国内外の第一線の研究者が集結 <p>国際水準の魅力的な研究環境を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた拠点長以下の強力な運営体制 ・英語の使用、能力給 ・強力な研究支援体制 ・世界トップレベル研究拠点にふさわしい施設・整備環境 	<p>【インプット（予算）】 平均18億円×5拠点</p> <p>【アウトプット（直接効果）】 第一線の研究者が是非そこで研究したいとして世界から多数集まってくるような、優れた研究環境と極めて高い研究水準を誇る「目に見える拠点」が5件程度形成される。</p> <p>【アウトカム（波及効果）】 優れた頭脳の獲得競争が世界的に激化する中で、我が国の研究機関も優秀な人材の世界的な流動の「環」の中に位置づけられ、優秀な研究人材が蓄積されるようになる。 国内の基礎研究機能が格段に高まり、イノベーションの種が連続的に創出されることにより、我が国の国際競争力が高まる。</p> <p>【代替手段との比較】 単なる研究資金の提供ではなく、外国の優秀な人材の呼び込みのほか、研究環境の国際化、拠点長のリーダーシップの強化などのシステム</p>	9,167百万円

			<p>「111プロジェクト」を立ち上げるなど、諸外国は、国家を挙げて世界トップレベルの研究拠点形成の取組を推進しているところである。</p> <p>こうした中、優秀な人材の世界的な流動の「環」の中に位置づけられ、内外の研究人材が自然に蓄積されるような研究機関を我が国にも作っていく必要がある。なお、備考に掲げられるような多数の提言で当プログラムの充実の必要性が指摘されている。</p> <p>なお、当プログラムは、平成19年に、採択拠点5件程度の事業（半年予算）としてスタートしたところであるが、平成20年度に新規採択をしない場合においても、事業の着実な実施のためには、倍程度の予算増が必要となる。</p> <p>加えて、採択件数増の必要性が指摘されており、対応が求められる。</p>	<p>指標としては、世界トップレベル研究者の人数、外国人研究者比率、分野別の論文被引用数、競争的資金の獲得状況等が考えられるが、今後、採択される研究拠点に相応しい評価指標を設定する。</p> <p>なお、当事業では、システム改革を重点的に審査する審査員をはじめ、外国の高名な有識者を含めた充実した審査体制で採択拠点を決定するほか、事業開始後もフォローアップを徹底的に行うこととしており、採択拠点における確実なシステム改革の達成が見込める。</p> <p>また、審査時には特に、システム改革面において他の機関のモデルとなりうる先導的な拠点構想であることが重視されるため、採択拠点以外にも波及効果が見込まれる。</p>	<p>改革を促す補助金とすることで、既存の枠組みにとらわれずに効果的に世界トップレベルの研究拠点を形成することができる。</p> <p>研究者個人向けの研究資金補助ではなく、機関補助とすることで、組織としての研究レベルの向上が図られ、結果として優れた人材の継続的な輩出が見込まれる。</p>	
【82】	知的クラスター創成事業（第 期）拡充	<p>これまでの「知的クラスター創成事業」の成果を踏まえ、地域の自立化を促進しつつ、選択と集中を図り、世界レベルのクラスターの形成を強力に推進する。</p> <p>（対象）： 都道府県及び政令指定都市が提案（連名による提案も可）し、自治体が指定する中核機関が事業を実施。</p> <p>（手段）： 産学官連携による世界最先端の基礎的研究開発（シーズの創出）から実用化開発までの一体的推進、地域における産学官連携基盤の強化、クラスターの広域化など、世界レベルのクラスター形成に向けた幅広い活動の戦略的展開を実施。</p> <p>（拡充部分）：</p>	<p>（事業の背景等）： 施策目標5-2「科学の発展と耐えざるイノベーションの創出」を達成するためには、平成14年度から実施している「知的クラスター創成事業」により形成されつつある地域クラスターを引き続き国と地域が一体となって着実に成長させていくことが必要である。</p> <p>これまでの「知的クラスター創成事業」により、18地域において地域クラスター形成に取り組んでいるところであるが、それらの地域を中心に今後、選択と集中の視点に立って、10地域程度の世界レベルのクラスターを日本に形成することを目指して、平成19年度より新たに、知的クラスター創成事業（第 期）を開始した。</p>	<p>（施策目標） 施策目標5-2 科学の発展と耐えざるイノベーションの創出</p> <p>（得ようとする効果及びその達成見込み） 本事業により、産学官連携活動の活発化、国際優位性のある新技術シーズの連鎖的な創出、戦略的な他地域との連携活動等が促進され、国際優位性のあるクラスターの形成が着実に進展することを効果として見込んでいる。</p> <p>これまでの知的クラスター創成事業により、産学官の連携基盤の整備が進展し、多数の大学・企業等の研究者が参画する共同研究に参画し、数多くの成果の事業化、特許化等につながった。</p>	<p>（事業に投入されるインプット（資源量）） 研究開発分野・内容やクラスター形成の進捗状況等を踏まえて、1地域当たり、5～10億円程度の予算を配分する。</p> <p>本事業の事業費に加えて、地域（地方公共団体、大学、民間企業等）の役割として、国費（基本事業部分）の1/2以上を、地域クラスター形成に向けた取組のための地域資金として支出することを求めるマッチングファンド方式を採用している。</p> <p>（事業から得られるアウトプット（活動量）） これまでの知的クラスター創成事業によって以下のようなアウトプットが得られており、さらに本事業の実施により、これまで以上のアウトプ</p>	9,990 百万円

	<p>知的クラスター創成事業（第 期）は、平成19年度から開始し、6地域を採択した。平成20年度には、新たに3地域を採択するとともに、厚生労働省の医療クラスター形成に向けた取組等を踏まえた関係府省との連携の一層の強化、戦略的な他地域のクラスター・研究機関等との連携活動の活発化のため、他府省連携事業、広域化・国際化プログラムを拡充する。</p> <p>基本事業（他府省連携プログラムを含む）（@7億円×3地域） 他府省連携事業（@1.5億円×3地域） 広域化・国際化プログラム（@1.2億円×3課題）</p> <p>に付随して19年度実施の6地域の広域化・国際化プログラムを拡充する。</p> <p>広域化・国際化プログラム（継続6地域分）（@1.2億円×3課題）</p> <p>に付随して19年度実施の6地域の他府省連携事業を拡充する。</p> <p>他府省連携事業（@1.5億円×6地域）</p>	<p>世界レベルのクラスター形成に当たっては、新産業創出等の核となる世界最先端の研究開発機能や強固な産学官連携基盤が必要であり、また、国費による事業の実施と連動した地域の主体的な取組が活発化していることも踏まえると、本事業の施策目標の達成に対する貢献度は高く、「知的クラスター創成事業（第 期）」の地域数を拡充して実施することが妥当と考えられる。</p> <p>以下の通り、第3期科学技術基本計画をはじめとして、政府の各種決定等においても地域クラスター（地域科学技術クラスター）形成への取り組みの必要性が位置付けられており、引き続き国が支援を行っていくことが必要である。</p>	<p>第 期事業の実施に当たっては、研究開発内容のみならず、クラスター形成に向けた地域の自立的な取組、事業化・知的財産・人材育成に係る事業実施計画の戦略性やそれを実現する事業推進体制等を多角的に評価することにより、世界レベルのクラスターとして発展する高いポテンシャルを有する地域に対して、効果的な重点投資を行うことが可能である。</p> <p>マッチングファンド方式の導入により、事業実施地域は、地域クラスター形成に向けた取組のために、国費の1/2以上を支出することとなり、本事業と連動して、これまで以上に自主的・主体的な取組が行われる見込みである。特に、実用化開発段階は、地域の第一義的な責任として積極的に推進することとしており、研究開発成果がこれまで以上に効果的に新産業の創出等につながることを期待される。</p> <p>さらに、内閣府の科学技術連携施策群「地域科学技術クラスター」の取組の下、産業クラスター計画を推進する経済産業省をはじめとした関係府省との連携強化を図ることとされており、切れ目のない研究開発支援、地域クラスター形成の阻害要因の改善等により、効果的・効率的な地域クラスター形成が進展することが見込まれる。</p> <p>（事業開始時に想定した効果及び18年度までに得られた効果）（拡充事業の場合） 知的クラスター創成事業により、上記のようなアウトプットを創出しており、第 期事業でも、産学官の研究者、特許出願数、事業化等件数等において、それ以上の効果を想定している。</p>	<p>ットが見込まれる。</p> <p><知的クラスター創成事業のアウトプット（平成14年度～18年度）> 平成18年度参加している産学官の研究者 2,654人（うち産は927人） 特許出願数 2,230件 事業化等件数 803件</p> <p>（事業から得られるアウトカム） 本事業の拡充実施により、地域における産学官連携基盤が強化されるとともに、国際優位性のある新技術シーズを核として次々と新規事業が創出され、その結果、ヒト・モノ・カネを惹きつける国際的な競争力を持つクラスター形成が進展する。</p>	
--	--	---	---	--	--

<p>【83】</p>	<p>産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）（新規）</p>	<p>（目的） 平成15年度からの大学知的財産本部整備事業により、対象となった大学等をはじめとして、知的財産の機関一元管理体制や知的財産ルールの策定など知的財産に関する整備が進み、知的財産本部は産学官連携を支える組織として重要な役割を担いつつある。</p> <p>また、一部の大学では、知的財産本部と産学官連携を担う部門、さらには技術移転機関などとの連携の下に、知的財産の権利化やライセンスのみならず、共同研究や事業化支援、人材育成、特許権以外の知的財産権の管理・活用や、ノウハウライセンスや有体物提供による技術移転など、多面的な産学官連携活動を行う体制へと移行する動きが進みつつある。</p> <p>今後は、各大学、大学共同利用機関、高等専門学校（以下「大学等」という。）の規模、教育研究分野、地域等の多様な特性を踏まえ、大学等の産学官連携活動が失速することなく、知的財産戦略などが十分に展開されるよう、その主体的かつ多様な特色ある取組を、国公立大学等を通じて支援し、知的財産活動をはじめとする産学官連携活動全体の質の向上を図る。</p> <p>（事業の対象） ・大学等の主体的で多様な取組のうち、大学等の自己財源では実施が困難であるが、国として政策的観点から積極的に促進すべき活動や、個別大学等の枠を越えた活動を支援。 ・知的財産体制が脆弱な大学等（人文社会系を含む）について、大学等の自己財源では実施が困難な活動や、体制強化のための取組を支援す</p>	<p>（事業の背景等） 「第3期科学技術基本計画」においては、「社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」を基本姿勢の一つとしている。</p> <p>さらに、平成18年12月には、教育基本法の改正が行われ、これまでの教育・研究という大学の役割に、「大学で生まれた成果を広く社会に提供し、社会の発展に寄与する」という社会貢献が新たな使命として明確に位置付けられた。</p> <p>このような中、イノベーションの創出を通じて、大学等の研究開発の成果を社会・国民に還元する努力を強化することが求められており、「経済財政改革の基本方針2007」や「長期戦略指針『イノベーション25』」、「知的財産推進計画2007」や「平成20年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」等において、産学官連携の強化を図ることが指摘されている。</p> <p>イノベーションの創出のためには、国内のみならず国際的な視点に立った知的財産戦略が重要であることから、国際的に通用する知財人材の育成や大学等の知的財産本部の国際機能の強化等を図ることにより、これまで大学等で取り組まれてきた知的財産活動が失速することなく、知的財産戦略が十分に展開されるよう、その主体的かつ多様な取組の支援などが求められている。</p>	<p>（施策目標） 施策目標5-2 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出</p> <p>（得ようとする効果及びその達成見込み） 【得ようとする効果】 本事業により、大学における知的財産の管理・活用体制について、国際的な産学官連携推進体制や地域における産学官連携体制等を強化することにより、大学における知的財産の創出を刺激・活性化するとともに、大学発の研究成果の産業化を拡充することにつながる。</p> <p>例えば、平成22年度における外国企業との共同研究実績を18年度の約6倍以上とする等により、海外特許出願件数の増加が見込まれる。</p> <p>このほか、地域・大学間における産学官連携体制の強化や知的財産体制が脆弱な大学等の支援及び他の施策とあいまって、「大学発特許取得件数を平成12年から平成22年までの10年間で15倍に増加させる」（達成目標5-2-4）や「大学発特許実施件数（大学等の機関帰属）を平成15年から平成20年の5年間で3500件に増加させる」（達成目標5-2-5）の目標達成が見込まれる。</p> <p>【その達成見込み】 平成18年度の産学連携実施状況によると、外国企業との共同研究実績では15年度と比較して、約5.5倍に増加している。</p> <p>また、国立大学の国内特許出願件数では、15年度と比較して約6倍に増加しているが、海外特許出願件数は約3倍程度にとどまっている。</p>	<p>各大学等における知的財産戦略などが十分に展開されるよう、各大学等の主体的で多様な取組のうち、大学の自己財源では実施が困難であるが国として政策的観点から積極的に促進すべき活動や個別大学等の枠を越えた活動に特化して支援することにより、我が国の知財活動をはじめとする産学官連携活動全体の質の向上に寄与することが認められ、効率性の観点から妥当である。</p> <p>（事業アウトプット） 知的財産に関する現在の産学官連携活動における課題をメニュー化し、モデルとなる各大学（のべ110大学）の戦略的な展開を支援する。 ・20大学程度を対象に国際的な産学官連携推進体制を強化することにより、国際競争力のある知的財産の創出・管理・活用を図る。 ・10大学程度を対象に起業相談、起業家教育など大学発ベンチャーの事業化支援体制を強化することにより、大学発ベンチャーの創出と持続的発展を図る。 ・10大学程度を対象にライフサイエンス分野など、特定分野の知財管理・活用体制を強化することにより、研究成果の活用を図る。 ・30大学程度を対象に地方自治体との連携や国公立大学間・コンソーシアム形成など、地域における産学官連携体制を強化することにより、地域の中小企業や農林水産業を含めた地場産業の活性化を図る。 ・10大学程度を対象に産学官連携業務の現場において、優れた資質を有する若手知財専門人材の養成を行うとともに新たな人事システムの導入を行い、大学内部の専任人材の増強を図る。 ・30大学程度を対象に知的財産体制が脆弱な大学等の知的財産活動（人</p>	<p>4,839 百万円の一部分</p>
-------------	-----------------------------------	---	--	--	--	----------------------

		る。		<p>このような状況を踏まえれば、今後、国際的な産学官連携推進体制を強化することにより、海外特許出願件数の増加が見込まれる。</p> <p>このほか、地域・大学間における産学官連携体制の強化や知的財産体制が脆弱な大学等の支援及び他の施策とあいまって、「大学発特許取得件数」及び「大学発特許実施件数」の達成は十分見込まれる。</p>	<p>文社会系を含む)を支援することにより、小規模大学等や地方大学等における国際的な水準の研究成果やコンテンツ等のシーズの活用を図る。</p> <p>(事業アウトカム) 支援した大学の先駆的な取組により、我が国の知財活動のピークが引き上げられるとともに、ノウハウの普及により裾野が拡大され、知的財産をはじめとする産学官連携活動全体の質の向上が図られる。</p>	
【84】	<p>先端研究施設共用イノベーション創出事業 【産業戦略利用】(拡充)</p>	<p>大学・独法等が有する先端研究施設の産業界への共用を進めるとともに、共用を通じたイノベーションを創出することを目的として、分野を限らず、産業利用のポテンシャルが高い先端研究施設を採択し、適切な施設利用時間を確保して産業界利用や産学官の共同研究利用による具体的な技術課題の解決のための研究開発環境を提供する。</p> <p>そのため、採択された施設を有する機関に対しては、施設共用の運転実施に係る経費や民間企業が利用しやすい支援体制を構築するための経費を支援する。</p> <p>平成20年度は、特に、大規模な研究施設に加えて、先端性がある小規模な研究施設も対象として新規の公募・採択を行い、地域産業との連携を密にしながら、その共用を通じたイノベーション創出の推進を目指す。その際、過去に不採択となった申請と同様の内容は認めず、より有望な申請を採択していく。</p>	<p>平成18年7月に施行された「研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律」に対する付帯決議にて、「独法、大学等の研究施設の共用を促進するため、各機関における体制の整備を促すとともに、国は必要な支援をしつつ、共用に積極的な風土の醸成に努めること」とされており、平成18年10月27日に開催された総合科学技術会議の科学技術関係施策の優先順位付けにおいて、本事業は、イノベーションの創出を実現させていく上で非常に効果的であると考えられ、積極的に推進すべきである(S評価)とされた。</p> <p>さらに、平成19年度に閣議決定された「長期戦略指針『イノベーション25』」等にも「高額の研究設備等は不必要に重複して整備することのないようにするとともに、既存の研究設備等を含め、若手育成や民間利用の観点も含め積極的に共用を促進する」として明確に位置付けられている。</p> <p>加えて、平成19年度は先端研究施設を予算額に応じて10~15件の採択予定で公募した結果、本事業への期待は高く、33件もの申請があった。そのため、1件あたりの事業</p>	<p>(施策目標) 施策目標5-3 科学技術振興のための基盤の強化</p> <p>(上位目的のために必要な効果が得られるか) Spring-8及び地球シミュレータを対象とした本事業の先行事業である「先端大型研究施設戦略活用プログラム(平成17年度~平成18年度)」の実施により、産業界による共用促進という効果が着実に得られていることから、本事業の実施により、対象とする先端研究施設について、中間評価を行う年度において想定する産業利用の水準(支援開始前年度に対し1.5倍を想定、2倍以上で想定した以上に達成)の確保は可能であると判断する。</p> <p>(参考指標) ・「Spring-8及び地球シミュレータの産業利用率」 18年度に終了した先行事業である「先端大型研究施設戦略活用プログラム」により、Spring-8については、5.2%(平成16年度)23.4%(平成18年度)、地球シミュレータについては、8.3%(平成16年度)17.8%(平成18年度)と、大幅に増加しており、平成18年度は、基準年度(平</p>	<p>(事業のアウトプット) ・我が国の先端研究施設の産業界への共用の促進 ・共用を通じたイノベーションにつながる利用成果の創出 ・自立した共用体制の構築</p> <p>(事業のアウトカム) ・社会的・経済的効果の高い技術課題の解決 ・科学的知見に基づいた産業の競争力強化 ・施設を中核とした産学官の知の融合による新たな科学的知見の創出 ・民間の使いやすい施設利用体制の構築と施設を中核とした産学官連携の深化 ・有償利用等を通じた民間研究開発投資の誘発 ・我が国の先端研究施設のポテンシャルの最大限の活用</p>	4,099百万円の一部

			規模を縮小するなどにより予定より多い17件を採択し、事業を開始した。しかし、イノベーションの創出へ積極的に貢献するとともに、全国の共用に積極的な風土の醸成を果たすためには、多様な取組みを行う研究施設を採択するなどの拡充が必要である。	成16年度)に対して1.5倍以上の産業利用率の伸びを確保している。		
【85】	大学国際戦略本部強化事業(拡充)	採択された20大学等において、学長等の下に「大学国際戦略本部」といった全学的な国際化のための組織を設置し、組織的な国際戦略を策定し、特色ある取組みを支援することにより効率的な国際化のためのモデルを開発するもの。本事業により、全学的な国際戦略に基づいた様々な活動を国際戦略本部による支援を受けることによって実施することなどが可能となり、研究環境の国際化を推進するとともに、大学の国際競争力の強化に資する。 また、平成19年8月には中間評価を実施しており、これを踏まえて、複数の大学で連合して国際化に取組むモデル開発について拡充する。	<p>(事業の背景) 従来、大学等における国際活動は研究者個人の草の根的な活動に負う部分が大きく、国際活動に係る事務体制が不十分であるという指摘がなされていたところ。特に、学术交流協定の締結や国際的な会合の開催など、本来であれば全学的な支援体制が必要である取組みについても組織的な対応が出来ていなかったために、全体として効率的な活動になっていなかったおそれがある。</p> <p>そのため、様々な活動を戦略的に推進するとともに国際活動に係る事務体制を強化することの必要性は極めて大きい。</p> <p>「科学技術・学術分野における国際活動の戦略的推進について(報告書)」(平成17年1月 科学技術・学術審議会国際化推進委員会)</p> <p>(中間評価について) 科学技術・学術審議会国際委員会の下に設けられた大学国際戦略本部強化事業中間評価作業部会によって、書面評価及びヒアリングによって採択された20大学等の取組みについて評価を実施した(平成19年8月)。</p> <p>各大学の取組みを分析する中で、個別の大学における国際化の取組みのみならず、複数大学が連合して国際化する取組みが有効である旨の指摘があった。海外諸国においては、国</p>	<p>(施策目標) 施策目標5-4 科学技術関係の国際活動の戦略的推進 達成目標5-4-1 世界での人材獲得競争の激化等に対応し国内の研究環境の国際化を推進するとともに、外国人研究者等の受入れのための制度や環境を整備する。</p> <p>(上位目的のために必要な効果が得られるか) 平成19年8月に本事業の中間評価を行っており、採択20大学のうち、17大学が「当初計画は順調に実施に移され、現行の目的を継続することによって目的達成が可能と判断される。」と評価されたところである。</p> <p>各大学においては積極的に特色ある様々な取組みが行なわれており、これを複数大学の国際化のモデル開発に拡充することについても、同様に目指す効果が達成できると判断した。</p>	<p>本事業は、各大学における交流事業のような国際化のための個々の活動に対する支援を中心としたものではなく、各大学における国際化の事務体制や企画立案能力を強化するため、大学国際戦略本部といった組織の整備を中心とした取組みを支援するものである。</p> <p>そのため、これまでの採択20大学等の取組みにおいても、本事業により直接の支援を受けていない自主財源による個々の国際活動が積極的に行なわれており、各大学における取組みの総量については、本事業の予算規模を大きく超えるものとなっている。</p> <p>以上のことから、各大学における自主的な国際化のための取組みを誘発するものとして極めて効率的であると考えられる。</p> <p>また、タイプの違う特色ある国際化の取組みを支援することにより、国際化のための様々なモデル開発を可能としている。現在、モデル開発の途上であり、「大学の優れた国際展開のモデルについて(中間報告書)」(平成19年4月)が公表されたところであるが、今後、全国の大学が参照できる効率的な国際化のモデルやそれに係るノウハウをとりまとめ、これを広く周知していくことにより、採択された20大学にとどまらない、多くの大学等が裨益するものとな</p>	487百万円

			<p>際的大学アライアンスにおいて国内での事前調整を行うなど、複数の大学が連合することにより国外からの可視性を高める取組みが行なわれているところであるが、こういった取組みが我が国においては不足しているとの意見があったところである。</p> <p>これに対応し、従前に取組んできた個別大学の国際化のモデル開発のみならず、複数大学が連合したモデルについても開発することが必要である。</p>		<p>る。</p> <p>(事業アウトプット) 採択された20大学等における国際活動が戦略的に推進されることにより、我が国の大学等の国際化を主導する。</p> <p>(事業アウトカム) 採択された20大学等の取組みを分析することなどにより、全学的国際化のための効率的なモデルを開発し、それを広く周知することによる、多くの大学における効率的な国際化に資する。</p>	
【86】	<p>科学技術と文化を融合させた理解増進活動推進(新規)</p>	<p>一般国民を対象に、 1) 科学技術と文化・芸術分野を融合した新たな取組の実施、 2) 科学技術と文化・芸術の融合分野に関する先進的取組の事例紹介、</p> <p>これを担う人材のロールモデルの提供等を目的としたシンポジウム等を開催する。このことにより、一般国民に対し、文化・芸術を融合した手段による科学技術理解増進活動を行い、科学技術に関する国民の関心と理解を深めるとともに、科学者と国民との対話を促進し、科学者が国民の要望を受けとめる機会を充実する。</p>	<p>科学技術基本計画においては、「社会・国民に支持される科学技術」の章の中で、科学技術に関する国民意識の醸成の手段のひとつとして、「社会・国民の科学技術に対する理解・認識の深化に向けて、科学技術と文化や芸術との融合等の新たな手法についても取り組む必要がある」と明記されている。</p> <p>このように、科学技術と文化・芸術の融合分野は、科学技術理解増進活動の重要な手段とされているところであり、このような新たな手段を用いることは、一般国民の科学技術に関する理解増進をより一層図る上で効果を発揮すると考えられることから、国として、先導的に取組を行うことが必要である。</p> <p>具体的には、例えば美術や音楽、デザインといった、身の回りの物をテーマとして科学技術の重要性、有効性、効果などを説明することで、「科学技術は難しそう」「つまらなそう」「苦手」という意識を持ち、科学技術に触れることのなかった層に対しても、科学技術に触れるきっかけを与えることが可能となる。</p>	<p>施策目標 施策目標5 - 1 科学技術関係人材の育成、確保、活躍の促進</p> <p>科学技術創造立国の実現に向けて、若手研究者や女性研究者、さらには外国人研究者などの多様多才な個人が意欲と能力を発揮できる環境を形成するとともに、初等中等教育段階から研究者等の育成まで一貫した総合的な人材育成施策を講じ、人材の質と量を確保する。</p> <p>施策目標6 - 2 科学技術に関する国民意識の醸成</p> <p>科学技術の社会的な信頼を獲得するために、成人の科学技術に関する基礎的素養(科学技術リテラシー)を高める活動を推進する。また、幼少期から高齢者まで広く国民を対象として、科学技術に触れ、体験・学習できる機会の拡充を図る。</p> <p>得ようとする効果及びその達成見込み 本事業の実施により、科学技術に興味・関心を示していなかった人々を</p>	<p>【事業に投入されるインプット】 シンポジウム等を開催するための経費として、年間90百万円、またその成果を取りまとめ普及啓発するための経費として年間10百万円を見込んでいる。</p> <p>【事業から得られるアウトプット】 本事業の実施により、年間6回程度のシンポジウムが開催され、科学者、芸術家・文化人等が約60名、一般国民約6,000名の参加が見込まれる。</p> <p>また、これらのシンポジウムの成果を活用し、「身近な科学技術」をテーマにした分かりやすいリーフレットにして広く配布することにより、その成果が幅広く普及される。</p> <p>【事業アウトカム】 本事業の実施により、科学技術に触れることのなかった層も、科学技術を身近に感じ、興味・関心を持つようになり、これがきっかけとなり、各界からこのような取組に実施者として参画する人が増え、また取組に参加する国民も増えることが期待できる。</p>	100 百万円

			<p>これをきっかけとして、科学技術に対して身近に感じ、興味・関心を喚起することが可能となる。</p> <p>また、この事業の成果を広く科学者、芸術家・文化人等に紹介・普及することにより、科学技術の理解増進活動に対する意識と情報発信能力が高まり、本事業をモデルとし、科学技術と文化・芸術を融合させた手法による科学技術理解増進活動の活性化が図られると期待される。</p> <p>さらに、科学技術基本計画では、「研究機関・研究者等は研究活動を社会・国民にできる限り開示し、研究内容や成果を社会に対して分かりやすく説明することをその基本的責務と位置づける。」として、「研究者と国民が互いに対話しながら、国民のニーズを研究者等が共有するための双方向コミュニケーション活動であるアウトリーチ活動を推進する。」と明記されている。</p> <p>このように、科学者と国民との対話を促進し、科学者が国民の要望を受けとめていく機会を充実することは重要であり、特に、本事業においては、従来、科学技術に興味関心を示さなかった層の国民と科学者との対話を実現できる点で、より広く、国民の要望等を科学者が汲み取ることができる機会となることが期待される。</p> <p>このことから本事業の施策目標の達成に対する貢献度は高く、本事業を実施することが妥当と考えられる。</p>	<p>確実に含んで、科学技術に関する国民の理解増進を一層図ることができる。また、科学者が広く国民の要望を受けとめる機会が充実することが期待される。</p>	<p>さらに、科学者と国民の対話が充実することが期待できる。よって、効率性の観点から妥当である。</p> <p>【想定できる代替手段との比較考量】</p> <p>本事業は国の委託事業として実施するが、研究者や各種団体等の自主事業として実施することとした場合には、1,000人規模のシンポジウムを年6回開催するだけの経費を確保することは困難であり、本事業で想定している規模の人材育成・理解増進活動の展開は不可能である。</p> <p>また、仮に実施された場合においても、開催期間中限りの事業となり、その成果等は広く社会に情報提供されないことから、全国的な活動への展開が期待できない。</p> <p>以上から、本事業によって効果が最も効率的に得られるものと判断できる。</p> <p>なお、日本科学未来館で実施しているサイエンスカフェ等の取組は、対象者が数十名に限られていることに加え、実施場所も東京都に限定されているため、本事業で実施するような多人数対象かつ全国的な規模での取組は期待できないため、本事業による効果が有効であると判断できる。</p>	
【87】	理数学生応援プロジェクト（拡充）	将来有為な科学技術関係人材を育成するため、理数学部を置く大学（短期大学及び大学院大学を除く）において、	閣議決定「第3期科学技術基本計画」では「効果的な理数教育を通じて理科や数学に興味・関心の高い子どもの個性・能力を伸ばし、科学技術分	施策目標 施策目標5 - 1 科学技術関係人材の育成、確保、活躍の促進	【事業に投入されるインプット】 本事業は、 1) 生徒の理数に対する意欲・能力を適切に評価し、選抜するための入	250 百万円

	<p>1) 入試等選抜方法の開発・実践、 2) 教育プログラムの開発・実践、 3) 意欲・能力を伸ばす工夫した取組等、 理数分野に関して強い学習意欲を持つ学生の意欲・能力をさらに伸ばすことに重点を置いた取組を行う。 (注) 本事業は文部科学省から各大学への委託によって実施する。</p> <p>平成19年度から本事業を実施しているが、採択大学は首都圏または近畿圏の大規模大学のみとなっている。</p> <p>平成20年度は、地域的なバランスや大学の規模・様態(総合大学・単科大学等)の点で充実を図るため、計15大学で本事業を実施する。 (注) 医師、看護師、弁理士等の特定職業人育成を目的とした取組は除く。</p>	<p>野において卓越した人材を育成していく必要がある」として、「大学入学者選抜の影響に関わらず才能ある児童生徒の個性・能力の伸長を図ることができるよう、高等学校と大学の接続、いわゆる高大接続の改善を進める。具体的には、高等学校段階において顕著な実績をあげた生徒がアドミッション・オフィス(AO)入試等の方式により適切な評価が得られるようにする」とされている。</p> <p>また、「長期戦略指針「イノベーション25」」(平成19年6月1日閣議決定)においても、「意欲・能力の高い理数系学生を選抜するための入試方法開発及び実践、これらの学生の才能を開花させるためのカリキュラム開発や実践・早期の研究室配属・学会参加等の取組の促進」をすべきとされている。</p> <p>これらを踏まえ、本事業を拡充し、学部段階において積極的に優れた資質を有する学生を見出し特別な教育を行う拠点大学をさらに増加させることにより、優れた科学技術関係人材を育成する取組みの強化を図ることは、将来のイノベーション創出のために不可欠である。</p>	<p>科学技術創造立国の実現に向けて、若手研究者や女性研究者、さらには外国人研究者などの多様多才な個人が意欲と能力を発揮できる環境を形成するとともに、初等中等教育段階から研究者等の育成まで一貫した総合的な人材育成施策を講じ、人材の質と量を確保する。</p> <p>施策目標6-2 科学技術に関する国民意識の醸成 科学技術の社会的な信頼を獲得するために、成人の科学技術に関する基礎的素養(科学技術リテラシー)を高める活動を推進する。</p> <p>また、幼少期から高齢者まで広く国民を対象として、科学技術に触れ、体験・学習できる機会の拡充を図る。</p> <p>得ようとする効果及びその達成見込み 本事業の実施により、社会における、理数に対して強い学習意欲を持つ学生の意欲・能力をさらに伸ばす教育を行う大学の顕在化・重視が図られ、また、開発された教育プログラムの普及により、各地の国公私立の大学及び高等学校等において高大接続の改善が推進され、意欲・能力の高い学生がさらに伸びる効果を見込んでいる。</p> <p>その達成見込みについては、高等学校等を対象に推進している「スーパーサイエンスハイスクール支援事業」が、生徒の科学技術に関する能力の向上に効果を発揮していること、また19年度本事業への応募大学数が採択数に比して多く、本事業への期待・取組みの意欲が高いことが確認できていることから、成果が期待できると判断した。</p>	<p>試等選抜方法の開発・実践、 2) 学生の意欲・能力を更に伸ばすための教育プログラム開発・実践、 3) 早期研究室配属や国内外の学会等への参加等、 学生の意欲・能力を伸ばす工夫した取組等に係る経費として、240百万円(16百万円×15大学)、また、委託大学の選定・評価等のための有識者からなる企画評価委員会運営などに係る経費として10百万円を予定している。</p> <p>【事業アウトプット】 本事業の実施により、全国の理系学部を持つ大学のうち、約5%(15校/全国の理系学部を持つ大学約300校)において、以下の活動が見込まれる。 ・AO入試(実験、実技、プレゼンテーション、レポート、討論、受賞歴、面接等による評価・選抜)、推薦入試(評定平均値、受賞歴、面接等による評価・選抜)、転学部・転学科・転コース等一般入試を経て入学した在学学生を対象とする評価・選抜(転入学を含む。)等、生徒の理数に対する意欲・能力を適切に評価し、選抜するための入試等選抜方法の開発・実践 ・専用カリキュラムの編成、高度な専門教育、専門英語教育の実施、特別講義・集中講義の実施、アドバンス実験・実習の実施等、一般学生と共通の授業科目履修に加え学生の意欲・能力を更に伸ばすための教育プログラム開発・実践 ・早期の研究室配属(指導担当教員の指名)、国内外学会参加、国内外先端研究施設・工場等視察、低年次からのインターンシップ、学習・修学支援チューターの配置等、学生の意欲・能力を伸ばす工夫した取組</p>	
--	---	---	---	---	--

				<p>事業開始時に想定した効果及び18年度までに得られた効果</p> <p>本事業の開始時（平成19年度）においては、本事業の実施により、社会において、理数分野に関して強い学習意欲を持つ学生の意欲・能力を更に伸ばす教育を実践する大学の顕在化・重視が図られること、また、開発された教育プログラムのモデルの構築、普及により、各地の国公立大学及び高等学校等において、高大接続の改善が推進され、意欲・能力の高い学生がさらに伸びる効果を想定した。</p>	<p>【事業アウトカム】</p> <p>本事業の取組みによって、各採択大学から優秀な研究者・技術者の卵が輩出され、将来のイノベーションの創出を担うことが期待できる。また、事業の周知を通じて、他大学も意識喚起され、自主的に意欲・能力の高い学生を見出し、特別な教育環境を提供することにより優秀な学生を育てていこうとする取組みが展開されることが期待できる。</p> <p>よって、効率性の観点から妥当である。</p> <p>【想定できる代替手段との比較考量】</p> <p>本事業は国の委託事業として実施するが、例えば、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費により実施することとした場合には、投入される資源量は、本事業費相当額の節約が見込まれるものの、事業を実施するか否かの判断は個々の学校の裁量に委ねられるため、事業実施の確実性がなく、また、実施した場合においても、事業成果等は広く社会に情報提供されないことから、全国的な普及・定着が期待できず、本事業ほどの活動量が期待できない。</p> <p>以上から、本事業によって効果が最も効率的に得られるものと判断できる。</p>	
【88】	増大するIAEA保障措置業務への効率的対応（拡充）	我が国は、核不拡散条約（NPT）に基づき国際原子力機関（IAEA）の保障措置を受け入れ、国内にある核物質が核兵器等に転用されないことの確認を得た上で原子力活動を行っている。	我が国は非核兵器国の中では唯一、ウラン濃縮施設、再処理施設等の核燃料サイクル施設を有しており、世界最大にして最も複雑な保障措置の適用（IAEA資源の25%）を受けている。	<p>（施策目標）</p> <p>施策目標6-3 原子力の安全及び平和利用の確保</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか）</p> <p>我が国は、IAEA保障措置を受け入れ、これを適切に対応することで原子力の平和利用を確保している。</p>	<p>（事業アウトプット）</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の原子力施設におけるIAEA保障措置に対して適切な対応が可能となる。 より効果的、効率的でかつ精度の高い保障措置システムが確立される。 <p>（事業アウトカム）</p>	3,183百万円
		これら国際約束の履行手段としての保障措置を実施するため、原子炉等	文科省はこれまでIAEAとの緊密な連携の下、この保障措置活動を円			

	<p>規制法に基づき、核物質の計量管理情報等の処理、原子力施設に対する査察、収去試料の分析・測定等を実施してきている。</p> <p>我が国は、既に世界最大の保障措置を受けているが、今後は、エネルギー資源価格の高騰及び環境問題意識の高まりを背景に原子力活動が急速に拡大し、かつ複雑さも高まること予想されており、これまでとは格段に効率的・効果的な保障措置システムを構築せずしては、財政的・人的資源の制約により国際約束の履行に支障を来たす事態も想定される。</p> <p>他方、核不拡散に対する国際的な関心が高まる中、保障措置データ（特にプルトニウム量）の品質に対するIAEAの要求レベル（精度、タイミング等）は厳格化する一方であり、現状の保障措置システムでは対応が困難になりつつある。</p> <p>かかる状況の中、平成20年度には従来の定常的な取組みに加えて、</p> <p>（1）新しい原子力活動に対する保障措置への義務的対応と一層の効率化</p> <p><急増する保障措置業務への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・急増する六ヶ所再処理施設、MOX装荷軽水炉、もんじゅ等の保障措置業務に対し、最小限の財政的・人的資本の投入で対応するための高信頼性・高精度の査察機器の導入等 <p><一層の保障措置業務の効率化へ向けた検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国レベル統合保障措置（SISA）の導入・完成に向けた査察手法の検討 ・「日米原子力エネルギー共同行動計画」の実施を通じた保障措置技術研究開発の検討 等 <p>（2）煩雑化する原子力活動に対応</p>	<p>滑に実施してきているが、近年、以下に掲げる状況の変化等により、従来の体制では対応しきれない事態が発生しつつあり、対応が必要となってきた。</p> <p>（1）平成20年には、六ヶ所再処理施設の本格運用開始、プルサーマル開始に向けた新MOX燃料受け入れ開始、もんじゅ臨界・運転開始等、我が国原子力利用が急速に拡大し複雑化すること（20%程度の査察量増大）</p> <p>（2）イラン・北朝鮮の核問題を受けた核拡散への懸念の高まりと我が国のプルトニウム利用に対する国々の懸念を背景として、IAEAは一層厳格な保障措置の適用を求めていること。</p> <p>（3）再処理されたプルトニウム量が増加する中、一層厳格な在庫管理が求められている一方、電力会社によるデータ改ざん問題（保障措置関連データも含む）をきっかけにIAEAの我が国保障措置データに対する信頼性が損なわれるなど、保障措置データの品質保証が従来に増し強く求められていること。</p> <p>我が国としては上記事態に対応するため、保障措置の効率化に貢献し、かつ査察機器の不具合が原因で査察上の問題を生じることが無いような、信頼性の高い技術を導入すること、及び保障措置データの一層の信頼性を確保するための取組みを行うことで、仕上げの段階を迎えた核燃料サイクルに対応し、最小限の財政的・人的資本の投入で対応できるより効果的・効率的な保障措置システムの構築を図ることが急務である。また、核不拡散を維持しつつ原子力エネルギーを世界的に発展させるための米国のGNEP構想に基づく原子力エネルギー研究開発協力促進を</p>	<p>その参考指標としては、IAEAが前年の保障措置実施状況をまとめた報告書（Safeguards Implementation Report：SIR）における我が国に対する評価を、活用することができる。</p>	<p>原子力の平和利用を担保することを通じて世界で最大規模の原子力活動を持続的に維持・発展させることができる。</p>	
--	--	---	--	---	--

		<p>し得る保障措置の品質保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保障措置データ品質保証体制の確立（六ヶ所再処理施設等プルトニウムデータ確認・解析システムの確立等情報処理システムの強化、査察員の資質向上・維持制度を含む） ・市場が逼迫している査察機器標準試料供給調査 ・保障措置分析所安全性強化等を実施し、増大するIAEA保障措置業務への効率的対応を図る。 	<p>目的とする「日米原子力エネルギー共同行動計画（経産、文科、外務、米エネルギー省策定）」の着実な実施のため、保障措置技術研究開発が必要である。</p> <p>なお、IAEAとしても、イラン、北朝鮮、新興国等の保障措置活動への対応増加が見込まれることから、我が国における保障措置への資源投入を最小限にするため、平成16年度以来SISAの導入を進めてきている。我が国は段階的にSISAを受け入れ、査察手法の改善や機器更新等を行ってきているが、我が国にとっても査察の効率化につながるよう、SISA導入検討に対して積極的に関与し、影響力を行使していくことが必要である。</p>			
【89】	<p>総合型地域スポーツクラブの育成・支援（拡充）</p>	<p>地域住民が自主的・主体的に運営し、子どもから高齢者まで誰もが、いつでも、多様なスポーツに身近に親しむことができる総合型地域スポーツクラブの全国展開を一層推進し、生涯スポーツ社会実現のための環境を整備する。</p> <p>また、既に全国に2,000箇所以上育成されている総合型地域スポーツクラブを核として、子どものスポーツ活動の充実や女性・障害者・働き盛り・高齢者等のスポーツへの参加機会の確保等、地域が有する課題を解決するためのモデル事業を実施し、その成果を全国に普及する。</p>	<p>（事業実施の背景）</p> <p>スポーツ振興基本計画にあるように、スポーツは体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえらるとともに、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものである。</p> <p>特に、高齢化の急激な進展や生活が便利になること等により、体を動かす機会の減少が予想される21世紀においては、生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフを実現するための環境づくりが重要である。</p> <p>このため、文部科学省においては、平成16年度より、地域住民が自主的・主体的に運営し、多世代・多目的・多目的に身近にスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブの全国展開を図るため、その育成支援を行ってきたが、その育成状況は各地域により様々であり、国民の誰もが身近な生活圏でスポーツ</p>	<p>（施策目標）</p> <p>施策目標7-1 生涯スポーツ社会の実現</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか）</p> <p>内閣府が行った世論調査（ ）によれば、スポーツクラブや同好会に所属している者のうち5割以上の方が「総合型地域スポーツクラブのような概ね同じ市町村の人が加入している地域のクラブや同好会」に所属しており、また、今後スポーツクラブや同好会に加入したいと考えている者のうち6割以上の方が「総合型地域スポーツクラブのような概ね同じ市町村の人が加入している地域のクラブや同好会」に所属したいと考えている。</p> <p>このことから、総合型地域スポーツクラブの全国展開は、まさに、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ</p>	<p>（事業インプット）</p> <p>総合型地域スポーツクラブ育成推進事業</p> <p>総合型地域スポーツクラブを核とした活力ある地域づくり推進事業</p> <p>（事業アウトプット）</p> <p>全国で400クラブの育成が促進されるとともに、総合型地域スポーツクラブが核となり、子どもや女性、障害者、働き盛り、高齢者などのスポーツへの参加機会の確保等地域が有する課題を解決することができる。</p> <p>（事業アウトカム）</p> <p>総合型地域スポーツクラブが有する機能や役割を普及することにより、総合型地域スポーツクラブの育成・定着が図られ、ひいては、国民の誰もが身近にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が期待される。</p>	863百万円

			<p>に親しむためには、少なくとも各市区町村に1つ以上の総合型地域スポーツクラブが必要であることを考えると、各地域による育成活動を促進するために、設立に向けた基幹的活動への支援や設立のノウハウ等を共有する場を設けることは大きな意義を有する。</p> <p>また、平成18年7月現在、1,843市区町村中786市区町村(約42.6%)において、総合型地域スポーツクラブが育成され、地域に定着しつつあるが、総合型地域スポーツクラブが単なるスポーツクラブとしての機能だけでなく、地域の交流拠点としての機能を有していることに鑑み、総合型地域スポーツクラブが核となって地域が有する様々な課題を解決する方策を検討し、その成果を全国に普及することは、地域におけるスポーツ振興だけではなく、地域住民の健康の保持増進や体力の向上、家族のふれあいや世代間交流による青少年の健全育成、放課後・学校週5日制の受け皿、地域の教育の再生からの観点からも大きな意義を有する。</p>	<p>社会の実現のために、必要不可欠であり、本事業の推進により施策目標の達成が見込まれると判断した。</p>		
【90】	地域スポーツ指導者育成推進事業(新規)	<p>スポーツ指導者については、これまで、住民のニーズに応えられる指導者の活用に関する仕組みづくりなどに取り組んできたが、これらの取組の中で「スポーツを気軽に楽しみたい人や、健康増進を目的として運動・スポーツを行いたい人に対応できる指導者が少ない」「指導を受ける側と指導者側のニーズにギャップがある」などの課題が明らかとなったため、地域の実態や住民のニーズに応じた指導ができる人材を育成することを目的とし、地域で活動するスポーツ指導者などの資質を高める研修プログラムを開発し、その普及を図る。</p>	<p>(事業実施の背景)</p> <p>スポーツ指導者については、「教育再生会議第二次報告」において、「スポーツリーダーバンクの活用を含め、指導者の活動を支援する。」とされている他、内閣府が行った世論調査()においても「スポーツを振興させるために国や地方公共団体に望むことは何か」という質問に対し、37.2%の人が「スポーツ指導者の養成」(12項目中1位)を挙げている。また、総合型地域スポーツクラブの全国展開などにより、質の高い技術・技能を有するスポーツ指導者に対するニーズが増加するとともに、そのニーズの高度化・多様化が</p>	<p>(施策目標)</p> <p>施策目標7-1 生涯スポーツ社会の実現</p> <p>(上位目的のために必要な効果が得られるか)</p> <p>スポーツ振興基本計画においては、生涯スポーツ社会の実現のための基盤的政策として、「スポーツ指導者の養成・確保・活用」が掲げられている。</p> <p>また、上掲の世論調査によれば、地域住民がスポーツ指導者に対し求めるものとして、「スポーツの楽しみ方や興味・関心がわくような指導」</p>	<p>(事業アウトプット)</p> <p>全国18地域において、地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツ指導者研修プログラムが開発されるとともに、実際に地域で活動しているスポーツ指導者が研修を受講・修了することにより、当該地域のスポーツ指導者の資質が向上する。</p> <p>(事業アウトカム)</p> <p>モデル地域において開発された資質向上のための研修プログラムが、全国に普及されることにより、モデル地域だけではなく、全国各地においてスポーツ指導者の増加と資質の向上が見込まれる。</p>	93百万円

			<p>指摘されており、スポーツの振興、生涯スポーツ社会の実現に当たって、指導者が果たす役割への期待は大きくなっている。</p> <p>このため、文部科学省においては、これまで、スポーツ指導者の養成・活用のために、(財)日本体育協会を中心とするスポーツ団体が行うスポーツ指導者の養成・確保・活用についての基本的な考え方を示す指針の策定や、スポーツリーダーバンクの整備・ネットワーク化による地域に密着した仕組みづくりに取り組んできた。これらの取組により、平成17年度現在、41都道府県においてスポーツリーダーバンクが設置されるなどの一定の成果が得られたものの、「スポーツ指導者に望むこと」として「スポーツの楽しみ方やスポーツへの興味・関心がわくような指導ができること」「健康・体力づくりのための運動やスポーツの指導ができること」が1位2位を占めるなど指導を受ける側のニーズと指導者側にギャップがあることが明らかとなってきた()。</p> <p>このような状況に鑑みれば、地域の実態や住民のニーズに応じた人材を育成することを目的として、資質向上のための研修プログラムの開発・普及を行う意義は大きいと考えられる。</p>	<p>や「健康・体力づくりのための運動・スポーツの指導」が挙げられていることから、健康志向・楽しみ志向の参加者を対象としたスポーツ指導法や子どもや高齢者を対象としたスポーツ指導法を含む研修プログラムを開発し、その研修プログラムを普及することにより、地域住民のこれらの要望に応えることができ、以って生涯スポーツ社会の実現に資すると判断した。</p>		
【91】	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設高機能化事業(拡充)	ナショナルトレーニングセンター(NTC)は、我が国のトップレベル競技者等の強化・育成活動の充実を図るための施設であり、中核拠点と競技別強化拠点により構成することとしている。本事業は、冬季競技、海洋・水辺系競技、屋外系競技及び高地トレーニングの、中核拠点では対応できない競技等について、既存のトレーニング施設をNTC競技別	<p>施策目標7-2(「平成22年までにオリンピック競技大会におけるメダル獲得率3.5%を実現する」)を達成するためには、トップレベル競技者の競技水準の向上を図ることが必要であり、中核拠点では対応できない冬季競技等について、トップレベル競技者が同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニングを行う環境の整備を行う必要がある。</p>	<p>【施策目標】 施策目標7-2 我が国の国際競技力の向上</p> <p>得ようとする効果及びその達成見込み NTC競技別強化拠点の指定及び本事業の実施により、冬季競技等の強化活動をより効果的・継続的に行う環境の整備が図られることとなり、</p>	<p>インプット NTC競技別強化拠点の指定・高機能化</p> <p>アウトプット NTC競技別強化拠点指定施設のトレーニング機能等の向上や中核拠点(JISS)等とのネットワーク構築を行い、より質の高い育成・強化活動が可能となる。</p>	769百万円

		強化拠点として指定し、N T C中核拠点とのネットワーク化などの施設の高機能化に係る事業を実施することにより、トップレベル競技者がより質の高い育成・強化活動を行うことが可能な環境の整備を図るものである。	スポーツ振興基本計画においても、「到達目標」として「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の指定を2006(平成18年)度中に開始し、2007年(平成19年)度から支援を開始する」と記載されているところ。	N T C競技別強化拠点指定施設における強化活動の実績が、国内の他のトレーニング施設と比較して大幅に増加する見込みであることから、本事業の得ようとする効果は十分達成できると判断。 N T C中核拠点施設では対応できない競技等について、N T C競技別強化拠点に指定し支援を行うことについては、「ナショナルトレーニングセンターの設置等の在り方に関する調査研究協力者会議」における検討結果による。	アウトカム 我が国のトレーニング拠点となるナショナルトレーニングセンターが整備され、我が国の国際競技力が向上する。	
【92】	チーム「ニッポン」マルチ・サポート事業(新規)	トップアスリートが最高のパフォーマンスを発揮し、世界の強豪国に競り勝ち確実にメダルを獲得することができるよう、現地・大会情報の収集、心理学・生理学・栄養学等の活用、用具・トレーニング機器の開発、トレーニング方法の開発等の多方面からの高度な支援を行う「マルチ・サポート・システム」を構築し、実施する。	スポーツ振興基本計画においては、平成22年までにオリンピック競技大会におけるメダル獲得率3.5%を実現することを目標として掲げているが、既に世界の強豪国の多くでは、メダル獲得率を向上させるため、「マルチ・サポート・システム」を国家戦略として位置付け実施しており、我が国の国際競技力を向上させ、これらの国に競り勝つためには、本事業を実施することが必要である。	施策目標 施策目標 7 - 2 我が国の国際競技力の向上 得ようとする効果及びその達成見込み 本事業を実施することにより、個々の選手では行うことが困難である総合的な多方面からのサポートが可能となり、個々のトップアスリートの競技力が向上し、ひいては我が国の国際競技力が飛躍的に向上することから、オリンピック競技大会におけるメダル獲得率の上昇が見込まれる。そのため、本事業の得ようとする効果は十分達成できると判断。	アウトプット 心理学・生理学・栄養学等の活用、用具・トレーニング機器の開発、トレーニング方法の開発等の多方面からの高度な支援を受けることにより、個々のトップアスリートの競技力が向上するとともに最高のパフォーマンスを発揮することが可能となる。 アウトカム 個々のトップアスリートの競技力が向上することにより、我が国の国際競技力が向上し、スポーツ振興基本計画に掲げられた目標の達成に資する。	206 百万円
【93】	ドーピング防止活動の推進(拡充)	平成17年10月に第33回国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)総会において採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」(以下「規約」という。)が平成19年2月1日に発効するなど(締約国数:61ヶ国、19年8月現在)、国際レベルにおけるドーピング防止を目指した取組が一段と進展している。 我が国も、平成18年12月27日に本規約を締結し、同規約の発効を受け、ドーピングの撲滅に向けた取	スポーツにおけるドーピングの使用は、スポーツのフェアプレー精神に反するとともに、競技者自身の健康を害し、薬物の習慣性から社会的な害を及ぼすなどスポーツの価値を損ねるものである。 したがって、規約締結国としてはドーピングの撲滅に向けて、ドーピング防止活動を実践する環境の整備を図る必要がある。	(施策目標) 施策目標 7 - 2 我が国の国際競技力の向上 (得ようとする効果及びその達成見込み) オリンピックにおけるメダル獲得主要国並みのドーピング検査件数(年間約7,500件)の確保及びアジア諸国のドーピング防止活動に関する人材の育成を図ることにより、我が国のドーピング防止活動に対する国際的な評価を高め、国際競技大会の我が国への招致活動にも好影響を与え	インプット ・ドーピング防止活動推進支援事業の拡充 ・アジア貢献事業 ・ドーピング紛争仲裁に関する調査研究 アウトプット 本事業を通じ、規約の締結により国の役割として義務付けられた競技者や一般に対する教育・研修、ドーピング検査の支援等を行うことにより、ドーピングに関する国内の取組が国際水準並に強化される。	337 百万円

		<p>組の一層の推進が求められている。</p> <p>このような状況の中、本事業において、我が国がドーピング防止に関する普及・啓発活動、教育・研修事業及び活動実施体制整備事業などを実施することにより、国内外におけるドーピング防止活動の一層の推進を図る。</p>		<p>る。</p>	<p>アウトカム</p> <p>ドーピング防止に関する国内の取組を強化することにより、競技者や青少年の健康の保持・増進、フェアプレー精神等規範意識の醸成による青少年の健全育成、スポーツ自体の価値向上等に貢献する。</p> <p>さらに、我が国がドーピング防止活動を積極的に推進することは、国際社会から信頼を得ることにもつながり、オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会の招致にも好影響を与えるものである。</p>	
【94】	<p>学校体育の活性化に向けた取組(新規)</p>	<p>本事業では、学校における地域のスポーツ指導者の有効活用、多様なスポーツに親しむことができる総合運動部活動の取組、小規模校が合同して行う複数校合同体育・部活動の取組等に関して調査研究を行い、今後のモデルや指針などを開発し、運動部活動の活性化を図る。</p> <p>また、小学校の体育授業への武道導入の実践研究や中学・高校と地域の町道場や大学との連携などの学校を中心とした武道振興の取組を進める。</p> <p>これらを通じて、学校体育のより一層の活性化を図る。</p> <p>このほか、子どもたちのスポーツ環境を充実させるため、グラウンドの芝生の維持・管理の取組を進める。</p>	<p>【事業の背景】</p> <p>近年、子どもの体力低下や子どもの規範意識の低下が課題となっている。子どもの体力向上や心身の健全な育成にあたって、運動・スポーツは重要な役割を果たすことから(「スポーツ振興基本計画」「教育再生会議第一次報告」)。児童生徒が身近に運動・スポーツに親しむことができるような取組を進める必要がある。</p> <p>特に、学校体育は、これらの課題の解決にあたって、基本的な役割を担っており、その活性化を図る必要がある。</p> <p>また、昨年12月の教育基本法の改正をふまえ、我が国の伝統と文化に触れる学習を行う必要があることから、我が国の伝統的運動文化である武道の振興を図る必要がある。</p> <p>学校体育をめぐる状況として、</p> <p>1. 体育授業や運動部活動等において専門的な知見を有する教員がいない場合に、地域のスポーツ指導者を有効に活用できる仕組みがうまく整っていない。</p>	<p>【施策目標】</p> <p>施策目標 7 - 3 学校体育の充実</p> <p>【得ようとする効果及びその達成見込み】</p> <p>学校体育は、児童生徒が運動・スポーツに親しむ資質・能力や心身の健全な育成、体力を培う大きなきっかけを与えるものである。学校体育の活性化を進めることで、これらの健全な発達が促される。</p> <p>また、グラウンドの芝生の維持管理を進めることで、児童生徒が安全にスポーツに親しむことができる場が確保され、生涯にわたって運動・スポーツに親しむ資質・能力の育成に寄与すると考えられる。</p> <p>このほか、児童生徒が我が国の伝統的運動文化である武道に触れ、武道の持つ日本固有の文化的側面を理解することは、武道の振興に大きく寄与するものと考えられる。</p>	<p>【事業に投入されるインプット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校体育への地域スポーツ人材の活用実践支援事業 【新規】 ・人間力形成に向けた武道指導実践事業 <p>小学校における武道指導実践事業 【拡充】</p> <p>中・高等学校における地域連携武道指導実践事業 【新規】</p> <p>武道実技指導資料の作成・配布 【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動等活性化推進事業 【拡充】 ・緑のグラウンド維持活用推進事業 【新規】 等 <p>【事業から得られるアウトプット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の結果を踏まえ、今後のモデルや指針等が開発される。 ・グラウンドの芝生の維持管理のためのモデルが開発される。 <p>【事業から得られるアウトカム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動参加率への増加、学校数に対する外部指導者活用率の増加 ・屋外運動場における芝生化率の上昇 ・体育授業や部活動における武道指 	955 百万円

			<p>2. 少子化や運動・スポーツに対する興味・関心の多様化等により運動部活動への生徒参加数が減少している、</p> <p>3. 実技指導者の高齢化や実技指導者不足などにより運動部活動の継続が困難なケースがある、等の問題が指摘されている。</p> <p>学校体育の活性化にあたっては、これらの問題を解決する必要があり、特に、児童生徒が武道を含めた多くの運動に親しむことができるような環境づくり、運動部活動に参加する生徒を増やすための施策、部活動の存続や体育授業の充実のために指導者を確保する等の事業を行う。</p> <p>また、「スポーツ振興基本計画」や「新健康フロンティア戦略」で指摘されているように、児童生徒の運動環境が十分に整備されていないことを鑑み、児童生徒が外で体を思い切って動かせるようなスポーツ環境を充実させるため、屋外運動場の芝生化とその維持管理に取り組む必要がある。</p> <p>特に芝生を維持していくためには、管理のためのノウハウ、コスト、管理体制の課題を解決することが求められている。</p> <p>このため、芝生化されたグラウンドの維持を図るため、芝生の維持管理等の円滑な実施のための方針の策定をはじめ、芝生の維持管理に係る調査研究事業、講習会の実施等を図るほか、パンフレット配布等による普及・啓発活動等の事業を行う。</p>		<p>導者の活用数の増加、武道部活動への参加率の増加 等</p>	
【95】	芸術拠点形成事業（ミュージアムタウン構想の推進）	国民の文化に対する関心の高まりにともない、鑑賞の機会の拡大、歴史や文化に対する知的欲求の充足をはじめとする様々な期待が美術館・博	平成19年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第2次基本方針）において、国が講ずる施策として、地域の美術	<p>（施策目標） 施策目標 8 - 1 芸術文化活動の振興</p>	<p>（インプット） 本事業の平成19年度予算額は180百万円である。</p>	300百万円

	<p>(拡充)</p>	<p>物館には寄せられており、生涯学習の観点からも美術館・博物館の果たすべき役割が一段と重要なものとなってきている。</p> <p>このような美術館・博物館に対する今日的な要請に応えるために、美術館・博物館を核として、地域の子どもたちに本物の美術品・文化財に触れる機会を提供するとともに、これらの取組を通じて、地域の文化資源を生かした魅力あるまちづくりを実現するものである。</p> <p>平成20年度においては、地域の子どもたちが、本物の美術・文化財に触れる機会の充実を図るため、事業費を拡充するとともに、事業者や有識者等によるフォーラムを開催することにより、事例発表や意見交換を行い、これらを情報発信することにより、一層の普及を図るものである。</p>	<p>館・博物館における教育普及活動の充実が掲げられており、美術館・博物館を核として地域の子どもたちに本物の美術・文化財に触れる機会の提供を充実させる必要がある。</p> <p>これからの我が国を担う子どもたちが、文化芸術に触れて豊かな人間形成を図り、日本の文化・伝統を身につけ継承していくことが、子どもの調和のとれた人間形成のためには不可欠であるとともに、我が国の文化芸術の振興にとって極めて重要であると考えられる。</p> <p>なお、本事業においては、博物館の中でも特に美術館・歴史博物館を対象としているので、他分野(科学系、動植物園、水族館等)とのすみ分けはできている。</p>	<p>本事業の実施により、美術館・博物館が日常的、積極的に地域に働きかけることにより、美術館・博物館において、地域と一体となった館運営や、地域の風土や生活文化に根ざした個性ある活動が行われることが予想される。</p> <p>また、子どもたちが美術館・博物館における鑑賞教育や表現体験、文化財を見、触れる知的・体験的機会を通じこれからの社会の中で、生涯にわたって、心豊かに、主体的、創造的に生きていくことができる資質や能力を身につけることが期待される。</p> <p>これらは、本事業の施策目標である、「芸術文化活動の振興」に資するものであり、毎年度全国平均で各都道府県1件以上の支援を実施することを目標とする。</p>	<p>(アウトプット) 本事業の実施により平成19年度は、全国において51件の事業実施が見込まれ、美術館・博物館を地域の文化振興の拠点施設として、文化活動が活発に行われることとなる。</p> <p>(アウトカム) 選定された事業のフォーラム(パネルディスカッション、ポスターセッションなど)を開催することにより、本事業の支援を受けた美術館・博物館以外にも波及する。</p>	
【96】	メディア芸術振興総合プログラム(拡充)	<p>我が国のメディア芸術の次代を担う優れたクリエイターを発掘・育成し、国内各地のメディア芸術拠点の活動の支援、拠点連携を図るとともに、メディア芸術祭を開催し、優れたメディア芸術作品を国内外に積極的に発信する。</p> <p>平成20年度は、新たに我が国のメディア芸術を積極的に海外に発信するため、メディア芸術祭の優秀作品を海外において展示上映するとともに、優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を増加させるため、各地の美術館で企画するメディア芸術作品の展覧会に対する支援を行う。</p> <p>また、次代を担う優れたクリエイターを育成するため、国内外の学生、新進クリエイター等によるメディア芸術作品の国際共同制作を行うことに加えて、我が国の優れたメディア</p>	<p>平成19年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)」においては、「3.文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項」として「現代の文化芸術活動を積極的に海外に発信し、アジアをはじめとする海外の文化芸術に資するよう、国際文化交流の施策を検討していくことが必要である。</p> <p>その際には、アニメ、マンガ、音楽等『ジャパン・クール』と呼ばれる分野も文化発信の上で重要な役割を担っており、メディア芸術などの新しい文化芸術の国際的な拠点を形成することも検討する必要がある」としている。また、「文化芸術の振興に関する基本的施策」においては「(2)メディア芸術の振興」として「文化庁メディア芸術祭の一層の充実を図るとともに、メディア芸術</p>	<p>(施策目標) 施策目標8-1 芸術文化活動の振興</p> <p>(上位目的のために必要な効果が得られるか) 我が国のアニメや映画などのメディア芸術は、広く国民に親しまれ、我が国の芸術文化の中においても重要な位置を占めている。また、我が国のメディア芸術は海外においてもジャパン・クールと呼ばれ高い評価を得ており、海外への文化発信の面でも重要な役割を担っている。</p> <p>「メディア芸術振興総合プログラム」として、海外におけるメディア芸術祭優秀作品の展示上映や、全国におけるメディア芸術作品展の開催などを行うことにより、日本文化の海外発信、優れた文化芸術の鑑賞機会の提供、優れた芸術文化の育成な</p>	<p>(事業アウトプット) 本事業の実施により、アジア圏内(2カ国)においてメディア芸術祭の優秀作品の展示上映が行われる。 全国(10カ所)でメディア芸術作品展が開催され、メディア芸術作品の鑑賞機会を提供される。 海外の学生、新進クリエイター等(15名程度)の招聘によるメディア芸術作品の国際共同制作が行われる。 我が国の優れたメディア芸術作品を積極的に海外に発信するための国際的な拠点を形成するための方策についての調査研究が行われる。</p> <p>(事業アウトカム) 世界で高い評価を得ている我が国のメディア芸術が海外に発信されることにより、我が国のコンテンツ産業の海外展開が促進されると同時</p>	857 百万円

	<p>芸術を積極的に諸外国に発信するための国際的な拠点を形成するための方策について調査研究を行う。</p>	<p>分野に関連する大学、美術館等との連携強化を図り、その創造活動を促進する。</p> <p>また、我が国の優れたメディア芸術を積極的に諸外国に発信する。大学等と連携しながら若手クリエイターに専門的研修や国際共同制作等の機会を提供することにより、次代を担う優れた人材を育成する。」としている。</p> <p>加えて、平成19年5月に策定された「アジア・ゲートウェイ構想」においては、「(6)日本の魅力の向上・発信」の中で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本ファッションウィーク」、「メディア芸術祭」、「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」、「新日本様式」、「グッドデザイン賞」等のイベントの内外での開催による発信強化 ・フィルムアーカイブの拠点であるフィルムセンターの機能拡充などによる、日本の現代文化のアーカイブの充実及びメディア芸術の拠点化推進 ・海外のクリエイターや識者等への発信強化や作品の海外展開を促すため、コンテンツの国際共同制作等を促進 <p>としており、「アジア・ゲートウェイ構想」とともに策定された「日本文化産業戦略」においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> メディア芸術祭など日本自ら設定する「評価の枠組み」の他分野への拡大（食、建築、ロボット、新日本様式、グッドデザイン、キッズデザイン、知的資産経営、省エネなど） 「メディア芸術」の発信強化 アジア諸国への展開を含めた「メディア芸術祭」の強化 フィルムアーカイブの拠点であるフィルムセンターの機能拡充などに 	<p>どが図られ、我が国の芸術文化活動が振興される。</p> <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> メディア芸術海外展の鑑賞人数を平成21年度において前年度と比べて増加させる。 メディア芸術作品展の鑑賞人数及び開催件数を平成21年度において前年度と比べて増加させる。 国際的に有力なメディア芸術関連の賞（SIGGRAPH等）の日本人クリエイターの入賞者を平成21年度において前年度と比べて増加させる。 	<p>に、日本ブランドの価値増大や国民間の相互理解が促進され、日本のソフトパワーの強化につながる。</p> <p>全国の人々にメディア芸術を鑑賞する機会が提供されることにより、メディア芸術についての認知が一層深まり、さらなるメディア芸術の振興が図られる。</p> <p>国内外の学生、新進クリエイター等によるメディア芸術の共同製作を通じて国際的に通用する優れたクリエイターを育成され我が国のコンテンツ産業を支える創造的人材の育成が図られると同時に、国内外に我が国の優れたメディア芸術を発信することにもつながり、我が国のメディア芸術の振興が図られる。</p> <p>我が国のメディア芸術の国際的な拠点を形成することは国際的に高い評価を得ている我が国のメディア芸術の海外発信を促進し、コンテンツ産業の海外展開が図られると同時に、日本のソフトパワーの強化につながる。</p>	
--	---	--	---	--	--

			<p>よる日本の現代文化のアーカイブの充実及びメディア芸術の拠点化推進 海外のクリエイターや識者等への発信強化や作品の海外展開を促すため、コンテンツの国際共同製作等を促進 としており、メディア芸術の振興は、政府として積極的に進めるべき政策とされており、このような取組を実施していく意義は大きい。</p>			
【97】	<p>子どもの優れた芸術文化に触れる機会の確保（拡充）</p>	<p>事業達成年度（平成23年度）においてすべての子供たちに優れた芸術文化に触れる機会を義務教育中に2回提供することを目標に以下の事業について計画的に拡充を図る。</p> <p>【本物の舞台芸術体験事業】 子供たちが、オーケストラ、歌舞伎などの本物の舞台芸術に直に触れる機会が少ないことから、学校の総合的な学習の時間などを利用して体育館等において優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、感受性豊かな人間の育成を図る。</p> <p>【学校への芸術家等派遣事業】 芸術家や伝統芸能の保持者等を学校へ派遣し、講演、実技披露等を行い、子どもたちの芸術への関心を高める。</p>	<p>平成19年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）」においては、「3.文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項」において、 （ ）子どもの文化芸術活動の充実 「学校や地域において、子どもたちが身近に伝統文化や現代の文化芸術に触れる機会の充実が必要である。このため、子どもたちが文化芸術を鑑賞したり、創造的活動を行ったりする機会など、文化芸術に関する教育の充実を図ることが重要であり、学校や地域での文化芸術活動を文化芸術関係者や社会教育、行政関係者が緊密に連携しながら地域ぐるみで支援する仕組みを構築する必要がある。」としている。</p> <p>また、平成19年5月に策定された「アジア・ゲートウェイ構想」「日本文化産業戦略」においては、 ・子どもの創作活動や感受性を育む（デザイン、工作、絵などを楽しむ）活動の推進 ・小・中学校などの学校教育における子供たちの創造性を育む体験活動の充実 とあり、子どもたちが身近に伝統文化や現代の芸術文化に触れる機会を充実していくことが求められている。</p> <p>とりわけ、各地方公共団体における</p>	<p>（施策目標） 施策目標8 - 1 芸術文化活動の振興</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか） 子供たちが学校において芸術文化に触れる機会が提供され、豊かな心や感性を育まれることにより、芸術文化の担い手が育成され、よって芸術文化の振興に資する。</p> <p>【目標値】 事業達成年度（平成23年度）においてすべての子供たちに、優れた芸術文化に触れる機会を義務教育期間中に2回提供する。 本事業を体験した子どもを対象にアンケートを実施し、事業を通じて芸術文化を身近に感じるようになった子供の割合を前年度と比べて増加させる。</p> <p>「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）」や「アジア・ゲートウェイ構想」等において積極的に推進すべき課題とされており、優先性は高いと考える。</p>	<p>事業に投入されるインプットとして、本物の舞台芸術体験事業1件当たり348万円、学校への芸術家等派遣事業1件当たり19万円程度を想定しており、以下のような事業の効果や成果が見込まれるため、効率性の観点から妥当である。</p> <p>（事業アウトプット） 本物の舞台芸術体験事業、学校への芸術家等派遣事業、あわせて2126公演を行うことにより、子供たちが芸術文化に触れる機会が提供される。</p> <p>（事業アウトカム） 子供たちが身近に芸術文化に触れることにより、豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力を育み、文化活動参加意欲の向上が図られる。</p>	3,973 百万円

			文化施策への取り組み状況、芸術団体の活動状況にばらつきがある中で、国が全国あまねく子どもたちに質の高い文化芸術に触れる機会を確保することの必要性は高いと考える。			
【98】	文化ボランティア支援拠点形成事業（新規）	<p>日本各地での文化芸術の振興が図られるためには、文化芸術に自ら親しむとともに、他の人が親しむのに役立つ文化ボランティア活動が重要である。</p> <p>平成15年から文化ボランティア推進モデル事業において、モデルとなる文化ボランティアの活動を支援してきた。本事業により、文化ボランティア活動が広がりを見せ、また、文化ボランティアのモデルとなる活動も現れてきた。</p> <p>平成20年度においては、地方公共団体や文化関係団体等が行う文化ボランティア・リーダーや文化ボランティア・コーディネーター養成のためのプログラム開発を支援することで、今後、文化ボランティアが自立的・継続的に質の高い活動を行っていくことを支援する拠点が各地域で形成されることを推進するとともに、優れた養成プログラムを広く普及させる。</p>	文化ボランティア活動は日本の文化芸術を支える活動として極めて重要であり、平成19年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第2次基本方針）においても、日本の文化芸術を担う人材を育成するため、地域や学校等における質の高い文化ボランティア活動を活発にするための環境整備を図ることが必要である点が指摘されているとともに、国の講ずべき施策として、文化ボランティアによる活動と一層の連携を図るとともに、それらの自立的な活動を支援することが求められている。	<p>【施策目標】</p> <p>施策目標8-1 芸術文化活動の振興</p> <p>文化芸術の振興を支える文化ボランティアが一層活性化するためには、文化ボランティア活動を支える環境整備が重要である。今後、文化ボランティア活動が自立的・継続的に行われていくためには、文化ボランティア・リーダーや文化ボランティア・コーディネーター養成を行い、一層質の高い文化ボランティア活動が行われ、また、行政と文化ボランティアとの協働がより円滑に行われるなど、文化ボランティア活動を支える環境整備を行っていくことが有効である。</p>	<p>（アウトプット）</p> <p>本事業の実施により、養成講座の受講により文化ボランティア・リーダーや文化ボランティア・コーディネーターが養成される。 文化ボランティア・コーディネーター等養成の優れたプログラムが開発される。</p> <p>（アウトカム）</p> <p>各地に文化ボランティア支援のための拠点が形成され、全国でより質の高い、自立的・継続的な文化ボランティア活動が行われる。</p>	32百万円
【99】	建造物保存修理（一般）（拡充）	<p>平成19年8月1日現在、2,317件の国宝・重要文化財建造物があり、その多くは経年等により破損が進行し早急な修理を必要としている状況にある。</p> <p>国宝・重要文化財（建造物）の保存は適切な周期で、修理を繰り返し実施する必要がある。</p> <p>時宜を得た修理を実施することによりその適切な保存と活用を図り、国</p>	<p>我が国には木造として世界最古の法隆寺金堂をはじめ、数多くの木造建造物が保存されている。</p> <p>これは建物が良質な材料を使用し、かつ優れた施工技術で建てられただけでなく、各時代のたゆまない保存管理のためのものである。</p> <p>文化財建造物の保存は、適切な周期、適切な材料、適切な技術で修理を繰り返すことが必要であり、適切な周</p>	<p>（施策目標）</p> <p>施策目標8-2 文化財の次世代への継承・発展</p> <p>（得ようとする効果及びその達成見込み）</p> <p>平成19年度においては、各都道府県から約200件の保存修理の要望があるが、現状では85件について事業採択しているのみである。</p> <p>建造物保存修理予算を拡充すること</p>	<p>（インプット）</p> <p>・国宝・重要文化財建造物の保存修理事業の実施</p> <p>（アウトプット）</p> <p>・我が国の貴重な文化財の次世代への継承</p> <p>（アウトカム）</p> <p>・我が国の歴史・文化を学び、国民生活の文化的向上に寄与</p>	6,500百万円

		<p>民生活の文化的向上に寄与することを目的とする。</p> <p>文化財建造物の修理は、建物を部材単位に解体し、補修後また組立直す根本修理と屋根葺替、塗装などの維持修理に分類できる。建物の破損状況に応じて適切な修理を実施する。</p>	<p>期で保存修理を実施しないと文化財としての価値を大きく損なうこととなる。</p> <p>しかしながら、現状では適切な周期による保存修理ができない状況であり、我が国の貴重な文化財を次世代に確実に継承するためには、建造物保存修理予算の拡充が必要である。</p> <p>文化財建造物の修理は多額の経費を要するため、所有者負担は極めて重い。所有者には檀家や信者等が少ない社寺や年金生活の民家所有者等も多く、修理についてこれ以上の所有者負担を求めることは難しい。</p> <p>また、都道府県・市町村による所有者への修理経費支援（随伴補助）も、地方財政の縮小により困難となっている。</p> <p>さらに、本事業は、災害の復旧修理事業にも対応しているが、近年、地震・台風・大雨等の災害が多発していることから、国費負担の迅速な充実が必要不可欠である。</p> <p>なお、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）」（平成19年2月9日閣議決定）において、文化財建造物等の有形の文化財について、「その種別や特性に応じて計画的に保存・修復を進める」ことを基本施策として定めている。</p>	<p>により、危機に瀕している文化財の保存を図り、適切な周期による保存修理が可能となる体制を構築する。併せて当該建造物の積極的な公開・活用に資する。</p> <p>（事業開始時に想定した効果及び18年度までに得られた効果） 明治30年以来平成18年度までに約2,300棟の根本修理が実施され、国宝・重要文化財建造物の保存に努めている。</p>		
【100】	文化財総合的把握モデル事業（仮称）（新規）	<p>我が国の文化財の保護については、文化財保護法に規定されている6種類の文化財の種類別に、各々の文化財の特性に応じてきめ細かい保護措置がとられてきた。</p> <p>一方、文化財はそれが置かれた環境の中で、人々の営為と関わりながら伝統的な意義と価値を形成してきた</p>	<p>平成6年の文化財保護企画特別委員会、平成13年の企画調査会の報告書において、従来の文化財の分野別の保護手法に加え、分野の枠を越えた文化財の総合的な保存・活用の必要性や周辺環境を含めた保護の必要性が指摘されているところである。</p> <p>また、世界遺産一覧表への掲載にみ</p>	<p>（施策目標） 施策目標8-2 文化財の次世代への継承・発展</p> <p>（得ようとする効果及びその達成見込み） 今までの文化財保護行政は、指定等にみられるよう、国によるトップダウン型で進められてきた。</p>	<p>（インプット） ・市町村によるモデル事業を15市町村で実施</p> <p>（アウトプット） ・「歴史文化基本構想（仮称）」の策定</p> <p>（アウトカム）</p>	306百万円

		<p>ものであり、本来その歴史や風土のもとで相互に有機的につながっているという側面も有している。</p> <p>そうした中で、特に近年、文化財相互間の関係に留意し、文化財とその周辺環境との関係も含め、文化財を総合的に捉えることが重要となっている。</p> <p>そのためには、各地域において、地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想（以下、「歴史文化基本構想（仮称）」という。）が策定されることが重要である。</p> <p>この度、「歴史文化基本構想（仮称）」の策定を促進するため地方公共団体に対しモデル事業を実施するものである。</p> <p>事業の実施にあたっては、以下の内容を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歴史文化基本構想（仮称）」の策定のための内容検討のワークショップの開催 ・域内に存する文化財の悉皆調査 ・「歴史文化基本構想（仮称）」の策定 ・地域住民に対する文化財への意識向上のための講習会の開催 	<p>られるように、歴史的・文化的・自然的主題を背景として相互に緊密な関連性を持つ複数の文化財を総合的に捉えたうえで、その周辺環境も含めて保護を図る手法が国際的にも広がりを見せている。</p> <p>そのため、文化審議会文化財分科会に企画調査会を設け、「文化財の総合的な保護を行うための方策の検討」を行っており、中間まとめ（平成19年8月予定）において、「歴史文化基本構想（仮称）」の策定等について提言が行われる予定である。</p> <p>「歴史文化基本構想（仮称）」は、地方公共団体が自主的に策定することが提言される予定であるため、先行して複数の地方公共団体でモデルとなる事例を実際に策定する必要がある。</p>	<p>「歴史文化基本構想（仮称）」は、地方公共団体が地域の民間団体等と連携しながら策定するものであり、ボトムアップ型の保護の促進が図られる。</p> <p>「文化財の次世代への継承・発展」は、国による文化財の保存・活用のための取組の他に、地方公共団体による取組、民間団体による取組等、様々な主体による取組により実現するものであるため、「歴史文化基本構想（仮称）」の策定を促進することは、文化財保護のための選択肢を増やすことになり、施策目標に資するものである。</p> <p>「歴史文化基本構想（仮称）」を全国展開するために、先行して複数の地方公共団体でモデルとなる事例を実際に策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「歴史文化基本構想（仮称）」の策定の全国展開 ・「歴史文化基本構想（仮称）」のガイドラインの策定 ・「歴史文化基本構想（仮称）」の策定による「文化財を核とした地域の魅力」の増進 ・「歴史文化基本構想（仮称）」の策定による域内民間団体等との連携協力の促進 	
【101】	留学生交流の推進（拡充）	<p>留学生の受入れ・派遣を通じた留学生交流は、我が国と諸外国との間の人的ネットワークの形成や相互理解と友好関係の深化、国際的に開かれた社会の実現、我が国の大学等の国際化・国際競争力の強化、人材の育成を通じた知的国際貢献等に重要な役割を果たしており、これまでも諸施策を通じて、その充実に努めてきたところである。</p> <p>特に平成20年度においては、国費</p>	<p>平成15年12月の中央教育審議会答申「新たな留学生政策の展開」において、大学等の在学者数に占める留学生数の割合は、受入れ・派遣とも欧米先進国と比較して低い水準にあることを踏まえて、留学生交流を一層推進するなど「留学生受入れ10万人計画」達成後の新たな留学生政策の基本的方向が必要であると提言されている。</p> <p>さらに、各種政府の会議の提言に基</p>	<p>【施策目標】 施策目標9-2 諸外国との人材交流の推進</p> <p>（得ようとする効果及びその達成見込み） 本事業により得られる効果の達成度は、留学生数（受入れ・派遣）や政府奨学金の受給者数（受入れ・派遣）等の諸外国との比較等の結果により判断する。</p>	<p>（事業アウトプット） 本事業の実施により、我が国の国際的人材育成の推進や、諸外国の人材養成への協力による我が国と諸外国の相互理解の増進が図られ、教育政策のみならず、外交政策、産業政策等の発展と密接な繋がりが図られる。</p> <p>（事業アウトカム） 我が国における国際化・活性化を図り、豊かな国際社会の構築が図られ</p>	- 百万円

		留学生制度の充実、短期留学生受入れ促進、留学生用宿舎の整備・確保、日本人海外留学の促進等の施策を図ることにより、国家戦略としての留学生政策の推進を図る。	<p>つき策定された平成19年6月の「経済財政改革の基本方針2007」において、国家戦略としての留学生政策を再構築すると提言されている。</p> <p>具体的な方策として、教育再生会議第二次報告書、アジア・ゲートウェイ構想、長期戦略指針「イノベーション25」等において、戦略的・機動的な留学生政策のため有効活用する観点から国費留学生制度の改善を図る、数週間～1年未満の短期交換留学の拡大が、欧米先進国を中心に世界的な潮流となってきたことを踏まえ、短期留学生受入れの促進を図る、現地でのリクルーティング支援体制の強化や、渡日前の選考・入学許可及び奨学金支給の決定、在学中の相談・支援、卒業後の就業を見据えた産学連携の強化等を図る、地元自治体や関係機関等の協力を得つつ、家族を含めた住環境・生活環境の整備を図る、世界で活躍できる日本人を育てる観点から、日本人の海外学習機会の拡大を図る等があり、これらを踏まえ、引き続き国が一貫した支援を行っていくことが不可欠である。</p>	<p>このことから、積極的な留学生の交流が展開されることにより、諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成、国際的視野を持った日本人学生の育成、我が国の大学の国際化、国際競争力の強化、国際社会に対する知的国際貢献が図られるものと考ええる。</p>	る。	
【102】	国際交流拡大プログラム（新規）	<p>【国際交流推進会議の設置】 国際統括官の諮問を受け、今後の文部科学省における国際交流事業の推進方策に関して総合的な観点から審議を実施。教育、文化、スポーツ、科学技術、学術に関する国際会議等の選定も行う。</p> <p>【国際会議等の開催・誘致】 1. 「経済財政改革の基本方針2007」や「アジア・ゲートウェイ構想」により政府が推進することとしている国際会議等の開催・誘致施策の一環として、文部科学省として開催することが重要と考えられる国際会議等を特定し、準備及び開催。</p>	<p>（事業の背景等） 1. 我が国が、教育や文化、スポーツ、科学技術・学術の分野で国際社会をリードしていく存在であり続けるためには、諸外国の人々と互いの文化や価値観を理解し合い、信頼関係を築くための国際交流を一層推進していく必要がある。</p> <p>このため、国際交流に関し、幅広い知見のある有識者から構成される国際交流推進会議を設置し、今後の国際交流事業の推進方策の検討に資する。</p> <p>2. 安倍総理所信表明演説（平成1</p>	<p>（施策目標） 施策目標9-2 「諸外国との人材交流の推進」</p> <p>諸外国との人材交流等を通して、国際社会で活躍できる人材を育成するとともに、諸外国の人材養成に貢献し、我が国と諸外国との相互理解と友好親善に資する。</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか） 国際交流推進会議における審議や国際会議等の開催等を通じて、国際的な舞台上で活躍できる人材の育成や、教育、文化、スポーツ、科学技術・</p>	<p>（事業アウトプット） 国際交流推進会議を年5、6回程度開催。 文部科学省として重要と考える国際会議等を年5回程度開催。特に、平成20年度は、G8北海道洞爺湖サミット開催の機会を活かし、G8大学サミット（仮称）を開催。 在京アタッシェとの交流事業を年2回開催。 外国人来訪者に対する説明等の充実。</p> <p>（事業アウトカム） 以下のような成果が期待される。</p>	100 百万円

		<p>2. 数年先の国際会議等を誘致・開催するために必要な活動を実施。</p> <p>3. 特に、平成20年度は、G8北海道洞爺湖サミット開催の年であり、この機会を活かして、G8大学サミット（仮称）を開催し、議論の成果を広く国際社会に発信。</p> <p>【諸外国との人的交流の強化等】</p> <p>1. 各国の大使館における教育、文化、スポーツ、科学担当アタッシェとの交流事業の実施。</p> <p>2. 外国人来訪者に対し、我が国の教育制度等を説明するための資料作成、配布。</p> <p>3. その他、人的交流に資する事業の実施。</p>	<p>8年9月)で、活力に満ちたオープンな経済社会を構築するために「<u>主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国を目指す</u>」ことが示され、主要な政策課題の一つとなっている。</p> <p>このため、「国際会議開催・誘致拡大局長会合」において、世界に発信、貢献する<u>国際国家・日本の実現と国際交流の進展を通じた地域の活性化</u>を目的とする「国際会議の開催・誘致推進による国際交流拡大プログラム」を策定。本プログラムに基づき、内閣官房と国土交通省が中心となって、各府省が取組を実施予定。内閣官房からは、各府省自ら国際会議開催・誘致に積極的に取組むよう強く要請を受けているところ。</p> <p>3. また、「経済財政改革の基本方針2007」や「アジア・ゲートウェイ構想」においても、<u>グローバル化のメリットを最大限活用しながら、アジアの活力を成長に取り込み、国際交流の拡大を図るための方策として、国際会議等の開催・誘致施策を政府が推進することとされている。</u></p> <p>4. こうした施策の一環として、文部科学省としても開催することが重要と考えられる国際会議を特定して、準備及び開催を行う。</p> <p>また、我が国と諸外国との相互理解と友好親善に資するため、各国との窓口である在京大使館との交流事業を実施する。</p>	<p>学術において世界に貢献する成果を発信し、諸外国との国際交流の推進に資する。</p> <p>また、海外からの参加者が我が国の歴史、伝統、文化、社会等に触れる機会を提供し、それらに対する理解が進むことが期待される。</p>	<p>【国際交流推進会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の文部科学省における国際交流事業の推進方策に関する提言。 <p>【国際会議の開催・誘致】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国のデータや指標等に関する体系的な情報収集。 ・海外に対する我が国の魅力の発信及びプレゼンスの向上。 ・国際交流を通じた地域の活性化。 ・活力に満ちたオープンな経済社会の構築への貢献。 ・G8大学サミット（仮称）の議論の成果の国際社会への広範囲な発信。 <p>【諸外国との人的交流の強化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国大使館との連携及び情報交換の強化・活性化。 ・教育や文化、スポーツ、科学技術・学術政策に関する相互理解と信頼関係の構築。 	
【103】	外国人の子どもの社会適応事業（新規）	日本に在留する外国人の子ども（6～18歳）を対象に、地方公共団体や外国人の子どもの教育支援を目的として活動している団体等に、日本の習慣や基本的な生活ルールを身に	我が国に在留する外国人は近年増加の一途を辿り、平成18年末において外国人登録者数は208万人に達した。これは前年に引き続き過去最高を更新しており、今後も増加する	<p>（施策目標）</p> <p>施策目標9 - 2 諸外国との人材交流の推進</p> <p>施策目標2 - 1</p>	<p>（事業アウトプット）</p> <p>本事業の実施により、全国において約10地域で、外国人の子どもの生活環境適応に資するプログラムの実施が見込まれる。</p>	20百万円

		<p>つけることを促進する事業（学校・社会見学、集団生活体験プログラム等）を、文部科学省が委託して実施することにより、外国人の子どもの日本社会への円滑な適応を促進する。</p>	<p>ことが予想される。</p> <p>外国人は、必ずしも日本語能力が十分ではなく、日本の文化、習慣等の社会システムに対する理解が十分ではないことから、地域社会との間での軋轢や摩擦が生じやすい。</p> <p>また、不就学や日本語学習の困難等の子弟の教育の問題等の生活者としての問題が生じており、「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（外国人労働者問題関係省庁連絡会議）等において、外国人の子どもの教育の充実等の必要性が指摘されている。</p> <p>そこで、我が国に在留する外国人の子どもが我が国の生活環境に円滑に適応し、不就学を防止するための施策として本事業を実施する。</p>	<p>確かな学力の向上</p> <p>施策目標 2 - 2 豊かな心の育成</p> <p>（上位目的のために必要な効果が得られるか）</p> <p>外国人の子どもが本事業のプログラムに参加することで、日本語能力不足や日本文化・習慣への理解不足に起因する不就学の防止等に資するものと判断される。</p> <p>また、全国の外国人集住地域において、外国人の子どもの社会適応に資するような実践的プログラムの展開が図られることが見込まれる。</p>	<p>なお、南米系日系人を中心とする外国人が多数在留する都市で構成される「外国人集住都市会議」の構成都市が現在 22都市である。</p> <p>（事業アウトカム）</p> <p>選定されたプログラムの情報を多くの地方公共団体、公益法人、NGO等に提供することにより、全国で同種又は新たなプログラムの開発・実施の取組がなされることが期待される。</p>	
--	--	--	--	---	--	--